

前田利家
不破彦三
徳小谷山
徳山五兵
衛八柄谷

長秀山梨
ニ著ク

宿屋七左
衛門防の
濱山庭戸
柴田三左
加藤清正
拜郷五左
衛門清水
谷口ヲ拒
盛政ノ兵
飯浦山ニ
據ル

山路將監
八月一日
五左衛門

勝家林谷
ガ口ニテ防
ガントス
毛受勝介

天正十一年四月二十一日

一五八

十日ノ條 筑前殿方之衆此由見被申、十九日之申ノ刻ニ、美濃國へ急以飛脚被申候ハ、越前之柴田、江州柳瀬迄出陣之由被申越候、其飛脚同廿日酉ノ時計ニ、岐阜へ參著申候、筑前殿被聞召、是一大事之義ト被仰、急早馬ニ召れ、同刻ニ岐阜を御立被成、其夜ニ江州木の本迄御著被成、廿一日之夕ノ刻ニ、黒田村觀音坂を去つがさけへ御登り候、丹羽五郎左衛門殿も、其翌日江州高嶋郡大溝を、兵船十五そうこて山梨村迄御著、是も同廿一日こ去つがさけへ登り被申候、越前之勢是を見て、我先こ落行被申候、筑前殿木の本へ御著候節ハ、人數ニつりよ十騎計ト申候へ共、大明神山のまよてハ、二千餘騎計著候由申候、落行勢之中ニ、佐久間玄蕃頭同心ニ、宿屋七左衛門下知こて、おれら山庭戸濱之堺こて一陣持候所を、筑前殿御内櫻井左吉先懸被致、はきくつし追拂、宿屋七左衛門尉首を櫻井取申候、又庭戸濱こて柴田三左衛門一陣を持候處ニ、加藤虎之介先陣ニ而つきくつし申候、清水谷口をといか五左衛門尉もちかめらま候を、糟屋内膳先懸ニ而つきくつし申候、其後惣人數海邊川を村へと引まして、飯浦山のまよ鳥打北谷といふ所へのほり、又片時之内ニ此坂下へあつま候を、脇坂中務、片桐市正、平野遠

江、加藤左馬、右四人してつきくつし、さん／＼打ちらし被申候、右七人之衆を七本やりと申候、山路將監暫ク留り、雜兵ニ下知仕候處を、八月一日五左衛門尉行むろひ組討いさし、山路ヲ首を取、筑前殿へ指上申候、御褒美ニ表子八表被下候、此將監ト申候ハ、本の柴田殿被官ニ而御座候處、去年柴田殿長濱の城を御請取之時分、城代ニ柴田伊賀守を被遣候時、五人之物頭之内こて候、其故ハ伊賀守子細有之ニ付心替り被致、筑前殿方へ成被申、右之將監其外五人之物頭衆を大杉山、岩崎、其外の城郭へ指遣し、其身ハ煩ニ而長濱ニ居被申候、其後合戦之時分、將監又柴田方へ成被申、終ニ八月一日五左衛門こうされ申候、其外越前の人數ハ、山々谷々こゝろしこて而うされ、山道三里ハしかいこて、土もまへ不申候由申候、それハ大將筑前殿ハ海道へ下り、越前さして御きり入候處ニ、柴田殿林谷口こて此由を御覽被成、打死可被成由ニ御極メ候處ニ、柴田殿こせうよめんせう庄介ト申もの、修理殿へ申上候ハ、御馬印を此者ニ被下候ハ、此所ニ留り一戦仕、暫クふせき可申候、其間ニ御國へ御入可被成由申上候處ニ、則馬印を被下候、庄介兄弟惣而人數三十騎計残り留り、上方の人數を引請、散々こせめさゝろひ、鐵刀

天正十一年四月二十一日

一五九

木下半右
衛門尉
小川左平
次
八十二日
歸家北莊
城北ス

盛政黒田
山ヨリヨ
メテ兵ヲ
ク退ク

河置山ノ
備若ニ兵
ヲ

盛政ノ兵
ヲ待タズ
シテ後方
ヨリ崩ル

追撃急ナ
リ

東野山方
面ノ戦況

午刻ヨリ
合戦ヲ始
ム

北國勢敗
ル

天正十一年四月二十一日

一六〇

も打おり、其後甲をぬき、敵の方へあけりけ申候處へ、木下半右衛門尉行む
りひ、引くを申、半右衛門深手をおひ、已こあやうく見へ申候處に、小川左平
次落合、兩人して、めんせう庄介を打申候、明ル廿二日之八ツ時分、修理殿
北の庄へ御入、同廿四日ニ本城にて御腹めされ候由申候、以上、
右之條々、此近邊年寄之口を以書之者也、若あやま在、後賢是をさし
可被申候、

〔江州余吾庄合戦覺書〕

一盛政ノ略、秀吉變ヲ聞キ、大垣ヨリ賤ヶ嶽ニ急行シ、
收ム、さ共佐久間殿も、去迎ハ人數をもちり、よもあさず、取て返

し、黒田山之峰より賤嶽をも打過て、河置山之上まで、四五度之御合戦、
終り人數をちらさす御のき、見ゆ人上下共目を驚し申候儀、

一今日佐久間殿御凌之躰、峯通り之事をあ、少も見へかくは、所なし、敵
味方とも、あせう、と目よか多てさ、やき申儀、佐久間殿ハ先河置山
之城に押之人數を立おるを、其所までと心よかけ、二手一手こあり、可
引あら、難なく引とりて重る、又、けめれ合戦之快せとやこの御心持
よてあるへし、さ、さ、やき見る所、案よ相違して、ほどよ立おるを、し人

數、佐久間殿をも不請待、さゆと引返し行程よ、佐久間殿人數ハ、頼方をあ
くなるこ見へ申候、其よ追手之勢ハ、よ、きおひて、かちこき作り
て懸ら申候へ、佐久間殿人數も、昨今之軍よ仕はるを、こ候つを、終
り追崩、山之峰を分て、兩方へ亂れ、よ成て、うさる、よあり、行衛も志
らすよけ延もあり候と見へ申候、追手之勢ハ、少も不休、北へさして
押寄せらるる、賤嶽、河置山兩城よ籠さる人數も、城迄出て、先手こ追は、
き、池原文室之上、下へ押お、山乃ふも、少高き平に、先々人數を御
立有て、普御休息と見へ申候、

一東表よ、東野山之城よ手當として、人數二備立おられし候、廿一
日之朝、堀左衛門頭殿ハ、人數を御城より押出し、東野山よ御立有を、普
雙方よ手出しを、あ、よら、あひてありし、午ノ刻も過程よ、雙方おり
あひて御合戦を見へ申候、初も北之敗軍よ成、其後之敵味方とを、亂
きて、平地よあく所土も、あ、見申候、る、う、時刻辰に隨て、終り北
國勢追崩、味方之人數追詰寄と見へ申せし程に、扱こそ味方之、かち
よけるよと云て、人々よろこひ、聲をあけて、互にかを、見申つる、

天正十一年四月二十一日

一六一

勝家ノ本陣

丸山ノ岩ヲ圍ム

羽柴長秀
木下右衛門
衛門ト稱ス

天正十一年四月二十一日

一六二

一終に此軍はきたのまけに極りて、味方之勢追詰る、柴田殿は以前より柳瀬之上之山御城構有て、御本陣と申候つる、
 一終日北之まけになりて、諸勢悉く敗軍、柴田殿以前を柳瀬之上丸山と申を、御構御普請有て、是を柴田殿御本陣と申、諸勢はちりちりになれども、此城に柴田殿御はた印立、堅固に見ゆるによりて、味方之勢を押あけて、おつとりまはひてせめられつるに、城中より門をひらきて切て出ると見ゆる程に、扱は柴田殿よと、寄手の衆は心付る處に、さわなくて、めん上庄助となつて、兵をあまた左右にして、鎧をそろへて、切て出らるゝ、寄手の人數多しと申中に、木下美濃守殿、そのときは木下半右衛門殿と申候つる、名のり懸てさしより引組て、終に庄助殿御首をとり、則太閤様御見參、無比類御働かなとて、しよせひ申及候つる、柴田はや北庄へ御かけおちありて、かくのとく之仕置と申なからし候儀、則柴田殿御馬しるし、金之御へい、其時太閤様へ上り候つる、

〔賤嶽合戦記〕

玄番敗北之事（平岡シ） 付 七本鎧之事

かくて玄番の、日暮よおよひなど、賤ヶ嶽北面を取巻、ひる谷、清水谷、庭戸濱

盛政桑山
重晴ニ岩
コトヲサシ
トヲ促ス

秀吉本陣
著陣ヲ重
晴等ニ報ズ

惟住長秀
大溝ヨリ
賤嶽ニ向
フ戦ヲ窺
況ヲ窺フ

盛政賤嶽
ノ岩ヲ攻
メントス
原隠岐守
贊セズ

よ陣取てゐたりたるよ、其日もやう／＼暮よたよへと、玄番方よ重要害を可被相渡旨申遣したるよ、只今立のき可相渡と申内よ、やう／＼時刻をうけりたれと、秀吉木之本へ著陣有とひとしむ、賤ヶ嶽へ去のひを入、只今是迄著陣也、去とらく堅固よ可相守と内通去まへと、桑山、羽田大よ氣を得、それよ鐵炮よ玉を込、敵の方へ放ちかくる、又丹羽五郎左衛門尉の、高嶋郡大溝の城よ籠りし、賤ヶ嶽へ小屋見舞よ可參と思ひ、兵船二三艘よ取れり、佐ふら尾といふ所まで來りたる、賤ヶ嶽よ鐵炮の音きをしく聞えをれ、いかゝ思案有るん、佐ぬら尾よ船を浮へ、模様を見て居給たる、又大浦へ申遣し軍兵を呼寄、そをより山梨子村迄船を寄さ、たて、様躰聞合て居まひしとも申たる、去程よ、玄番城を可相渡旨、賤ヶ嶽へ申越々をとも、終よ渡され、剩へ鐵炮よ玉を込打をる故、日暮てより越前勢の方よ手負死人數泣去らば出來と、玄番不審にもひ、原隠岐守よむりひ申たる、桑山約束を變し、いまよ要害もわさば、剩味方よ死人多く出來と、不審よ思ふあり、菟角此分よて賤ヶ嶽へ取り寄、をら責よ攻へき、いいうよと申おれと、原答て申ける、夜中よせむることも、たやま、く落へしとも不覺、平攻よ責あ、と、味

天正十一年四月二十一日

一六三

勝家兵ヲ
出シテ陣
ニス

秀吉著陣
ノ風説

盛政大崎
對馬ヲシ
テ實否ヲ
探ラシム

盛政清水
峠ニ備フ
立テント

方大分損へし、又秀吉其間にうろつつけらるへし、ごやせんかくあらんと、案
し煩てそ見へよける、又勝家の日の暮迄、玄番に、是非引とれとの使、千度百
度數あらば、終に玄番ひかさせと、いふしや勝家の、是非よりあつたごや
思ひけや、内中尾より我勢を玄番陣へくり出し、我身も今市と東野の間
ある狐塚まで陣をよせらるる、又玄番陣所より、暮戌刻計成、味方大
騒ぎをせし、こゝろいふは秀吉後巻せらるると見へたり、かゝりしとおもひ、
拜郷五左衛門、玄番むらひ、秀吉此地へ出陣と見へせり、寂早覺悟有へし
と申せしを、玄番ういづく、秀吉天魔よもせよ、鳥よもせよ、いまは被來へき
にあらば、味方の勢をまこと、備へを立、様子を見せうらひ候とんと、申を
てぬ、ごや陣中口々、秀吉木之本邊へ被越る、濃羽海道明松万灯會(明下開)と
くに見ゆると、申をの多りなれと、玄番、大崎對馬と云し者、見て可參と
ありなれ、對馬承、蜂ヶ峯筋を下り、黒田觀音坂の峠迄くさり、南の方を
見る、上海道下海道明松よて續きた、又木之本邊人馬の音夥敷聞へり
れと、立歸て申ける、秀吉著陣し、諸勢只今續くと相見へ申候と申なれ、
玄番にと返き、我旗本を清水谷の峠より引、備へて立るべきとひし宛たるに、

秀吉觀音
坂ヨリ登
ル

長秀モ來
援ス

原彦次郎
拜郷五左
衛門殿ス

盛政備フ
清水峠ニ
立テ得ズ
シテ飯浦
坂ノ峯
トニ立テ
ス

秀吉の美濃部勘左衛門と云郷人、案内せさせ、戌の刻、田神山を下り、黒
田村へかゝり、觀音坂よりうち上らせ給ふ、追々懸付る勢共、觀音坂よし
て二千程も馳付け、公茶臼山の堀切を、人數馳付間、緩々と押廻したま
ふ、人數半分程追付け、は、猿ヶ馬場といふ所よとさみ箱と腰をうけ、休息
をそとさほひたる、又丹羽五郎左衛門尉長秀も公著陣と聞、山梨子坂を賤
ヶ嶽の南東へにしは、玄番の清水谷の峠に備へて見んと、人數を引け
るに、ごや秀吉公の勢跡をむしとくひ付、何共御方は、立立たれ、其日の
殿、原彦次郎、拜郷五左衛門いさしける、彼等二人は向て玄番申る、
いふは拜郷、原、敵をさらひたはぬ、と申なれ、拜郷答て申ける、御覽
候の、我ら人數近邊三十間四方より、敵の影もささせざるをかし、如此
崩立する大軍、いふは、あつたんや、此上を面々働よと、さらくへしといふ
ては、又追來に敵を四方へ追ちらして、引よる、玄番清水谷も、人數立
得せして、賤ヶ嶽の北飯浦坂の南の方に、小高き峯有ける、彼より引、寄、
立むと軍とい取ける、秀吉小姓旗本の侍共、追崩すへしとひしめきたるを、
秀吉公おさへて宣ひたる、やよいは汝等、我等下知を相待へしと、今此

方よりうゝ御方は、御方をおふんと仰らまされ、近習の衆、敵人數を立ち
 さめおと、御むゆりしく御座候はん間、惣懸て追立へきと申けまは、いや
 く左様あらば、汝等汝持候て社秀吉汝ひてよしといせ候へ、今相か
 うつき崩しかと、福やまちすへきそ、兵糧にてもつかひ休息をへし、我等
 さし圖の時節は突かゝると、高名の汝等望次第あるへし、玄番といふ若
 者、軍法をえらばして、崩をかゝつたる勢にて、敵を頭の上に見あけ、己う勢
 を立むと、何とひしめきたる共、長良が術もても人數立へき所よてあし、
 先我等う馬をるしを敵の後へは、まをるしと被仰付、御茶を召てをいさま
 ひける、其時長濱伊賀守の、病氣さるより、秀吉の下知として、京都へ養生
 へ越したるう、留守は徳永石見を差置ける、陣見廻は秀吉の御座有たる
 猿う馬場へ伺公しられ、秀吉石見は對面あされ、伊賀守は病氣いうと
 御尋あされけれ、石見何の遠慮もなく、今月十六日は相果申候と答、秀吉
 大に驚きて、果報つゝあれた者哉、只今は北國汝取せ置、天下の大名よあ
 さん物をと、軍半は御落涙をそあされる、御近習の面々も、徳永靈想ある
 事を申者うあて、皆人は汝笑ひたると、かて玄番人數いごゝくつま

徳永壽昌
 猿馬場
 秀吉ヲ候

戦ハズシ
 テ退クモ
 ノアリ

秀吉突撃
 ヲ命ズ

山路將監
 加藤清正

拜郷五左
 衛門

福島市松

宿屋七左

打坂鳥

留ル踏

櫻井左

糟屋内

柴田三

衛門尉

かゝりたるは、御方の人數持の内も、一戦も及ばず裏崩をして引衆も
 ありたりは、越前の勢足汝を、汝も又さしけるに、折ふし其夜は廿日の事
 かれ、清月東山よのや、日中程あう、御けるに、越前勢乃頭の上に、秀吉
 の御馬をるし金のふくへさし立て置ける、上を下へさした立、秀吉御覽
 し、時分はい万成を、かゝるや兵ともて、自具を取吹あらし給へは、黒煙を
 立て突かゝる、清水口よて山路將監一備へ持うさめるを、加藤虎之助
 肥後守、ゆきくまし、將監を引く、山より五反計兩人とも組あらおちけ
 せとも、互におし不申、終は將監くまけ、虎之介、將監の首を取、拜郷五左
 衛門庭戸濱の西北汝一は、へさへ、人數を引取いたるを、福島市松
 太夫、先懸てうさまより、宿屋七左衛門尉鳥打坂の南は踏留しを、櫻井
 左吉突懸てしり、宿屋と渡し合せを、戦ひ、櫻井薄手負ける、汝、糟屋内
 膳助來て、宿屋を討取ける、柴田三左衛門坂中よてふと留候へしを、脇坂甚
 内務、懸破追散し高名を、平野權平、遠加藤孫六郎、片桐彦右
 衛門、後東、我もく、と突かゝり、追崩しつゝ、飯のうられ坂尻白木の森迄
 へ、右七人の衆をとおとらしと高名しける、右七人を七本鎧と申して、秀吉

堂蜂須賀山正ノ
勝東野山ノ
ノ堀秀政ノ
等モ攻撃
ヲ始ム

勝家ノ兵
四散ス

果々シキ
戦モノク
スシテ敗軍

勝家死テ
決ス

勝家ハ軍
功天下ニ
雙テ下ノ
ナシ

秀吉ハ敏
捷

毛受庄兵
衛

勝家茶臼
立山ニ備フ

天正十一年四月二十一日

一六八

御褒美被成なる、櫻井も七本の外也、扱北國の勢を、北かまで見へし、時
分のよきそご心得、堂木山よりの蜂須賀、木村、小川、大金、東野山よりの堀、賤
ヶ嶽よりの申におよひ、木戸を開き、時を作り切て出てくる程に、北國勢
にくるき方を忘れ、同士討ちるもあり、柳ヶ瀬海道へふくるも有、峯通へ
うゝ、鹽津七里半山中道へ退も有、四方八方へも散るを、秀吉方の軍
兵共二手にわたり、思ひくりに追行、爰の谷合よてたしあらへて組も有、う
しこのはまりへ追詰て討も有り、又北國勢ぬみどほり、火花をちらし戦ふ
も有、其分野はおひたし、賤ヶ嶽近邊の敵御方の死骸よて、駒のふとを
なかりたる、誠は玄番勝家の下知もえさうに、勝家のりしゆへ、さうさ
しく一戦もあくして、かく慰々、乃軍兵ども、追うち討をけるこそむさ
んなせ、

毛受庄介、勝家より代り忠死の事

いさとしや勝家も、玄番下知もえさうに、賤ヶ嶽表をひりされ、我
身の狐塚まで陣を寄、人數を賤ヶたさへ越さるる、味方は軍大よやふ
せ、追討ようさるゝをみて、近習の者共よむりひ、我爰よて腹切へし、汝等
おもひくりに退候へと被申けれ、勝家小姓あり、毛受庄介と云し者、
進出て申せる、君も戰場よ向て、軍功天下よ肩を雙ふる者あし、今途中よ
て御自害被成事、後々迄の悪名あるへし、北庄まで御のき被成、城中よて心
静し御腹めさるへし、おそせの多御座候へとも、御馬印を我よ御預被成
候の、踏留り候而、敵十萬騎よて追懸來とも、恐らるる御影をみりくも程
の、一人もと致すはしきと申せは、勝家の曰ク、いやとよ、秀吉のたやき者
也、于今追懸來る、危し、雑兵の手よか、追討ようさむより、あよて自
害あるへきと被申たれ共、再三あゝ後よけいさむれ、勝家けよとと思
ひ、馬印金の御幣を給りたれ、庄助請取、弟の庄兵衛よ向ひ、汝の勝家の
御供申、北の庄へ歸へれと申せども、庄兵衛同心せも、一所よ討死せん
思ひ定めて残りたる、庄助も勝家の馬印を取持、此所の場所廣して敵を防
よ便し、取しと、拾町計引退、茶臼山といふ所よ御幣指立、寄る敵を待たる、
佐藤村上よもたごらしとこそみへよたれ、又義心金鐵兵共、庄介と一所
よ働へきと残る程よ、以上雑兵共に五十計も残りたるを、茶臼山よ眞丸に
立くそをきりたる、うくて秀吉のえつりた山より下り、軍兵共よ下知し

天正十一年四月二十一日

一六九

秀吉急追
ヲ戒メ人
數ヲ集ム

負傷者ヲ
傷ル

秀政ノ部
下勝家ノ
首ヲ得ト
稱ス

たまのく、卒爾は長追すへあらは、是より山合難所多所あり、勝家の古武者
あるを、備へて一戦とくへきと相待事をふるへしとて、御人數汝あつた
まふ、さてそれより海道筋へ乗出し給ふ、其道々に敵味方わらち
手負共さん汝とさるることくあり、いまは死さる者多りたる、比の四
月廿一日辰の下剋の事ある、一天曇りかく照にてのける空寂る、手負
共疵汝日は照付らきてくるしめり、秀吉御覽有、いさしく思召、其苦を濟
ひ給さんと御思案半ある、むらふの山汝御覽それと、郷人の面々笠ひき
あつき、男女老少雲霞のことく見物も、黒鉄の者ども被仰付、向の山への
ほり、見物の面々、汝等かゆきるる笠一ういつ、くれ候へ、褒美を可被
下と被仰付、そのかさを乞取、道々の手負共、たおひき寄せさまふ、誠
天下を治めたまふ程の大將の、かく御心のつきたまふ物うあど、みか人申
からしむる、それより海道を打たまふ、東野と中津江の間にて、何者共
まれも首一提げ秀吉を相待、公近く成たまへと、私勝家の御首給つよりと
て御目(ハ脱カ)かくる、公、汝の神妙の事を仕るとて御覽有、此首よき者の首あり、
勝家う首よのあらはと被仰、其方の誰人成と、のせたまへの、答申上ら

木下平右
衛門尉

小川左平
次

る、堀久太郎者にて御座候と申上られ、公、久太郎は申付、目汝懸さ
るゝと被仰たり、さるほどは勝家の、立退時剋もあがりたる、とや退たる
とみへきり、追付へしといそかせたまへと、茶臼山を麓、勝家馬あるし
へたりたれ、爰は備へたり、卒爾は懸あど下知したまふ、秀吉忠軍兵共、我
勝家汝組討し高名をんとあらそひたる、木下平右衛門真先へ打たを、
鎧を打ふり、すゝみよを、んで六七拾までつきかゝる、庄介は、持玄
つめ、敵合四五間成たる、真黒ありて、一度に唾と突り、木下平右
衛門は、膝を皿より高股うけてあきす、半右衛門深手を、其まゝ、そこ
よ伏たる、汝、庄介首をかゝす、さて引取、人數を立よたり、次は小川左平次、
土佐を、半右衛門を助來て突かゝる、を、庄介是をみて、やあゝ、是へ見ゆる
申候、小川よ、てのあきり、汝うやうある士けりし、我むらふへきよあらされ
共、敵といへ之力、其方の江南佐々木、普代(普)の家人かりし、佐々木を
見放、信長公は付奉り、信長を惟任光秀奉討時、惟任は組し、惟任を秀吉亡し
給ふ時、秀吉は組せし者也、いて、目は物見をんといふまゝに、長刀四方

勝家ノ兵

勝介等

勝介ノ戦

勝家ハツ
時分府中

利家ハ敗
軍引取早
テク府中
歸ル

天正十一年四月二十一日

一七二

よ振廻し、小川次壹町計追散れ、それよりして秀吉公の御馬廻り衆初め、高名せんとして、我も一と四方より取廻しける、元來庄介と組せし五拾計は者共、必死非生の勇士ともあれど、半時計り間も、火花をちらし相戦ひ、太刀長刀を打おれければ、己う居る所より先へ、敵壹人を通さざるも、とや庄介組せし五十計の兵悉くうされ、十四五人ばかりなれば、甲冑ぬき大童もあり、大音あまて名乗るる、勝家忠家人毛受庄介と云し者也、時お當り圖抜うけ、身不肖ありとの申せども、馬印をうきとり、主君の恩を報せる也とて、又敵の中へ懸入たる、小川初は悪口くち惜や思ひなむ、面もふらに引組、終は首をは取たりたる、秀吉方の人數五十計も死けり、誠は庄介かたは道路に埋といへども、名の戦場の所よきよめたる、勝家急落行給ひたるに、其日ハ八ツ時分越前國府中まで落のひ、府中の城主前田又左衛門尉所へ立入給ひ、案内を乞給へと、利家則出迎ひたまふ、此又左衛門尉利家の、廿日の合戦は、賤ヶ嶽の北堂木の要害に押への大將よて候ひしう、味方敗北乃砌、早速引取府中へ歸て居城を、勝家、利家よ向て、此中のほねおりとある申よおよび、我運命はき果如此成候上り、各よ一禮申其かひも

勝家利家
ニ秀吉ニ
降ランコ
トヲ勸ム

かき仕合也、貴様の秀吉と内々入魂の事あれ、何れ子細も候ひし、秀吉只今是へ打むらふあり、秀吉よ對面したまひ、よき頼あるへしと被申なれ、何そ秀吉よ對面申答よても無御座候へ、此城よて切腹仕候のんどの返事也、勝家おしうへし、か駈らに、秀吉を頼たまへと、心よきよそ宣ひたる、さて勝家被申なる、我今朝より支度せ、何よて御出し候へと食をこひ給へと、畏候とて、湯洗をだし給ひたる、とある、と支たくして、己う居城北に庄へ控歸り給ふ、○余吾物語、盈筐錄所、收賤嶽記、異事ナシ

〔渡邊勤兵衛記〕

江○近

六、柴田合戦の様子柳瀬表へ大閣様をたき、城

渡邊了喜八
淺井喜八
郎助
西脇彌五

を、たきただけの、筋を、柴田三左衛門三千計と、而ほりき、を南へ越、南むきに、をたき、たけをおさへ申候、柴田（從入也）玄番壹萬四五千よて、其ほり切、よこれうみ、を東向押上ケ、中河瀬兵衛を討果し、其夜其場、玄番陣取候所を、太閣様美濃を、其日之内、懸付被成候と付、玄番次日之朝、夜を、かけ前日仕懸候うみ、を拾町計有之谷、あいを引取申故、大閣様御先手不殘被相著、勤兵衛も先、を引付、爰よて右左、をあらひ候、面々淺井喜八郎、赤尾孫助、西脇彌五助、候、少之せり、あい有之候へとも、玄番跡を

天正十一年四月二十一日

一七三

盛政ノ殿
軍鐵炮ヲ
以テヨク
拒グ

七本鎧ノ
場所

淺野日向
淺井吉兵衛
山路將監

對峙スル
間柴田
方崩ル

戦功ハ秀
吉ノ麾下
ニ限リタ
ズニアラ
ズ

羽柴秀勝

山路將監
功ヲ立テ
ハ勝家ノ
下ニ赴カ
ントス

天正十一年四月二十一日

一七四

仕候鐵炮能候而、くり退の次第を亂し不申候、又山田之足入候へり、平付にも成不申候故、大どい無之、朝四ツ時分こい、玄番をま筋へ引上ケ申こ付、うみむさを付候人數之埒明候、又前日か志流うたけをおさへ候柴田三左衛門も、玄番と一所こ成候様こい、ま筋を引取候處を、大閣様木本山か志流うづけの城廻へ被押出候こ付、御手廻之面々、朝四ツ時分こ三左衛門引取候こま筋を見懸、ほり切越こ此方か打候鐵炮こ而、柴田方こ手負多出來、其手負こ此方か取付、ほり切北之上りよてよて、七本鎧と有仕形御座候、勘兵衛事、朝よこのうみむさらち明候而から、ほり切之上へ七本鎧之場所へ上りつき申候、又七本鎧之様子、敵間拾間計も有之、兩方ふと留候處こ、柴田方か四人とま筋をうを流なきこ此方へ懸テ參、さね壹人此方先かこへ鎧を打こ見申候、又此方之先かこい横七八間こをろり、下うら上り候、其先かこ廿人計可有之候、爰こ而勘兵衛からひ候、右左は淺井喜八郎淺野日向候、又向敵の淺井吉兵衛、山路將監候、此兩人のこえり通し之間候、同此方跡へ流こき候面々百餘も可有之候、其面々も不殘一度こごつと懸テ參候へむ、敵方跡までここへせ、惣くひ

をこ成、貳拾町計の敵味方とつこ成、追立參候へむ、ま筋之たり又こ貳千計もそあへをくづさせ候、人數相見へ候、敵方そこよてふと留、二時計にらとあひ有之候處こ、俄柴田方いろめきくひを、又三拾町計追討候て、大閣様御勝こ成申候、右書付申仕合候へり、朝之仕形七人こ究事よても御座有間敷候へとも、大閣様柴田をの御手廻之面々鎧をさせ御勝候と被仰候こ付、數こ不入候へ共、面々ほまおるんこ成申候、此時勘兵衛指物貳間餘り有之、白キ切さき、年貳拾貳、但若キ役こ手をもふさげ候、主仁(秀勝)御次様候事、○南部文書、碩田叢史、所收水庵記大抵同ジ、

〔落合卜庵物語〕

○南紀徳川史、四十二所收

一志つり嶽乃山と添て、よご乃海と云有、

其間よ太閤より向城を二つ築給ふ、敵間近き向城者、普請を丈夫よ致し、本丸よ木村常陸、二ノ丸こ大金藤八、三之丸こ山路將監を籠置給ふ、又一つノ向城の、敵間隔り候へり、普請をも麤草こおしらへ、是よの中川瀬兵衛を籠置給ひて、太閤か大垣へ越給ふ、山路將監も本より芝田(柴田同ジ)よ心入有けれと、一旦太閤へ歸服まといへとも、何そ一忠節致、それを鹽こ芝田方へ可參との所存よて、まきをねらひ、大金藤八を可撃と企、先前方妻子を

天正十一年四月二十一日

一七五

妻子ヲシ
テ長濱ヲ
逃レ出デ

事露レテ
勝家ノ陣
ニ走ル

渡邊了
石河兵助

天正十一年四月二十一日

一七六

夜中ニ舟よてのけ申處ニ折節番船のいあり候故、番船よ
りとか免候へり、山路ヲ妻子のよし申付、本丸の木村常陸所へ注進を
致、山路も妻子を被留候由聞内ニ乃企顯たる存、野村庄次郎と云者ニ
申付、妻子を急柴田方へ遣候へと申付、野村途よて心替を致し、本丸の
木村常陸方へ參、直ニ申度事有候由、常陸ニ右之様子有様ニ申聞候
へり、扱者別心無疑とて、山路を可撃内談仕、其付何となく城中も騒き
ニ驚、山路ハ早々立退、柴田方へ走こむ、其時山路カ忠節ニ、中川瀨兵衛ヲ
籠り候向城ハ、敵間の遠を恃、城の普請をさう候間、是へおしよせ候
者、城を可攻落と申付、さらハ夜中ニ可取懸とて、佐久間玄蕃を大將ニ
して、手前の向城をはさし置、程遠き瀨兵衛が城へおしよせ、防戦を、此由
大垣へ注進有付、太閤早々馬を被出、夜中ニたいまつを燃、引も不
切參候を見て、程近ニ成候時分敵ハ引取、此時中川瀨兵衛討死也、太閤の
先勢少々おし付る、お次殿の内渡邊勘兵衛、石子兵助ハ敵の跡をまゝひ、
山手を左ニ見て、よこの海の汀を行處ニ、石子申ハ、柴田本陣ハ山の上な
れば、よき働可成間、是より山へ上り可然と申、右之道筋殊外成足入よて、

淺井喜八
郎

一柳末安
同直盛

〔一柳家記〕

一〇中略、秀吉、勝家ト柳ヶ瀨ニ對陣スル、秀吉公ト對陣之刻、同

四月廿日、秀吉公故有テ濃州へ被成御座候、御留守ヲ窺、修理亮内佐久間
玄蕃將トシテ中川瀨兵衛ヲ攻殺、其日暮ニ及候故、其所ニ壹萬五千計ニ
テ陣取居候、其旨秀吉公御聞被成、濃州大柿ヨリ夜通ニ御馳、御合戦可被
成御觸モ無之、明廿一日之寅之刻ニ、玄蕃陣所山上へ御取懸被成候由、然
共市助聞付、四郎右衛門ト只二騎ニテ馳參見候得者、秀吉公御先ニ騎馬
八人、步行衆五人、御馬印持貳人之御中間之外無之由、其時市助申上候ハ、

天正十一年四月二十一日

一七七

天正十一年四月二十一日

一七八

末加藤
光泰ト共
ト軍奉行

大谷吉繼
石田三成
奥村半平
一柳次郎
兵衛

稻葉清六

盛政ノ兵
暗夜ノ兵
勢ヲ知ラ

盛政子刻
ヲヨリ退却
始ム

敵近々ニ御座候條、御先手馬ヨリ下可然ト申候ヘハ、然者市助先ニ罷越、其旨下知仕候ヘト御意ニ付、四郎右衛門ト打連通拔候ヲ御覽被成、今一人ハ誰ト御尋候ヘハ、弟四郎右衛門ト申者ニテ御座候ト申上候得ハ、秀吉公御高聲ニテ、兄ニ劣ヌ者也ト御意之由、然所加藤作内（光泰）被馳付候、作内市助ハ其日之軍奉行ト被仰出、其外之軍奉行衆ハ未出合、右二人ハ態跡ニ扣致下知候、四郎右衛門ハ歩立ニ成、先懸之衆ニ加候、其時之先懸衆ハ加藤虎之助（後肥）、大谷桂松（後刑部少）、石田左吉（後治部少）、合候沙汰無之、福島左衛門大夫（内櫻井）、片桐助作（後市）、平野權平、奥村半平、一柳次郎兵衛、同四郎右衛門、稻葉清六、以上拾四人、（内四郎右衛門、清一萬五千之敵ニ可馳向所存無類之儀ト其比申由、後敵ニ様子承候ヘハ、前日之合戦ニ勞、又ハ引立タル軍兵ト云、闇夜之事ニテ候得者、ケ程之小勢ニテ御懸可被成トハ不存候由、淺美藤右衛門ト申者後陣ニ罷在、後關白様へ被召出、右之通語被申候、玄蕃ハ本陣へ可引取覺悟ニテ候得者、宵之陣所隙入候ニ付、其夜子之刻ヨリ引立、大軍ト云、山之上難所故、漸寅之中刻迄後陣之勢引被申候、然所ニ秀吉公御取懸被成候故、敵足早ニ引、海之上之桑山法印カ楯籠候取手、シヅ

盛政堀切
ニテ防グ

大島光政

徳山秀現

ガ嶽之城ヲ二反程行過、堀切有、此所ニテ引返、山カキニ待懸、北國士弓之手垂五十人餘面ニ進、爰ヲハ上セ立間敷トテ、雨之降コトク射懸申ニ付、先懸之衆面ヲ向候事不罷成、甲ヲ傾居可申外ハ無之由、其時四郎右衛門左ニ大島茂兵衛（光政）、右ニ稻葉清六、後ニ五間計引下崎田源太郎（後小右衛門）、其外御旗本之衆拾二人、面々進被申候内、矢疵負不申候者三四人ナラテハ無之、大島茂兵衛甲ノテヘンニ矢二筋、稻葉清六甲ノテヘン吹通（吹カ）ニ三筋、崎田源太郎ハ左之股ヲ被射、痛手故則引取申候、此時之御先衆、何モ弓持者無之ニ付、被射退テ進兼申候、サレ共大島茂兵衛（本）、家ニテ、只一人不（本）惜矢種散々射被申候、爰ニテ之セリ合寅之刻半ヨリ辰ノ刻迄之内ニ、敵矢種ツキ候哉、少矢遠ニ成候所ヲ、右之先懸衆切先ヲ揃討テ懸堀切之上迄攻上ル、然所秀吉公之御勢追々馳付、右先懸候衆、再四郎右衛門ヲ初追懸ハ、敵返合、五町程之間數度之合戦、中々嚴儀詞ニモ不及由、北國勢者次第ニ引取、三町程行過、玄蕃諸勢ヲ集、後陣之同勢ヲ相待、又取テ返ス、就中四半黒之武者多シ、中ニモ徳山五兵衛運之一戰可仕トテ、鑓ヲ合、太刀ヲ打、散々ニ戦候由後ニ聞申候、味方ニハ大島茂兵衛、前之戦ニ矢疵數ケ所

天正十一年四月二十一日

一七九

天正十一年四月二十一日

一八〇

沓見平藏

蒙リ、取分左之小手ノツカヒヲ被射、弓引候事不叶、四郎右衛門ニ詞ヲ通シ引被申候、四郎右衛門其日之裝束ニ、白糸之鎧、三尺五寸之太刀、壹尺八寸之刀、九寸五分之鎧通、何モ白鞘卷、指物ハ不差、九尺計之大身之鎧ヲ提突廻候由、奥村半平ハ、鎧ヲ突折、太刀ニテ之働也、其外加藤虎之助、同孫六、平野權平、櫻井左吉、片桐助作、加須屋助右衛門、石川長十、又一說ハ、石川兵介ハ、脇坂甚内、大谷桂松、奥村半平、福島市松、同與吉郎、赤母衣ヲ懸、稻葉清六、一柳次郎兵衛、前後左右ニテ何モ劣ヌ働之由、此時石川兵助討死ス、終玄蕃敗軍仕、其時敵味方入亂不分明、漸半町計行過、兩方分明ニ候由、其刻市助士沓見平藏首ヲ取、是一番首也、市助悅、則五十貫之知行ヲ遣候、其外先懸之衆首ヲ取候モ可有之候得共、鬧敷時之儀、難見分成之由也、玄蕃又四町程行過、敗軍之兵ヲ集、壹萬五千計ヲ一手ニ合、一段高キ山ニ旗ヲ立、今日之合戰、兎角引間敷ト相見候由、然共今朝寅之刻半ヨリ午之刻迄之戰ニ、味方之兵手負勞申ニ付、續テ懸候事モ無之、其所ニ踏留リ、人馬ノ息ヲ被休候由、今朝ヨリ數度之戰、秀吉公御勝利ニテ候、故、軍勢馳付、御旗本ニモ八百騎計相見、其外後陣ニ至迄追々馳加大軍ニ成申候、然共御先手ハ右之拾四人

秀吉ノ兵
次第ニ集ル

藤堂高虎

盛政ノ兵
戰ハズシ
テ崩ル

之衆也、暫在テ玄蕃足輕ヲ出、矢鐵炮ヲ打セ候ニ付、秀吉公之御勢手負死人多在之由、味方ニモ羽柴美濃守内藤堂與右衛門、足輕貳十人計引連、鐵炮之セリ合ヲ始、互ニモミ合事一時半計也、然所未之刻、玄蕃陣所故有テ俄敗軍仕候、右敗軍之子細、後ニ其手ニ居申候ハ、馬ヲ放、諸勢是ニ驚、敗北候ト語申候、今一人ハ喧嘩仕出候付、扱ハ謀、叛人在之トテ、秀吉公之軍兵勝ニ乘追懸候得者、引返討死仕者モ數多有之由、四郎右衛門モ首四ツ取候得共、追討之首之由、内一人ハ引返脇指ヲ投懸、則四郎右衛門ト組候ヲ組討ニ仕候由、是拾八歳之働之由、江北之七本鎧トハ此時之儀ヲ申候、四郎右衛門働之儀、關白様御代ニモ、大島茂兵衛度々感被申候由、然共陪臣故御感狀モ出不申候、如何成儀ニ候哉、御直之衆モ御感狀出候ト又不出之由、下有脫カ稻葉清六何方ニテモ高知取候ハ、此時之働故ト聞候、

加藤光泰

〔別本
大洲〕加藤家譜

乾

光泰

作内、彼從五位下、任遠江守、或曰、初諱景教、

天正十一癸未、秀吉公柴

田修理亮勝家退治、近江國柳ヶ瀬ニテ御合戰勝玉フ、公ニモ御供ニテ、鐵炮能モノヲ用ヒ、自身鎗ヲ合セ玉ヒ、兜首ヲ得玉フ、家臣多ク戰功有リ、此時秀吉公濃州大垣ヨリ一騎ニテ御出馬、一柳市助直末、後伊豆ト云、ト公兩人馬上ノ

天正十一年四月二十一日

一八一

天正十一年四月二十一日

一八二

供シ玉フ、此合戦ハ右ノ兩人軍奉行ヲ勤ム、○上下略、伊豫大洲加藤家譜、寛
シナ、

〔福島略系〕

(天正十一年)

(佐久間)

同年四月、柴田盛政其兵一萬五六千人ヲ以テ、軍ヲ志津嵩ノ北
ニ張リ、柴田勝政ヲ招ク、勝政ハ三千人ノ兵ヲ率テ、盛政ニ會ント欲ス、秀吉
ノ兵進テ、矢砲ヲ發ス、北兵亂ル、石川兵介ハ北兵ノ拜郷五左衛門ト戦ヒ死
ス、正則ハ他ノ骸ヲ踰テ、鎗ヲ第一番ニ交エ、首級ヲ獲リ退ント欲メ、加藤清
正、加藤嘉明、同作内、脇坂安治、平野長泰、片桐直盛、糟屋介衛門等ノ七士ニ逢
フ、七士其ノ軍事ヲ訊フ、正則ノ云、此ノ兵ヲ以テ進マハ彼レ墮ヘン、請フ今
マ鯨波聲ヲ揚シ、七士ノ云、可ナラン、足下已ニ先ツ功勳ヲ策スルカ故ニ、暫
ク去テ幕下ニ告テ云ヘ、鋒ヲ交ル事正ニ此ノ時ニアリト、正則ハ携ル所ノ
首級ヲ擲テ云ク、吾レ敢テ去ラジト、作内ニ謂テ云ク、足下幸ニ馬ニ騎ル、急
ニ幕下ニ告ヨ、作内云、諾、然ラハ吾レ此ニ歸リ來ンマデニ、鋒ヲ交ル事勿レ
ト云テ馳ス、秀吉ノ云ク、爾早ク歸テ戦ヘ、作内云ク、臣舊所ニ至ンコロフヒ
ニ、幕下モ亦鯨波聲ヲ揚ケ玉ヘト、言訖テ去ル、行事二三町許リニ、幕下ノ
鯨波聲山ヲ崩ス、七士雄ヲ争テ力戦ス、此ニ於テ北兵忽ニ墮ヌ、勝政ハ戦死

福島正則

加藤光泰

脇坂安治

七本槍
加藤嘉明

シ、柴田權六及ヒ盛政ハ擒ラレヌ、後チ六條川原ニ梟ス、勝家カ北ルヲ追テ、
北庄ヲ圍テ自殺セシム、信孝ヲ濃州岐阜ニ圍テ自盡セシム、○寛政重修諸
家譜、異事

〔寛永諸家系圖傳〕

二百十

脇坂安治

甚内、從五位、中務少輔

(天正)

同十一年四月、秀吉と柴

田修理亮勝家と、江州志津嵩柳瀬表まで合戦のとき、安治を、みて一番槍
をあひす、秀吉感状をまゝふ、それ詞よいとく、○中略、六月五日、附、脇坂甚内
日ノ條、所收、脇坂文書ニ同ジ、

是より、山城の國下津屋と大井といふ所にて、食祿三千石を領す、此に

〔寛政重修諸家譜〕

七百七

加藤嘉明

左馬助、從四位

(天正)

十一年四月、太閤、柴田

勝家と近江國志津嶽柳瀬にいて合戦の時、嘉明等七人衆に先だちて鎗
を合す、世にこれを柳瀬の七本鎗といふ、六月五日、感状をあたへられ、三千
石の地を加増せらる、○上下略、ナホ、寛永諸家系圖傳、加藤嘉明傳ニコトヲ載セズ、

〔清正記〕

○肥後

一夜たあくる夜待るま、木の本をまたほのくら巻よ、志
つう嶽の南み御と、立立させら、從、弓鐵炮頭ともよ、ほりき李の玄蕃允

天正十一年四月二十一日

一八三

天正十一年四月二十一日

一八四

り軍勢よせせけき、うゑをよ、いさをよ、と使番衆を以て被觸たる、畏
ど申もあへに、入うえはめかへ、とさく、どうたせけを、暫時よ手負死
人數百人出來りる、敵の手負死人をれきんとせしに、軍勢氣をくつし、ら
ちもなか初きる、秀吉公きつと御覽して、團御取被成、近習れをの共先か
、せ、勝軍に軍法の守り時よあそよ、終、鎧を入よ、と御下知なれ、御
詞れ下より、加藤虎之助一番鎧と名乗、拜郷五左衛門尉、手乃鐵砲頭、戸
波隼人といふをのを、は、ぬ、首を取、福島市松、加藤孫六、平野權平、脇坂
甚内、糟屋助右衛門、片桐助作となの、き、いつをも一度よ鎧を仕る、虎之助
衆申りる、いさや敗軍の敵を一追た、いんとて、五町ほど追行よ、またあ
つて、玄蕃り軍勢彌敗北して、秀吉公終よ勝利を得、まふ、○上下略、清正、大垣ヨリ賤嶽
ニ向フコト、及ビ秀吉清正ノ戦功ヲ賞シ、所領ヲ與フル
コトニカ、ル、本月二十日及ビ六月五日ノ條ニ收ム、

〔續撰清正記〕

一 續、志津嶽合戦物語の事

清正ある時の夜話に、志津嶽にての一戦の刻、秀吉公の御傍ちかく居候ひ
けるか、先に合戦はじまるべきと見およひし故、我一人拔懸して、よき敵あ
らは討取んと思ひ、さらぬ體にて、すゝみゆかんとせし處に、秀吉公屹と見

加藤清正
戸波隼人

秀吉清正
ヲシテ螺
ヲ吹カシ

ム

谷兵大夫

清正戸波
隼人ヲ討
取ル

つけ給ひて、虎之助螺を吹けと仰せられれども、きかぬ體にもてなして、
二三間程あゆみけるが、急度思出したるは、事の急なる時分臆病者がふく
貝は、聲が出ざる物と世以ていひならばはし候事なれば、心臆してふかざる
かど、秀吉公もおぼしめし、又諸人も存すべし、しからは假令手柄をいたし、
又は討死したる跡までも、弓矢の上の耻辱これにすぎじと思ひ、貝をとり、
いかにも靜に吹上、法のごとく吹しまひ、馬を引よせ打乗て、急て進行ける
を、谷の兵大夫といひし者、道の傍より我を見付申けるは、そこをとほるは
虎之助にてはなきか、若輩なる者のはやり過て、敵前ちかくなりて、馬に輪
をかけたるは、見ぐるしき物なるぞ、控て馬を乗候へといひける時、近頃惡
き言葉かな、何とそ彼に返答すべきと思ひ、振かへつて見侍れば、少こたか
き其上に、馬を横さまに立て居たりけり、いや、彼は功の入たる老武者
也、味方は纔の勢なれば、若追立てられ、敵勝に乗て競ひきたらば、横鎧を入
突返すべきために屹と控へたると思えたり、とかく曲者也、先きかざる體
がましなりと思ひ、愈馬をはやめすすみ行、一番鎧を始め、戸波隼人を討捕
しかば、みかたこれに利を得つ、おめきさけんで責戦、此勢に僻易して、多

天正十一年四月二十一日

一八五

の敵共討散されし爲體、天に光り地に響き、血は馬蹄に蹴かけられ、屍は野徑に横りて、尺寸の地もあまさずして震し、斯て戸波隼人が首を秀吉公の實檢に備へ、立退て見れば、未かたのらに彼兵太夫謀を空しくし、うづくまつてぞゐたりける、爰こそ最前の返答すべき所よとおもひ、隼人が首をかしこに投伏せ、先程其方が申たるごとく、若輩のはやりすぎて馬に輪をかくる者は、かくのごとくし侍るぞ、能々見置て、なんぢが子孫までへの物語にせよといひ捨て、からくくと笑ひけるに、彼者眼尻にてこれを見て、更に一言の返答をもえせずして、かへつて面を朱にしうなだれてぞ居たりける、これぞ某が一代の心よきふるまひなりしと、機嫌よきをりふしは、毎度高聲におほせられ、御悦喜なされしなり、○清正、谷兵大夫ト問答ノコト、清正記ニハ、大垣ヨリ賤嶽ニ向フ時ノコトニ作ル、本月二十日ノ條ニ收ム、

平野長泰

〔寛永諸家系圖傳〕

五十

平野長泰 遠江守、津尾張

天正七年、秀吉よほみゆ、同

十一年、秀吉、柴田をせめ、江北志津嶽よをひて合戦よ及ふ時、長泰大柿よ供奉して、一騎とせむるひ、秀吉れ眼前よをひて鎧をあさす、此時同しくすむ者七人、世よ是を七本鎧といふ、柴田即時よ敗北し、越前こころくさ

同長重

いらく、其功よよりて三千石を給たり、感狀あり、其後秀吉出陣乃度こころ供奉して、戦功もいともおほし、○下略

長重 九左衛門、織田城介信忠よ流るへ、後秀吉よ流るふ、天正十一年、江北志津嶽をひて、秀吉柴田をせめ給ふ時、七本鎧乃傍よありて軍忠あり、

○下略、平野家譜、異事ナシ、

〔寛政重修諸家譜〕

五百

平野長重 九左衛門、致仕、號長元、平野右京進、長治か四男

母は堀田正

定入道道悦が女、織田城介信忠につかへ、のち豊臣太閤に屬す、天正十一年、志津嶽の合戦に、兄長泰につづいて鎧を合せ、衆に拔むで戦功ありしかば、攝津國武庫、川邊兩郡のうちをいて、采地二百石加恩あり、

〔寛永諸家系圖傳〕

四十

片桐直盛 助下、生國、江州、從五

柳瀬おもてよて戦

功あふよより、秀吉感狀をたまひぬ、其狀よいとく、○中略、六月五日、附片桐内書、御朱印等、寫ニ大抵同ジ、天正年中、豊臣れ姓をたまひり、名乗を且元とあらさむ、○寛政重修諸家譜、片桐且元譜、異事ナシ、

〔寛政重修諸家譜〕

七百四

糟屋數政 或武則、助右衛門、内膳、正

豊臣太閤よ仕ふ、志津

嶽乃合戦よ、旗本の士七人、衆よさをちて鎧袂合戦、勇名をあらとす、數政

糟屋數政

片桐直盛

天正十一年四月二十一日

一八八

もその列にあは、其賞として、采地三千石をたまひ、感狀をあたへらる、其後一萬二千石を領す、○下略、ナホ寛永諸家系圖傳、屋敷政傳コノコトヲ載セズ、

〔事實文編〕

二 跋秀吉公感狀

山崎敬義

山崎闇齋
石河一光

右關白豊臣秀吉公、感石川兵助忠死、所賜其弟長松之狀也、夫身體髮膚不敢毀傷、立身揚名以顯父母、孝子之常也、殺身成仁、孝子之權、亦所以顯父母也、故曰、戰陳無勇非孝也、秀吉初爲筑前守時、與柴田修理亮勝家有隙、天正十一年四月二十一日、戰于江北柳瀬、秀吉小臣七人、趣攻戰疾、大敗柴田軍、時兵助年十八、把槍先七人至、柴田虎士拜鄉五左衛門、亦操槍當之、拜鄉被創胸、兵助被傷眉間、共倒、拜鄉當下死、兵助五日死、秀吉痛惜之、召長松、賜此感狀并俸千石、兵助自幼侍秀吉側、十六歲賜旗、人以恠之、忠死然後、咸服秀吉能知人、嗚呼兵助可謂孝矣、兵助姓源氏、石川、字一光、贈四位侍從、長松字一宗、任掃部頭、其先出自多田滿仲、滿仲四世曰有光、稱石川冠者、與州人也、是爲石川之祖、河川和訓相同、故通用、有光五世曰光治、承久之役有績、賜濃州市橋莊、遂爲濃州人、其苗裔有曰三關、曰江雲、曰養德者、俱居同州鏡嶋、友弟深至、人謂之三兄弟、養德生二子、長木工兵衛、名光政、次伊賀守、名光重、共仕秀吉、兵助名光重之子也、一

秀吉一光
弟長松
ノ感狀ト
所領ト
與フ

七人ノ感
狀皆一番
鎗ト稱ス

堀秀政

堀半右衛門
勝家ノ
馬印ヲ獲

堀直政

小塚藤右
衛門

日兵助之從姪有政、携此狀、來視余曰、秀吉賜感狀於從叔父及彼七人、七人之狀著在太閤記、而此狀獨脫之、請爲跋之、以垂不朽、吾族之幸也、余受讀而謂之曰、此誠世之所未傳也、嘗見彼七人之狀、皆稱一番槍、蓋可疑矣、且兵助既爲之先、則此狀所謂一番槍者、真是也、然若微此狀、則後世無從徵之、宜以傳之也、昔朱文公之叔祖直閣公、乞表其族昭等死節事狀、忠義錄不登載、文公恐其湮歿不傳、刻而附於錄後、今子微之、奚以余爲、有政求而不可得、於是乎跋、承應三年四月廿五日、○感狀ハ、六月五日ノ條、所收字留、嶋文書ニ同シ、

〔信濃飯田堀家譜〕

左衛門督藤原秀政

左禰山ノ砦ニ居、佐久間盛政、柴田勝家

ト戰ヒ、首二級ヲ獲、家臣堀半右衛門、勝家ノ金ノ五幣ノ馬轡ヲ奪ヒ取ル、首ト共ニ秀吉ニ送ル、秀吉賞スルニ金錢三枚ヲ以シ、半右衛門ニ黃金一枚、刀一腰ヲ賜フ、○上略

〔寛永諸家系圖傳〕

七十九

堀直政

監物、生國尾、張法、名傑山

同十一年、秀吉、柴田勝家ト

合戰レトキ、直政十文字のやりをもて、柴田ヲ金乃御幣レ馬符汝ウハヒト、毛受庄助コヒをあつうる、コレトキ小塚藤右衛門セセキス、直政御幣をまて、小塚をくみふせ首をとる、その乃ち藤右衛門ヲ子淡路守、前田利勝

天正十一年四月二十一日

一八九

蜂須賀正

正勝木村
重茲ト共
迫ル家ニ

秀吉正勝
ヲシテ茶
白山ノ敵
シムヲ探ラ

蜂須賀家

天正十一年四月二十一日

一九〇

よはりふ直政のこを父に讎する事をえらすして、うへりてはしりむ
すびぬ、政譜、越後村松堀家譜、異事ナシ、

〔蜂須賀彦右衛門覺書〕

一同拾壹年、江州志津嶽よをゐて合戦之時、頭壹ツ

討捕申候、

〔蜂須賀家記〕

一 福聚公、姓源、諱正勝、中(天正十一年)四月、織田信孝七三、以岐阜應勝家、

太閤留諸軍、自將兵赴岐阜、勝家先鋒佐久間盛政支藩、襲敗中川清秀瀨兵衛、營

太閤聞之、還軍擊盛政於賤岳、大破之、時勝家陣狐塚、公與木村隼人等進薄勝

家、勝家以親兵六百拒戰、竟卻走、太閤縱兵追擊、忽見茶臼山上金幣馬標、止衆

曰、勝家據險而陣、恐有伏、遣一騎往偵之、敵自山上發銃斃之、太閤更命數騎往、

皆中丸死、乃願公曰、煩卿公唯而起、乞太閤副馬騎而進、約曰、若無伏則盤騎以

爲徵請、亟進兵、太閤據鞍望之、公登山盤旋其馬、乃齊進登茶臼山、勝家已遁、其

臣毛受家照勝助、及弟助兵衛、植勝家馬標代守、太閤擊而殲之、追勝家入越前、

勝家既滅、太閤厚賞公、略(下)

瑞雲公、諱家政、略(中)十一年癸未春、太閤攻柴田勝家於賤岳、公從福聚公、將第

九軍、四月、太閤擊敵先鋒佐久間盛政、走之、時勝家陣狐塚、兵不滿三千、諸將亂

勝家逆襲

黒田長政

正則ハ七
本鑑ノ數
ト入ラズ
トノ説
黒田孝高
二陣トシ
テ勝家ニ
向フ

次進薄之、勝家見我兵不整、以親兵六百來戰、我軍遂巡退、公據險留戰、諸軍返
之、擊勝家、勝家卻走、公追擊獲首級、太閤自馳馬來、激稱其勇、略(下)

〔別本黒田家譜〕

二 天正十一年 孝高三拾八歳 長政拾六歳

四月、秀吉美濃よに出る、亦志津ヶ嶽よ赴き、南の峯に陣を取給ふ、柴田う大

將佐久間玄蕃允、壹萬五千の兵を卒して、志津ヶ嶽の北の嶺に陣を取、斯の

とく敵身方の兩將を、南北に嶺を本陣とせし、兩方の軍勢を谷へ下合て

鏑を合は、此時秀吉よ先勇士を出し、挑を戦しむ、福嶋市松前駆して首を

取、秀吉の御目に懸る、其外秀吉の勇士加藤虎之助清正、加藤孫六、平野權

平長泰、脇坂甚内安治、糟屋助右衛門宗孝、石川兵助、片桐助作凡七人進み戰

て、柴田う先手を北の嶺へ追上、分捕數多しく無比類高名せしうは、世俗是

を賤ヶ嶽の七本鏑と號は、石川兵助を其所よて頓而討死す、福嶋正則戰功

共、戰場かこまある故、柴田方よ貳陣入替て防戦ふ、秀吉よ貳陣に孝高

七本鏑の數よいらひ、黒田家譜ニハ、孝高は吉兵衛長政十六歳成しう、能武

者壹人討取、高名せらるる、斯て敵方の旗の手動く躰に見へるを、孝高

の家人竹森新右衛門申るる、敵旗色惡敷成候、此機よ乘て手痛く責戦の

天正十一年四月二十一日

一九一

勝家ノ二陣敗北ス

勝介南椽谷ニ戦死ス

黒田利則

敵必敗まへし、備を押して懸置候へど云々れり、秀吉の臣木村常陸介聞て、敵の旗本の備を立替る也、敗軍よあらば、去らざる事を申して去り置る、孝高暫伺見あ、いや、新右衛門ウ申とく、敵陣敗れぬへき萌也、急を旗を進発押懸せど下知し給ふ、新右衛門旗を進発、惣勢押懸れり、案のとく敵一支もせし、忽ち敗北也、此時孝高の陣は敵多く討取、孝高之臣菅六之助も能武者二人討取高名をあらまし、生年十七歳初陣なりしとや、孝高甚稱美し給ふ、後號和泉と柴田二陣敗北也、秀吉の大勢勝り、乗て競懸る、柴田か本陣其兵纔に三千なきを、對揚をへきやふなかりしか共、勝家元よと、まきき大將成は、此勢を以秀吉を待受て戦んとせしを、家臣毛受勝助吉親、柴田を諫て、勝家か金の御幣の馬印を受取て、志津ヶ嶽の北柳ヶ瀬の少南椽谷と云所にて、志津ヶ嶽より北一里あり、柴田修理允勝家と名乗、主の命よか、其兄茂左衛門と共に討死しきる、上下略、秀吉、賤嶽ニ軍ヲ班スコト及ビ勝家自殺スルコトニカ、ル、前文三、月十七日ノ條ニ收ム

〔間嶋家譜〕黒田甚吉利則 天正十一癸未歲、利則公二十三歳、志津嶽の邊御出張の軍勢に同群せられ、又其前所々小捕合の時、働き物語り有り云とも、筆端よ不殘、傳語而已、疑く略也、

母里友信

吉田六之助

大崎長行 賤嶽ノ七 本鎗ハ小 本鎗ニ做

〔黒田家臣傳〕

母里(友信)但馬傳

天正十一年、秀吉公と柴田勝家と江州志津ヶ

嶽にて合戦ありし時、孝高、長政も、秀吉公よ從て軍立ち給ふ、友信も供しきりし、能敵を見立、長政よ取飼、初而敵を討取給ふ、此年長政十六歳初陣也、

○略上

〔朝野雜載〕

○十五 益軒全集八所收

同十九年五月十七日、七郎兵衛死去する

に依つて、次男彌市右衛門に父の采祿を與へらる、嫡子六之助、如水に仕へしときは、孫次といひしが、吉田六之助數十度の働有て、一處も手を負ざるに似よとて、六之助と名を改めさせ、吉田六之助、此時六郎太夫と名付らる、天正十一年、六之助十七歳なるが、如水、長政に従ひて、江北賤ヶ嶽の戦ひに首二級を得たり、○略上

〔大崎玄蕃働之覺〕

○南紀徳川史 四十三所收

一江北志津嶽にて七本鎗、七本鎗ハ信州

小豆坂ノ七本鎗ヲ請テ名付ラル、ト云、之刻、(大崎長行)右衛門儀百足、百足トハ三十間、さうり遅候間、八本槍に不罷成候、其節佐久間玄蕃内服部彌五郎と申者を討捕申候、一右之刻、秀吉公御武者奉行戸田三郎四郎、尾藤甚右衛門、右七本鎗本鎗よて無之由申こ付、其場之様子大崎宇右衛門可存旨御尋候故、鎗場之品委

天正十一年四月二十一日

一九四

細ニ申候處、彌本鎗相究申候、宇右衛門申分ニテ本鎗ニ究り候とて、人々感申候、

一秀吉公を不慮の仕合よて罷出、木村(電送)小隼人方へ罷越居申候、此節小隼人侍四五拾人も召抱候身躰ニ罷成候時の事也、

〔鳥生駒家譜〕

親正(天正)十一年、太閤柴田勝家ヲ越前ニ討ス、親正、小寺孝高ト

木村重茲
ニ屬ス
生駒親正
同一正

第五陣ニ將トシテ、大ニ北軍ヲ志津嶽ニ破ル、此役ヤ一正奮戦シテ股ニ傷キ、自ラ起ツ能ハス、蜂谷氏ノ臣高木兵部馳セ過ルニ會フ、一正呼テ曰ク、予ヲ扶起セヨ、兵部曰、吾主アリト、顧ミスシテ去ル、後蜂谷氏亡ヒテ、兵部讚岐ニ流寓ス、一正其直ナルヲ嘉シテ之ヲ祿スト云フ、○寛政重修諸家譜生駒親正譜異事ナシ

〔譜牒餘録〕

堀尾可晴可或作吉、毛或作茂、可晴ハ内膳(尾家)ガ心ヲ察セン

堀尾可晴

タメ、彼ニ云ケルハ、柴田ハ強敵ナリ、秀吉少兵ヲ以テ急ニ打立ル、ハ危事ナリ、岐阜ノ備ニ置ル、モ尤ナレ共、志津嶽ノ事心元ナシ、御邊ハ如何思ハル、ヤト云ケレバ、内膳聞テ、吾モ左様ニ思フ故、岐阜ノ備ニハ人数ヲ殘シ、志津嶽へ參ントアリケレバ、可晴喜ビ、然ラバ吾モ同道セントテ、内膳ト伴ヒ、志津嶽ノ戦ニ會シ、敵ト馬上ニテ槍ヲ突合、首ヲ取、從兵モ能働テ、秀吉ノ

毛利高政

〔寛政重修諸家譜〕

二十百 毛利高政勘八郎、民部大輔、伊勢守、從五位下、志津嶽合戦のとき、

鎗をあへせて創をかうぬ、其餘を所々乃戦よ志とく、軍功ありしは、感狀數通をあへらふ、○上下略、秀吉、清、死、コト、聞、キ、可晴、等、ヲ、大垣ニ、殘、濱、城、ヲ、與、フル、コト、ニ、カ、ル、四、月、二、十、日、及、ビ、本、年、是、冬、ノ、條、ニ、收、ム、

〔山内一豊武功記〕

同年、織田三七信、孝、柴田修理亮勝家、秀吉公權

山内一豊

争、互ニ及鋒楯ニ、於江州志津ケ嶽柳瀬邊大ニ闘、悉敗走、一豊公其節被屬御勇力也、

〔諸家由緒〕

酒匂兵右衛門家筋之由緒

一會祖父

伊木七郎右衛門

若名を半七郎与申候、拾四歳、豊臣秀吉公此時羽柴、筑前守、近習于罷在候、天正

伊木七郎
右衛門

十四年江北志津ケ嶽柴田合戦之刻、拾七歳ニ而高名仕、若武者之働倫ヲ離レタル事ニ候与、御感有テ、預御加恩候、此働太閤記ニ見

〔小川榮一氏所藏文書〕

美濃 木崎家ニ有之候書類寫

一丹後守江州三ヶ嶽ニ而槍下高名仕候、其後度々無比類働仕候付、越前之

伊東長實

天正十一年四月二十一日

一九五

天正十一年四月二十一日

一九六

内椿井坂与申所ニ而、知行拜領仕候、

按る、越前御加恩ハ、慶長三年ならん、

〔先祖軍功事蹟〕

井尻是非之介

井尻是非之介

日の丸

黄母衣衆

一江州玄つうさけよて、卯月廿一日に卯刻合戦、一番頸取申、太閤様御めよ
 かゝり、一番頸之御著到ニ付申候、其時七本鎗之内脇坂中書、くちとのと
 をりにてはきあひ被成候、右之方にて我等敵をつきたて、五六間さきに
 てつきたをし、頸を取申候、我等ハ、えろきとをり、三はゝの九尺の白きさ
 し物よて候、敵ハくろき四半、中にありき日の丸よて候を、則付取よ仕候、
 太閤様御ほうびとして、銀子十まい拜領申候事、
 右者平塚因幡殿、井上半右衛門殿、同忠右衛門殿、船越殿、三吉因幡殿、此外
 黄ほろ衆被存候事、野村勘右衛門、尉被存候事、
 一同日午刻之合戦、藤堂與右衛門鐵炮衆五十丁、我等之鐵炮五十丁、二そあ
 へよて打よて、其時も手うらふる頸を取申候、
 是も右之衆被存候事、

藤堂高虎

〔寛永諸家系圖傳〕

百八

藤堂高虎

與左衛門尉佐渡守 後和泉守と號す

同十一年、江州志

津嶽合戦のとき、柴田勝家ハ先手佐久間玄蕃允、山北尾よ攻のほる、高虎、秀
 吉の陣よゐて、鐵炮を下知して、敵一人攻つきふを、家人渡邊金六よその
 首攻とらしむ、此時高虎肘股よ疵攻あうふるといへども、はるよ其敵攻追
 えよそく、秀長これ攻賞して、二千石攻くよへるよふ、

〔藤堂系譜〕

(高虎)

一江州志津嶽合戦之時、佐久間玄蕃允先手、山之尾筋へ責上り

候處ニ、和泉様馬印早ク御上ケ、鐵砲御うよせ、御自身鎧御合を被成、御手
 をもおいせられ、高名被成、敵御追拂被成候、御歸陣之後、秀吉公仰ニ而、大
 和(長秀)大納言殿ハ千七百石御加増、都合五千石ニ御成候事、

〔藤堂家臣西嶋氏留書〕

(天和)

一同大納言殿ハ罷有候内、因幡國鳥取備中國冠山、

秀吉ハ千石長ハ千
石秀長ハ千
石秀長ハ千
與フ

〔高山公實錄〕

二

(天正十二)

同四月二十日夜、羽柴殿、越前の柴田勝家と近江國志津

天正十一年四月二十一日

一九七

う嶽に戦ひて打勝給ふ、豊臣譜、太閤記、公殊功ありけま、羽柴殿より千石を賜ひり、秀長朝臣より三百石を給り、前を併せて四千六百石となる、新七郎良勝、渡邊金六宗、渡邊高之助吉等功あり、

親筆留書○略ス、前掲藤堂家臣西島氏留書ニ殆ド同ジ、

黙記○略ス、前掲藤堂系譜ニ殆ド同ジ、

謹按、寛永系譜、行狀、年譜、傳記、玉置覺書より、二千石御加増の由あり、黙記江戸御城へ書上より、千七百石とあり、皆非なり、親筆留書を以て斷とせ、他書の誤自ら明りなり、

渡邊金六

渡邊内膳家乗 先祖渡邊金六儀云々、江州志津う嶽にて、佐久間玄蕃允人数と御一戦の節、高山(高徳)様御馬上より御鐵砲にて、敵を御打被成、金六へ被仰付、則首を取差上候、其後敵大勢よて取巻、御手被爲負候間、一旦甚危く候よ付、金六儀御馬に附添、敵を切拂、其場を首尾好御供仕候由、御歸陣以後御加増拜領仕候、謹按、年譜、傳記、黙記に、公みつから、鐵を合せ、敵を御打とめ被成候事有て、鐵合の事なし、行狀より、公自馳馬、直上以矛殺一人、而獲其首、又以鳥銃倒敵數輩とあり、かくの如くありて記事缺る處なし、

藤堂新七郎

渡邊高之助

秀吉首ノ代ニ鼻ヲ切ラシム

服部竹助

居相孫作

野崎新平

新七郎家乗 同十一未年、江州志津う嶽柴田合戦の刻、侍大將の首討取申候、毛受勝助弟の由、

渡邊高之助家乗 志津う嶽御陣よて、首二つ取申候、御陣場前よて、太閤様御覽被成、誰者と御尋被成候よ付、藤堂與右衛門者と申上候得り、首御覽被成候て、草臥候と相見へ候間、鼻に可仕と御意被成、其旨高山様へ申上候、

服部竹助家乗 江州賤う嶽へ被成御立、柴田勝家合戦御供仕、兜付首一つ取申候、御知行百石拜領仕、御折紙頂戴、于今所持仕候、

居相孫作家乗 江州志津う嶽御合戦の節御供仕、相働高名仕候、

吉増清左衛門書取野崎新家來 古新平様御初陣、御歳拾六歳よて、志津嶽御務被成候、梁う瀬表よて御働御高名御座候様子共、祖父常々物語よも仕、又兵助様百々了悦老度々御咄共承居申候、御指料の御刀、島田廣助よて、あるごに破甲重代と有之候、たしか此時の御感帖(帳)と覺申候、兵助様方よ御座候、

高名記 志津嶽ニテ柴田勝家カ先手、山ノ尾サキニ攻上リケル時、藤堂

天正十一年四月二十一日

二〇〇

和泉守云々、後陣ノ士卒同勢ニ鐵砲ヲ打掛ヘシ、且馬印ヲ急ニ指舉、聞ヲ
囃ト作ル云々、其上銳卒ノ甲冑旌旗日ニ輝シ、推立推立責上リ、馬印ヲ山
頭ニ指竝ヘタリ、敵陣ヨリ是ヲ見テ、案ニ相違シ、前後紛擾ノ體ニテ遂ニ
敗北ス云々、秀吉公御感淺カラス、則千石ヲ加増ス、大和大納言又軍賞ト
シテ三百石ノ邑ヲ加フ、都合四千六百石トソ聞ヘケル、
彦根藩小泉氏覺書 四月十九日、以飛脚岐阜へ被申、柴田修理江州柳
瀬迄出張由被告、其飛脚同廿日酉時計岐阜へ參著、筑前殿被聞召之、大事
儀与被仰、急早馬被召、同刻御立岐阜、同廿一日丑刻、自黒田村觀音阪、賤嶽
御登也、

羽柴長秀

謹按、我舊記多クハ、秀長朝臣の事を載せ、但し年譜略高虎記よ、賤嶽
の條、公も秀長朝臣ニ從ひ給ふ由いへり、又豊臣譜ハ、中川清秀、高山右
近の砦を、佐久間盛政敗りし、高山ハ美濃守秀長の木本の陣に到る
とあり、されハ此表へ秀長朝臣出陣ありし、よ、又宗國史ハ、
略、公急取但馬侯旗、攜先示威とあり、親筆留書に、我等馬驗を早く
けさせとあり、其他舊記も、公の馬驗の如く見えたり、但馬侯の馬驗

秀吉ノ兵
夜中ヨリ
盛政ノ跡
ヲ追尾ス

惟住長秀

長秀余吾
湖ノ汀ニ
陣ヲ取ル

長秀暗夜
退路ヲ遮
ニ盛政ノ

といふのいゝ、あらん、公の戦給ふ日、太閤記よよるに、四月廿日夜、羽柴
殿志津、嶽の麓、著し給ひ、丹羽長秀等も志津、嶽の加勢、入し、
北國勢騒きたち、然る、月の出し、羽柴殿の勢、北國勢、ひしと
はく、とあり、羽柴殿、夜の明るを待か、木の本をま、闇きに出立、志津
嶽の城の南、幟を立させらる、こ、よより、北國勢大に敗る由いへ
り、公の戦給ひし、廿日の夜の事ならん、高名記よ、旌旗日、輝き云
々の語あり、廿一日の酣戦の頃をいふなるへし、年譜略よ、十九日の事
と、非なり、○本書、コノ次ニ、賤嶽
戰場、略圖ヲ收メ、略ス、

〔寛永諸家系圖傳〕

百十

丹羽長秀

千五郎左衛門尉、少名萬
代、兒玉の人あり、

(天正) 十一年三月、

柴田三万餘騎を率して中河内、い、佐久間玄蕃允をして、中川瀬兵衛ガ
要害をせめ、むらしむ、中川こ、よをひて死、とき、長秀兵船を飛し、余
吾浦、はきて、三十餘騎湖水の汀、陣をさる、秀吉大垣、あて、これをき
、い、そ、馳、夜、入、木本の城、はく、長秀と相約し、明日戦を決すべしと
なり、玄蕃允、おれをき、廣場、い、こ、よ、ふ、夜、半、兵を引、本
路、い、で、ん、こ、よ、とき、長秀が先陣、暗夜、相あふて前を遮、後を衝、とら

天正十一年四月二十一日

二〇一

天正十一年四月二十一日

二〇二

ふ、秀吉拂曉ヨ本路を出、先陣玄蕃允ガ兵と槍をほしゆ、玄蕃允兄弟、原、不破等志とく、さうひ、玄むく、えりぞき、曉より午の時よいふる、長秀堅をるぶ、利をくぶく、玄蕃允ガ惣軍敗走を、柴田も又さ、ゆるる事あふとせして、玄里そき、北庄の城をまもる、上下略、丹羽家譜、殆ど同ジ、

〔丹羽家譜傳〕

長秀譜傳

二十一日、公、秀吉ニ志津嵩ニ會シ、大ニ北越ノ軍ヲ破ル、

秀吉及公、佐久間兄弟カ夜中軍ヲ退クト聞テ、兵ヲ本道ニ進ム、前隊既ニ敵ニ過テ相鬪フ、敵兵大ニ亂ル、後陣ノ大兵鼓噪ノ來リ進ム、敵軍益々狼狽ス、公コレヲ見テ大呼ノ曰、時既ニ宜シ、惣軍進テ敵ヲ撃テト、枝蔓ニ金ノ短冊ノ馬印ヲ振テ、衆ヲ麾キ督勵ス、吾軍一同ニ競ヒ進テ奮ヒ撃、佐久間カ兵悉ク敗レ潰、秀吉ノ近習ノ士、福島市松、加藤虎之助等鎗ヲ合ス、公ノ兵士渡部半左衛門、大島雲八、入江小次郎、安養寺猪之助、大ニ戰テ功有、勝家兵ヲ引テ北庄ニ退ク、

金ノ短冊ノ馬印

渡部半左衛門、大島雲八、入江小次郎、安養寺猪之助

秀吉厚ク長秀ヲ遇ス

一書曰、廿一日、公、秀吉ト床机ヲ連テ軍ヲ指揮ス、時ニ禮待相齎シ、北ルヲ追テ、志津嵩切通シヲ過、毛受勝介討死ノ場ニ相支ル所ニ至テ、秀吉既ニ

勝テ後尊大ナリ

戸田勝成、長東正家

村上義明

大島光政

〔丹羽歷代年譜〕

長秀

四月廿一日、長秀軍ヲ出ス處、暗夜ニ越前勢ニ相偶

自ラ尊大ニノ禮遇甚殊ナリ、殆天下ヲ服スル者ノ如シト云々、

ス、因テ兩兵入亂、前ヲ遮、後ヲ衛テ大ニ戰、戸田勝成、長東正家

先ニ進テ越兵ヲ破ル、曉ヨリ戰ヒ始、午ノ刻ニ至ル時、本路ヨリノ越兵ヲ秀吉撃破テ大ニ戰フ、此時長秀自馳進テ、時既ニ至レリト、大聲ニテ兵ヲ勵シ、

麾ニ因テ、鍋丸介副村上義明、備ヲ崩シテ馳來テ、七千餘兵雷發シテ、

佐久間盛政ノ軍ヲ取圍テ撃破ル、盛政洪ニ怒滿シテ戰ヒ殺撃ス、戸田勝成、

桑山重晴、長東正家はニ當テ勇戰シ、先手ノ猛將盛政ヲ生捕、越兵ヲ討取事

若干ナリ、因茲惣大將勝家戰防盡テ、漸散兵ヲ集テ北之庄、江軍ヲ退ル、是ヲ

長秀父子追撃テ、秀吉ニ面謁、俱ニ北之庄、江軍ヲ進メテ城ヲ圍、攻撃事甚シ、

○本書三、長重ノ條、異事ナシ、ナホ丹羽歷代年譜附録ニ、長秀ノ家臣等ノ賤、嶽ニ於ケル戰功ノ記事アリ、本月二十七日ノ條ニ收ム、

〔寛永諸家系圖傳〕

十

大嶋光政

國濃兵衛、生

秀吉、柴田

合戰のとき、光政、丹羽長秀ヲ屬シ、志津嶽にぬもごよて、光政あらひよ古傳、入ニ作家譜、江小次郎、安養寺猪之助三人一組のうちみて、一番は鎧をほす、其後秀吉は幕下

小近侍す、○上下略、寛政重修諸家譜、大嶋光政譜、異事ナシ、

天正十一年四月二十一日

二〇三

同光俊

家康ノ臣
近藤秀用

大岡左衛門
五郎

盛政ノ一族

佐久間盛政

天正十一年四月二十一日

二〇四

光俊○久左衛門弟、光俊兄光政と同しく丹羽長秀に屬して、志津嶽におゐり、首一級を討取、疵をかうふる。○寛政重修諸家譜大

〔寛政重修諸家譜〕

八百四 近藤秀用守、從五位下、石見

十一年、近江國小谷（尾張）

おをいて合戦のとき高名あり、○上略

〔寛政重修諸家譜〕

千五百 大岡某左衛門五郎、支族右門時、實は呈譜に忠時に作る

廣忠卿をよび

東照宮に歴仕し、天正十一年、近江國小谷をいて戦死す、

〔寛永諸家系圖傳〕

六十 佐久間

盛次久六郎、久右衛門、生國尾張愛智郡

盛政生理助、立蕃允、生國尾張

安政久六郎、久右衛門尉、從五位下、生國同前

勝政柴田三左衛門尉、生國尾張愛智郡

勝之佐久間源六郎、大膳正、從五位下、生國同前

盛政 天正十一年、外舅柴田勝家を大將とて、弟安政（と勝之）ともに、江州梁瀬の

城攻めをたとし、中川瀬兵衛尉をころも、翌日勝家、秀吉と合戦し、利あらずして加州に退く、時は盛政不幸とて生捕せらる、○上略

佐久間安政

安政紀伊ニ逃ル

佐久間勝政
賤嶽ニ戦死ス

之佐久間勝政
之々成政ノ養子トナル

安政 天正十一年、外舅勝家ををりて軍將となし、江州志津嶽またゝあふ、味方は軍利あらも、兵士まさよげさらんとす、安政馬上に磨をせり、士卒を去て死戦をとげまをといへども、士卒命をもちひも、遂に敗ト（也）、安政も退て北庄の城をたもさんとす、秀吉は軍兵先て城を取るかこむ、安政城に入事を得て去て、去むらく山林にかくを、勝家自殺の後、紀伊國に

居○上略

勝政 外舅勝家養て子とし、越前敦賀に城に居住す、江州志津嶽をひて討死、歳二十七、○寛政重修諸家譜佐久間勝政討死ノ記事ナシ

勝之 越中の守護佐々内藏助源の成政養て子とす、故おはじめに佐々源六と號す、○中志津嶽合戦のこと、養父成政とて、さかひ越中よあり、成政、勝之をして升山の城に居しむ、

〔寛永諸家系圖傳〕

四十 柴田

勝家權六、修理亮

某權六、勝家

勝正三左衛門、生國同前、勝家ノ養子

天正十一年四月二十一日

二〇五

天正十一年四月二十一日

二〇六

勝豊 伊賀守、養子、

勝重 三左衛門、越前、

勝次 帶刀、堀田武助妻、

女

佐久間盛次ハ勝家ガ姉尊

柴田勝重

毛受勝介

勝家ノ小姓頭トナリ一萬石ヲ領ス 貧士ヲ憐惠ム旅人ニ

勝正 實ハ佐久間久右衛門盛次ガ嫡男玄蕃允盛政ノ弟ナリ、盛次ハ勝家ノ姉尊ナリ、天正十一年、秀吉ト合戦ノとき、勝家ノ先陣ヨシ、志津嶽ヨ、おゐテ討死、時ハ歳二十七、佐久間ハ平氏ヨリ出、

勝重 勝家没落レトキ、勝重三歳ヨシテ北ノ庄ヲ立退、外祖父日根野法印ニ養育セラレ、二十一歳ヨテ東照大権現ヨ、侍ルヘ奉、モ、お、ち、領地二千石ヲ拜領、○寛政重修諸家譜柴田勝政及ビ同勝重譜異事ナシ、

〔太閤記〕

十八諸士之傳記

毛受勝介

毛受勝介ハ尾州春日井郡稻葉村人也、柴田修理亮勝家に、十二歳ノ比ヨリ事ヘ、後ハ小性頭に任シ、領一万石地、素性信篤ク、古風ヲ事トシ、母ハ孝有、勝家敗北ノ折節、舍兄茂左衛門尉諸共ニ忠死ヲ快クシ、其名尤カウトシ、凡テ朋友ニ信愛厚ク、貧士ヲ憐惠シ、旅人等ニ惠ミ深ク有シ也、無比類忠死、六之

卷に委し、

〔志津ヶ嶽合戦小須賀九兵衛私記〕

○領田叢史三十七所收

一柴田方軍敗れて、玄蕃

權六、生捕ヨ成タルトノヨシ勝家聞テ、不合點モノ共左様ヨ有ヘシ、夫モ運命ナリ、是非ナシ、此上ト旗本ヨテ立派成合戦シテ討死スヘシト云、毛受勝助申、カヨ成場ヨテ、大將ノむさと屍ヲ晒サレんと口惜シキ事ナリ、某御馬印ト御人數ヲ御渡し被下ト、生々世々忝存候、さあらト柴田勝家ト名乗テ討死仕ヘシ、其間ハ小勢ヨテ越前ヘ御歸有テ、心静メ御腹召シ候ヘトイフ、柴田是ヨ同心シテ引取、庄助討死、金ノ御幣ノ馬印ト蒲生内永原孫右衛門取之、此人後ハ淺野紀伊守ヨ仕、永原越後ト云、三百石領、

勝家ノ馬印ハ永原孫右衛門分捕ル

保田知宗

山中長俊 六角承禎ニ仕フ

〔寛政重修諸家譜〕

二百二十六

保田知宗

佐介

紀伊國在田郡八幡山の城ヨ

住、終、乃、ち佐久間玄蕃允某ニ養ハレ、越前國ヨ住、天正十一年四月二十四日、近江國志津嶽合戦ノトキ討死、

〔寛政重修諸家譜〕

五百九十二

山中長俊

橋内山城守、從五位下、

母ハ某氏、天文十六年、

近江國小生、いとぎな、たより佐々木入道承禎ヨ侍ルヘ、承禎没落、乃トキ、

天正十一年四月二十一日

二〇七

勝家ニ仕

安養寺猪之介ト戦

惟住長秀ニ屬ス

前田利家同利長

小塚藤兵衛木村三藏富田與五郎村井長頼長連龍殿

天正十一年四月二十一日

二〇八

郎從等おと／＼を退散は、これとたけりきまかふものわたりお六人、長俊も控へ一人あり、世よこれを近江の六人衆といふ、略中れち柴田修理亮勝家に法かゝる、三千石を知行し、鐵炮同心五十人をあけりかゝり、家老比列に加へ、右府よ調す、天正十一年梁瀬合戦乃とた、安養寺猪之介と鎗夜合は、勝家滅亡乃ち、丹羽五郎左衛門長秀に屬す、豊臣太閤かねて長俊を去れりゆへ、時々恩言を加へらる、長秀卒してれち、堀左衛門督秀政かゝるとお寓居は、略下

〔前田創業記〕

上

黎明秀吉登志津嵩之峰頭、北軍屢擾騷、秀吉軍兵競進、自谷自峰蜂起蠅集、叱秀吉自吹螺勵兵、累戰累捷、盛政於此無攻擊之勢、失守禦之術、大敗潰、遂爲虜、北軍愈壞潰大亂、不知主從離散敗走、公、瑞龍院殿共進軍、手操節旄、磨敗將疲卒、欲復來戰、而奮戰數回、然衆寡不遇、敵不克拒戰旋軍、時秀吉大兵累進大戰、於是、小塚藤兵衛、木村三藏、富田與五郎周旋、數苦戰、遂殞命、公命村井長頼、長連龍爲殿、二將苦戰最甚、其家人戰死者惟多、長連龍家人岡部式部石黒主殿取首爲敵兵到敵陣、免危全命、長壹岐神保八郎右衛門、小林圖書、太田内藏、國分尉右門、浦野孫右門、阿岸主計、村井左京等兵士二十八人戰死、瑞龍院殿之幟奉行横山半喜、結飾旗於木々梢、而爲多兵、因敵兵少焉、踟躕不進、不

急擊之、半喜遂戰死、公自以戈苦戰、破敵軍若干、膂力輒疲殆危、叱長連龍之兵阿岸主水、家人相浦新助、執公乘馬之七寸而引退、上略

〔加賀前田家譜〕

利家事蹟

四月十九日

盛政夜ニ乘シテ間道ヲ取り、中川

利吉使ヲ送リテ勝家ヲ共ニ戦ハトザラシムコトヲ望ム

利家利長ト共ニ歸ル中城ニ歸ル大井直泰ヲ殺シテ進言ス

清秀ノ營ヲ襲フテ之ヲ破リ、勝ニ狙レテ軍ヲ收メス、利家、勝家ヲシテ、急ニ盛政ヲ召シ還サシム、盛政令ニ從カハス、廿日、秀吉大垣ニ在リ、警ヲ聞テ即チ發シ、夜ル嶽南ニ抵ル、人ヲシテ潛ニ書ヲ我カ營ニ送ラシメ曰、君ノ内應ヲ爲ヲ欲レト、君ノ平日ヲ以テ爲ササルヲ知ル、然リ君ノ勝家秀吉ニ於ル恩讎アルニ非ス、而ノ君子ト通家タリ、請フ、明日ノ戦ハ君與ル勿レト、利家使者ニ能ハスト謝シテ遣ル、

廿一日、夜未タ明ス、炬光天ヲ燒ク、盛政震駭倉黃トシテ軍ヲ旋ス、諸砦兵ヲ出シテ之ニ逼ル、盛政大ニ敗績ス、秀吉諸軍ヲ磨シテ北ルヲ逐フ、越前ノ兵戰ハスシテ奔ル、利家軍ヲ收メテ、利長ト府中城ニ入ル、柴田勝家僅カニ數騎ヲ以テ城下ニ來ル、大井直泰、密カニ利家ニ告テ曰ク、請フ、之ヲ斬テ好ヲ羽柴氏ニ結ヘト、利家憤然ト手ヲ舉ケ、直泰ノ胸ヲ毆チ叱シテ曰、汝ハ士道ヲ知サルナリ、余、勝家ト善シ、而シテ事此ニ至ル、何ソ之ヲ殺スニ忍ンヤ、假

天正十一年四月二十一日

二〇九

利家勝家
府中勝家
守城家
ベシトイ

勝家利家
吉ト成テ秀
ヲシテキ
ナスベキ
勸ム

利長麾下
ヲ勵マシ
奮戦ス

横山長隆

利家鹽津
越ニ引取

利家部下
ノ戦死者

天正十一年四月二十一日

二一〇

令勝家ヲ殺シ天下ヲ獲ル、余何ノ面目アツテ天下ニ立ンヤト、乃チ門ヲ開テ迎ヘ入ル、勝家利家ヲ視テ泣下ル、利家之ヲ慰藉シテ曰、勝敗ハ本ト兵家ノ常、足下當ニ北莊ニ歸リ、散兵ヲ收メ、守禦ノ計ヲ爲ヘシ、余モ亦此城ヲ保守シ、敵兵ヲシテ遽ニ北莊ニ進マサラシメント、勝家曰、甥兒君ノ言ヲ用ヒスシテ此ニ至ル、悔ルモ及フナシ、君ノ高義死スルモ忘レズ、然リ余弓箭ヲ事トセシヨリ、未タ曾テ敗衄セス、今日猴郎ノ爲ニ一敗シテ土ニ塗ル、是乃チ天ノ余ヲ喪スナリ、今余歸リ、死ニ就ント欲ス、君ヲ累スニ忍ヒズ、君素ヨリ秀吉ト善シ、必成ヲ行ヘ、余ヲ以テ再ヒ誤ル勿レト、利家將ニ之ヲ送ントス、勝家固辭シ、駿馬ヲ請ヒ、涙ヲ揮フテ去ル、○上下略、利家柳瀬ニ出デ、別處山ルコトニカ、ル、三月三日及、
〔加賀前田家譜〕 利長事蹟 四月十九日、盛政、中川清秀ノ營ヲ襲ヒ、之ヲ破ル、盛政勝ニ狃レ軍ヲ收メス、廿日、盛政、秀吉ノ猝ニ至ルヲ聞キ、大ヒニ駭キ、軍ヲ拔キ北セントス、敵軍之ヲ覩テ追覺シ、盛政大ニ敗績ス、敵軍勝ニ乘シテ進ム、利長麾下ヲ勵シ、敵衝ニ當ル、然レモ衆寡懸絶、兵鋒當ル可カラス、乃チ軍ヲ班ス、敵兵尾撃スル甚タ急ナリ、小塚藤右衛門、木村三藏、富田與五郎

等十數人力戰シテ之ニ死ス、長連龍、村井長頼其兵ヲ以テ互ニ殿ス、二帥ノ家兵戰没スル者數十人、旗將横山長隆、旗ヲ張リ、疑兵ヲ設ク、敵兵以テ生兵新タニ至ルトナシ、敢テ迫ラス、利長麾下ノ死傷ヲ怒リ、復タ衆ヲ勵シ返シ戰フ、長隆進ミ鬪フテ之ニ死ス、利長益々怒リ進ミ戰フ、連龍ノ家隸相浦新介、鏢ヲ執リ諫メ曰、大將ノ死所ニ非ルナリト、強ヒテ馬ヲ控テ退ク、連龍長頼殊死シテ拒ミ戰フ、利長因テ父ト俱ニ府中ニ入ルヲ得、○上略

〔加賀藩歴譜〕 利家 十一年癸未三月四日、秀吉、柴田勝家ヲ攻撃セント、大軍ヲ率ヒ發軍、十一日、江州志津カ嶽ニ著陳アリ、公ハ勝家ト舊好タルヲ以テ、是ヲ救ント、世子ト共ニ、四月、江州ニ發向シタマヒ、廿日、柳ヶ瀬ニ居陳セラル、公、一書、梁ノ瀬山ノ上ニ、二公ニ段ニ陳ヲ取タマフトアリ、太閤記ニ、志津ケ嶽ノ戰破レシカハ、公ハ鹽津越ニ引取タマヒ、敵急ニ附慕ヒケレハ、取テ返シ苦戰シタマヒ、敵ヲ追放シ、匹田前越ヘ出ラレ、木目峠前越ヲ經テ、府中城ヘ

班軍アリ、此戰横山半喜、小塚藤右衛門、土肥但馬、木村三藏、富武部四郎、左衛門、豊島左衛門、關六、横地、平八郎、野々村、八田、左馬助、入部、此時、村井長頼、長連龍、命ヲ後殿ヲナサシメ、苦戰シ、其家人長壹、補村、保八郎、右衛門、小林、圖書、太田、内藏、國分、尉、右衛門、浦野、孫、右衛門、阿岸、主計、村、井、左、京、等、兵、士、二、十、八、人、戰、死、ス、凡、每、戰、討、死、ノ、衛、門、諸、記、ニ、見、ユ、ル、處、ハ、檢、計、

天正十一年四月二十一日

二一一

補記スヘシ、遺憾少ナカラス、勝家頓テ殘兵七騎ヲ具ノ、府中へ落來リ、公御
父子ニ對面シ、乞テ、殮飯ヲ食シ、鞍馬ヲ得テ鞭テ出ツ、公路傍へ送出タマフ、
勝家固辭ノ立別ル、又公ヲ喚返シ、公ハ羽柴氏ト年來ノ親昵アリ、今ヨリ勝
家ノ盟ヲ捨テ、家ノ爲計リタマヘ、我モ又悦フ所ナリト、言訖テ北庄へ赴ク、
下略上

勝家馬
上
八騎ニ
過府中
ル城ヲ
テ

〔利家夜話〕

上

一柳瀨敗軍候て、利家卿越前府中の城へ御入候得者、柴田
修理殿馬上以上八騎よて、鑓の柄切折るるを、馬の上よ御持有て御通り
候時、大井久兵衛、利家卿へ申候ハ、是よて修理殿を御討留被成ハ御思案
不被成候やと申上候を、御手よて久兵衛か胸を御打、沙汰の限り、侍はら
を不知と御怒候て御出被成、修理殿へ御對面被成候、又左衛門殿御耻敷
候由御申被成候、其時又左衛門殿被仰候ハ、合戰の間、無是非有様に御座
候、隨分々々府中の持可申候、急ぎ北の庄へ御歸城候て、御人數御拵と被
仰候由、御物語の事、○村井重頼覺書ニハ、ふゆり殿馬ノ上よて手はなを
儀ハ後生までも忘申間敷と御通候よし、後々までも上下物うさり共、此
兵衛ふとふゆり殿おの之佐久間玄蕃あしきゆへ、度々ささる申候旨、徳山五
兵衛ふとふゆり殿おの之佐久間玄蕃あしきゆへ、度々ささる申候旨、徳山五

利家勝家
ノニ背ク
ト

〔村井重頼覺書〕

利家

跡先うつてんもゆるぬもの共、やちうせ之右柴田玄也り
殿とい軍ノ時、大おこん様未又左衛門殿ノ時、無本被成候由申儀おろしく
候、付其利家武者場におさへこおらせらる候衆小塚藤右衛門、木村三藏、富
田與五郎、其外五六人並き、討死いさし候、出羽ハ其時勘六と申候、○本
殿ノ所ニ、コノ記事ト殆ド同ジキ記事アリテ、コノ次ニ、其時村井豊後ハ又兵
衛と申時、首取申候、扱利家公も皆々柴田殿、佐久間玄蕃ととい軍之上、ち
うら不及、利家公も府中ノ城まで御立ノキ候へハ、柴田殿馬のりよりこ
て、八人にて御立ノキ候時、大井久兵衛と申もの、柴田殿た、今町ヲ御立ノ
キ候、此町にて何とぞ御打とさし候て、秀吉公へ御忠せり成可申と申候
處、久兵衛むを御手にて御た、き候て、侍はらハ不知、おのせり、脱字アラシやつめと
御いり候て、未御具足めしちうら町まで御出候へハ、柴田殿御申候ハ、扱
も又左とつりしく候由御申候時、利家公、有ナライ不及是非候間、早々北庄
へ御歸陣被成、人數も御あつめ候へ、すいふん此所もち可申候旨被仰候へ
ハ、馬ノ上にて手はな御もちなうら、柴田殿手ヲあせ、利家を御おろし候
て御通候儀、うくれあき事共ノ御事、○本書、コノ後ニ、柳瀨陣柴田修理殿敗

勝家利家
ノ好意ヲ
謝ス

村井長頼
柴田源左
衛門長頼
ヲ保護ス

源左衛門
子息ヲ長
頼ニ依頼
ス

横山長隆
長隆金森
長近ノ許
ヲ去リテ
利長ニ仕
フ

天正十一年四月二十一日

二一四

キ記事ヲ再
ビ掲ゲタリ、

此時村井豊後未又兵衛と申時、やあうせこ而首ヲ取、其上味方とい軍ノ時、
死くるいこ切テまじり、名ノリカケノ、たゝりい申候時、柴田源左衛門の
羽柴久太郎殿先手いさし罷居候、昔も別而又兵衛と源左衛門咄申間ゆへ、
其こて鍵ゆゑをおさへ候て、豊後を其まへ引けをきへのみ、扱府中まで
おくらせらる候、其時豊後府中へ出候時、利家公御大慶中々無申計、以來ま
ても其御咄、とい軍こくひを取事古今あき手柄、其上源左衛門こおくらを
參事、中々忝天當と御意候事、色々右之通也へ、彌柴田源左衛門と村井豊後
別而知音こ成、扱源左衛門子息を源左頼と申、豊後取次候て、利家公へ御小
性こ被出候て、柴田久太夫と申、五百石被下、利家公御遠行跡まで居申候て、
金澤こて死去こて候事、

〔横山如雲覺書〕

○加能越古文
叢三十九所載

一御尋こ付而書記上被申候、半喜様六七

ケ年計金森家こ御出被成候處、天正十年大野御立退被成、越前府中ね御
出被成候而、利長様へ御奉公被遊、其後三郎様こも府中ね御呼被成、其年
利長様の御出被成候、御年十五歳こ御座候、

職奉行ト
シテ從軍
ス

戦死ス
横山長知
ハ利長ノ
麾下ニ
ア

一天正十一年柳ヶ瀬御陣こ付、半喜様府中之御留守居被仰付旨、被仰出候
處、御留守居之義御用捨被成下候様、被仰上候由候處、重而被仰出候者、ケ
様之時節、御留守居こへ、御身こ可替者被仰付之旨、是非共御頼可被成旨、
三度迄被仰出候處、三度目こ者、幾度被仰出候共、御請申上間敷与被仰上
候處、此上こ不被爲及是非候間、左候者、御役可被仰付旨被仰出候處、御供
こ被召連候へり、如何様之御役こ而も、御意次第こ御座候与被仰上、則御
のほり奉行被仰付候由こ御座候、

一天正十一年柳ヶ瀬合戦始り、味方勢惣敗軍こ罷成候こ付、半喜様御のほ
り泣立、皆急キ退候へこ被仰、御壹人御残り候處、敵暫志らみ候て、押懸り
不申候こ付、其内こ味方之勢間遠こ退申由こ御座候、御のほり下こ人之
無之汝敵見届、大勢押懸り申こ付、晴やう成御討死被遊候由御座候、右御
陣之節、三郎様御年十六歳、御小々性こ而御座候故、利長様御旗本こ御座
被成、半喜様と御のほり奉行こ而、御先こ被成御座候故、味方惣敗軍こ付、
半喜様御同道被成、御退可被成と三郎様被思召、御待候而被成御座候處、
御草履取喜助与申者、三郎様へ申上候と、早々御退不被成、何とて是こ被

天正十一年四月二十一日

二一五

退却ニ當
ヲ父長隆
待ツ

天正十一年四月二十一日

二一六

遊御座候哉与申上候處、半喜様を相待罷在候、不屈之義申聞候と、以之外御之かり被成候由、然處喜助申上候ハ、半喜様ハ早々御退被遊候、三郎様未御退不被成候、ケ様之惣敗軍之時ハ、早々御退候物ト候間、急キ御退被遊候様こと、半喜様御意之旨申上候様こと堅被仰付之旨申上候こと付、喜助偽りの申上間敷と被思召、御立退被遊候由御座候、右喜助義其後所々こ而御用立申由こと付、御知行四百石被下、足輕廿人御預被成、御家老竝こ被召仕候、以下數ケ條略之

右之外、私不存義共可有御座与奉存候、荒増及承候通書附上之申候、以上、

寛文九年十月十三日

横山如雲

長谷川五右衛門殿

〔横山家譜〕

○上加賀 横山半喜長隆

天正十一年、豊臣秀吉公、柴田勝家ト江州柳ヶ瀬ニ戰爭ス、利家公、利長公御出馭有リ、府城ノ留守長隆ニ被命、長隆奉辭、從軍ヲ願トイヘトモ、復尊躬ニ不代者ヲ著置レ度ノ賢慮ニ依テ、長隆ニ被命ト再三御諒在リ、強テ違戻シ奉リ、御旗奉行ヲ蒙リ、戰場ニ扈從ス、此役味方敗績ス、爲ニ陳頭ニ進テ、御旗

ヲ堅固メ、卒士ヲ退ケ、敵ヲ逆ヘ、鼓勇ヲ不撓、敵兵猶豫ス、利家公回軍シ給ノ際、御旗蔭ニ兵ノ少ナキヲ察シ、敵勢襲來テ擊コト銳也、長隆鎗ヲ奪テ防戦シ、數輩ノ格殺シ、甚タ創ツキテ死ス、

于時長隆年四十有五、歲次癸未四月二十一日、其殞體ヲ取テ、江州菅置洞壽院末庵同州中ノ郷吉祥禪庵ノ丘隴ニ葬ル、法名長隆院松山峰祝居士ト號ス、及ヒ前晚長隆家僕ニ云フ、明日ノ軍出群ノ士、一兩輩有ラン哉、三士有ラハ、一士ハ必長隆也ト、豫メ僕ニ示シ兼テ勇敢ヲ進シト也、○寛政重修諸

家譜横山長隆
譜異事ナシ、

横山山城守長知

天正十一年江州柳ヶ瀬ノ軍ニ、長知、利長公ノ麾下ノ曲ニ從テ陳ヲ取ル、此日味方敗績シ、衆ト共ニ殿シテ退ノ際、短兵襲來テ返リ擊コト數回、長知揮鎗テ其驍騎ヲ突落シ斬獲ス、公親ノアタリ視給テ、長知カ壯勇ヲ被感、時ニ長知有六、及ヒ此役長隆ハ御旗ヲ司リ、先驅ニ列シ、長知ハ麾下ニ屬シ、父子軍ヲ一同ニシ、陳ヲ東西ニ取ル、衆兵退ノ時、長知相待テ留ル、長隆カ僕走リ來テ、父亦無難ナリ、斯ル敗軍ニ及テハ、須臾モ遲滯セサル者ナリ、長知未退ハ速

天正十一年四月二十一日

二一七

長隆ノ屍
ヲ吉祥庵
ニ葬ル

長隆豫メ
死ヲ期ス

横山長知

ニ可去、父カ口陳トシテ、素懷ヲ責テ節度ヲ演ル事、直チニ指示カ如シ、乃チ荷擔シテ退ク、其僕名喜助草鞋ヲ取ル奴也以來所々ノ戰役ニ於テ、有功之者ナルニ依テ、士ニ舉テ氏ヲ宮部ト唱へ、食祿四百石與へ、足輕二十人ノ頭トシ、階級家臣ニ竝ス、

〔利家夜話〕

上

一柳瀬合戰の時、御備に被置候衆小塚藤右衛門、木村三藏、富田與五郎、其外五六人三度迄敵を突崩、枕をならへ討死仕候由、大納言様度々御物語被成、是等も今居申候ハ、一萬ほとつハ遣申者に候由御意被成候、

〔有故家覺書〕

前編

天正十四年（一カ）四月廿一日、江州柳ヶ瀬合戰於て、御家中討死之士之名相知申分、

小塚藤右衛門

荒子七人之御譜代、前記之、此末嫡流今ハ小塚新左衛門也、

木村三藏

荒子七人之御譜代、前記之通、此末不分明、

富田與五郎

前記之、富田元祖治部左衛門ノ嫡子也、此子孫嫡流唯今ハ富田吉大夫也、右三人之名ハ（同家夜話）御夜話之書にも出ゑり、

小塚藤右衛門

一貳百貳拾石

木村三藏

一百八拾石

富田與五郎

一百五拾石

此三人柳ヶ瀬ヨテ討死仕候、一万石迄ハ御取立可被成ト御意候由、三人之子孫等之儀前後ヨ記之、

快心弟
奥村孫助

柳ヶ瀬合戰ヨ戰死、此末今ハ奥村源左衛門也、

〔長家聞書〕

一

天正十一年三月十五日、江州柳ヶ瀬志津等ノ城主柴田修理勝家ヲ羽柴筑前守秀吉被責、七本鎗加藤虎之助、加藤孫六郎、脇坂甚内、糟屋助右衛門、福島一松、平野權兵衛、片桐助作也、四月廿一日落城、長九郎左衛

長連龍部
下ノ戰死
者

天正十一年四月二十一日

二二〇

門連龍家來討死境彦六、長彦助、長市右衛門、壹岐、國分左馬之助、神保八郎右衛門、國分尉右衛門、村井左京、浦野孫右衛門、太田小庄、宮川清右衛門、同弟佐兵衛、岩間采女、(三)尾中務、横川彌十郎、堀野權内、大田内藏助、中村市右衛門、才木加右衛門、神保孫六郎、阿藤主計、山本三右衛門、山本伴右衛門、中村作之丞、瀬見彌助、屋木與七郎、嶋兵部、小林圖書、天野土佐也、御退之時分越前府中迄關吉左衛門、松村孫助兩人御供也、

天正十一年癸未三月十五日、四月廿一日江州柳ヶ瀬志津嶽御合戰討死、

境彦六 長彦助 長市右衛門 長壹岐

國分左之助(馬助) 神保八郎右衛門出羽共有 國分尉右衛門 村井左京

浦野孫右衛門 大田小庄 宮川清右衛門 同清兵衛

岩門采女 同嘉兵衛 才加右衛門(本職) 横川彌十郎

梶野權内 大田内藏助 中村市右衛門 三尾野中務加右衛門共有

神保孫六郎 阿藤主計 山本三右衛門 山本源丞

中野作丞 瀬見文助 屋木與十郎 嶋兵部

小林圖書 天野加賀 河野土佐

〔日本耶蘇會年報〕(歐文材料第一號譯文)

一五八二年、八三年、及び八四年の日本通信、

一五八四年一月二日○天正十一年十一月十一日當ル、一附、長崎發、ルイス・フロイスよ

り、耶蘇會の總長に贈りし書翰の一節、

右の城(龜山)の未だ降服せざりし時、瀧川は柴田に對ひ、羽柴が己と事を構へ居れる機會を失せず、其兵を率ゐて、天下に入らんことを求めたり、因て柴田は時を移さず、己が甥にして佐久間と稱する有名なる大將に、七八千の兵士を附して、同方面に向はしめ、自ら殘餘の兵を率ゐて其後に續きたり、佐久間は柴田の養子の居りし長濱に向ひて直行せしが、彼が同所に到着せし時、龜山の城は既に敵(羽柴)の手中にあり、敵は、佐久間の來るを聞き、兵を分ち、約二萬人を派して彼に當らしめ、一萬五千人を留めて、峰と云ふ瀧川の一城に對陣せしめたり、佐久間に對して進みたる兵は、途中五六ヶ所の城を造り、伊勢より來りし援兵の進路を妨げんとせり、此兵は羽柴軍の眼前に於いて、攻撃し難き山上の好位置に陣せり、

瀧川一益
勝家ノ進
出ヲ促ス

盛政長濱
ニ向フ

秀吉兵ヲ
分チテ之
ニ向フ

天正十一年四月二十一日

二二一

峰城ハ宏
且ツシテ
ヨロシモ
守將モ亦
勇猛モ亦
峰城陥落

信孝ノ野
望濃諸士
美濃諸士
信孝ニ少

秀吉大垣
城ニ入り
岐阜ヲ襲
ハントス

勝家ノ兵
清友及ビ
重友ヲ攻

清秀重友
議合ハズ

重友怯懦
ノ罵ヲ招
カントレ
ヲ怖レテ
清秀ト共
ニ戦フ

重友羽柴
長秀ノ陣
ニ入ル

重友ノ部
下戦死ス
リモノア

重友戦死
ノ風聞

重友ハ基
督教ノ柱

秀吉敗報
ヲ聞キテ
一部ノ兵
ヲ班ス

天正十一年四月二十一日

二二二

前記峰の城は、宏大にして構造好きのみならず、多く兵士及び兵糧を備へ、其守將又勇猛なりき、故に羽柴は長く之を圍みしが、終に此處にても、坑を掘り、爆破して、城内の人々を大に恐怖せしめ、同じく助命を受けて降服するに至らしめたり、但し守將は死して羽柴の手に渡されたり、此間に、三七は、再び帝國を得んとの狂へる慾望と、愚なる希望を起し、母の愛及び娘其他羽柴の許に出したる人質を忘れ、柴田と合同せんと計りたり、されど美濃の國の彼に隨從せし者は少數なりき、羽柴は之を聞きて兵を集め、猶豫することなく、美濃の國大垣の城に入り、同所より岐阜の町を襲はんとせり、越前の境には、精兵を率ゐたる大將四名を配置せり、即ち其兄弟小一郎、柴田の養子伊賀、瀨兵衛及びジユストあり、五月十九日、○天正十一年三月、既に柴田に與みしたる越前の國人一萬五六千、瀨兵衛及びジユストに向ひて押寄せたり、敵の現はれ来るに及びて、彼等は共に謀議せるが、其有せる兵二千に過ぎざりしを以て、意見一致せず、瀨兵衛は幸運に浮かれ、甚だ不利なるに拘らず、戦はんことを欲したるが、ジユストは、此の如き寡兵を以て、戦場に出づることを大なる輕舉なりと思ひたり、されど瀨兵衛が其

意見を固持し、ジユストが卑怯なりと思はれざらんことを願ひしことが原因となりて、彼等は出で、合戦することゝなれり、戦は長き間、殆ど對等にして決せざりしが、敵は始終新手の兵を入れ代へたれば、羽柴軍は終に逃走し、瀨兵衛は己が城内に退き、ジユストは二三の伴侶を連れて、其後より他の人々多數來り會したりと雖も、天主の特別の御助に依り、大なる困難を経て、羽柴の兄弟の要塞に達せり、勝ち誇りたる柴田は、やがて瀨兵衛の要塞を襲撃し、衛兵の大部分と共に彼を殺して、容易に城を攻め落したり、最初の合戦に斃れたるものは、ジユストの從弟の二人、其舅及び高槻の多くの貴人等なりき、人の噂は速に五畿内及び豊後并に下の諸國に達し、ジユストが其兵と共に寸斷せられたりと傳へられたり、此事は至上の悲痛と慟哭とを、此地方の信徒全體に齎らしたり、已に幾度も云ひし如く、彼は基督教の柱石なりしが故なり、凶報は多くは眞實なりと雖も、主の御意に依り、此報の僞なること發覺したれば、善人等の喜は一方ならざりき、羽柴は、三七に對して、戦を開かんと準備せし時、右二將の敗北を聞きしが、彼は精神確乎として、少しの變化をも顔に表はさず、一萬の兵を此處に遣し、

天正十一年四月二十一日

二二三

勝家退却
秀吉追撃

勝家ハ秀吉ノ塞ヲ包圍シテコノ戦ニ會セズ
秀吉勝家ノ麾下ヲ攻撃ス

其餘の軍隊を率ゐて柴田に向ひたり、其行進は迅速にして、二晝夜の間進軍を繼續せり、而して敵の眼前に於いて、己が兄弟の城に入りたり、同所は〔已に述べたる通り〕ジユストの引籠りたる所なり、羽柴は大に彼を好遇し、尊敬と愛慕に充ちたる言葉を以て、其己に仕へて危険を冒し、又兵士を失ひたることに對して、厚く禮を陳べたり、柴田は、羽柴の來るに及びて、始めに陣營を置きし山上に退却せり、羽柴は命じて六千の兵をして之を追撃せしめ、早朝より日中に至るまで激戦せしが、勝敗は容易に決せざりき、然れども羽柴の軍勢悉く戰場に出づるに及び、漸く疲れ初めたる敵兵を突撃したれば、敵は全く敗走せり、而して後方に密林を控へたれば、彼等敗北者等は、途上に槍、鐵砲、刀劍、著物までも打棄て、行きたり、やがて山頂に半裸體の兵士千五百餘人現はれたり、柴田は此合戦には見えざりき、彼は千餘の兵士と共に久太郎殿の要塞を包圍して、中にある者どもが、敵軍の援助に出づることを防止しむたり、因て羽柴は己が主要なる敵の尙ほ倒れざることを聞き、鳴物を鳴らして、散じたる兵を集合し、軍隊を柴田に向つて突進せしめたり、柴田は嶮阻にし

北莊城

勝家城下町ヲ燒ク

て狭き路によりて逃れ、少數の部下と共に、北ノ庄と云ふ越前の主要なる都會に達せり、此處に甚だ美麗なる一城あり、轆轤にかけて造りしかと思はるゝ、光澤ある好き細工の屋根石を以て覆はれたり、彼は城内に入るに當り、先づ火を放つて町を燒き拂ひ、敵をして同處にありし糧食及び財寶を收むること能はざらしめたり、敗兵の殘部は、武具を捨て、山中に四散せり、然るに羽柴は勝に乘じ、全軍を率ゐて越前の國に入り、柴田の籠りし城を包圍せしめたり、○上下略、龜山城陥落及ビ勝家自殺スルコトニカ、ル、三月三日及ビ本月二十四日ノ條ニ收ム、

〔日本耶蘇會年報〕(歐文材料第二號譯文)

耶蘇會のバードレ及びイルマンの日本通信 第二編

一五八四年一月二十日○天正十一年二月八日 附、長崎發、バードレルイスフロ

イスより、印度地方區長アレッサンドロウリニヤニに贈りし書翰

本年當地より發する八十三年の年報及び他の私翰に依りて、尊師は、バードレフランシスコカブラルが支那に向ひし時、我等が認めたる長き書翰の後に起りたるコンパニヤ竝に基督教會の事を承知せらるべし、本書翰は、特に都地方竝に下の地方及び豊後に於て起りたる戦争に就きて、尊師

が承知せらるゝの用をなすべし、此の如き戦争には、當地方に在る重立ちたるキリシタン中、何人か必ず參加するが故に、我等は常に其結果の良否に關係を有す、而して日本の大身の名及び地名は、印度に於ても、歐洲に於ても、珍奇なるが故に、此報道の意味にして、良く解する能はざるものは、當地方區の各地を親しく視察せられたる尊師、之を補説せられたし、

信長の死後、都地方に在りて最も勢力を有し、國々の大部分を領する君主は羽柴筑前殿にして、彼は信長の名を以て、播磨の國に在りて、毛利の領國征服に従事しむたり、彼は好く其事を處する爲め、父と共に殺されたる太子の子にして、信長の孫なる十三歳の少年を選び、日本國王の稱號を與へて、之を安土山に置き、信長の第二子にして、お茶筌(北畠信雄)殿と稱する伊勢の王を、其傳と定めたり、但し右は全然表面の事にして、羽柴は萬事の支配をなし、伊勢の王も、恰も其父に對するが如く之に服従せり、

此事決定したる後、彼は柴田殿及び池田竝に丹羽の五郎左衛門と共に、欲するが如く諸國及び其收入を分ち、信長の第三子(信孝)三七殿に、其有せし收入の外に美濃國を與へたるが、彼は天下の君とならんことを希望せしが故

秀吉三法
師ヲ立テ
信雄ヲ其
トナス

信長ノ遺
領ヲ分配
ス

山崎及び
八幡ニ城
ク

岐阜ヲ攻
ム
信孝屈服
ス

勝家一益
トナル
秀吉ノ敵

に、之に満足したり、其後羽柴は、山崎及び都より三レグワの八幡に、甚だ堅固なる城を築きたり、柴田及び三七殿は、此建築を大に憤り、人を遣はして言はしめたるは、最初の定に依れば、彼等は同等なりしに、今視れば、彼は天下の絶對君主とならんとする徴を示せり、故に直に右の城を破壊せしむべし、若し之をなさざれば、彼等は冬過ぎて後、來りて之を破壊すべしと、羽柴は之に對し、若し來ることを得ば、彼等を待つべし、何人が天下の君となるべきかは、各人の腕に因るべしと答へたり、此返答に依り、三七殿は己を羽柴の敵と宣言せり、因りて羽柴は、大軍を率ゐ、十二月に五畿内を發して美濃に著き、岐阜の町を圍みて之を陥れ、又若し望まば之を焼くことも得たるが、信長の子三七殿は、窮況に陥りて屈服し、一切を羽柴の手に委ねて、其慈悲を請ひたり、羽柴は過ぎたる事を宥し、其母と其一女及び子息達と、其家老二人とを人質とし、又彼が依然留め置きたる信長の孫を伴ひ、勝利を收めて都に歸りたり、其後一ヶ月を経て、二人の重立ちたる人彼の敵となりたり、第一は越前、加賀、越中三國の領主なる柴田にして、次は信長の將たりし瀧川なり、瀧川は、信長が武力に依りて、一向宗徒より奪ひ取りた

勝豊長濱
ヲ以テ秀
吉ニ降ル

秀吉龜山
ヲ攻ム

高山重友
龜山ノ攻
撃ニ從フ

龜山城降
ル

る、長島といふ甚だ堅固なる城に居たり、
近江と越前の國境に長濱と稱する城あり、柴田は、名を伊賀殿といふ養子
を守將として、此處に置きたるが、同人は養父柴田に對して、不滿を懷く理
由ありて、謀叛を企て、當時其城の附近に軍隊を進めたる羽柴の味方と
なりたり、羽柴は其城を收めたる後、直に瀧川に對せんとして、長島に向ひ、
途中通過せし諸村を焼き拂ひたり、第一に攻めたるは、名を龜山といふ城
なりしが、城内には十分の準備を整へ、銃及び鎗を以て、多數の兵士を殺し
たり、羽柴は四萬餘の兵を以て、此城を圍むこと數日の後、日本に於ては、珍
らしき事なるが、坑道を掘りて、其城を陥れんとせり、最初に坑道を造り火
を放たん爲め、之に依りて、堡壘の下に到りしは、ジュストなりしが、其到着
せし時、壘は倒れて、八人のキリシタンは、其下に敷かれて死せんとせり、然
も坑道に設けたる壁の蔭にて助かり、皆生きて出でたるは、全軍の少から
ず驚歎する所なりき、城内の人々は、窮狀に陥りたるを見、救命を請ひ、城を
出でたれば、羽柴の部下之を占領せり、同城の守將は、長島に妻子を留めし
を以て、其君瀧川の許に到り、城は守るの途なく、又彼の救援を期すること

一益勝家
ノ出兵ヲ
促ス

盛政出陣
ス

秀吉ノ對
策

能はざりしが故に、之を敵に渡したる次第を陳辯せしが、何の効なく、瀧川
は直に其首を斬らしめたり、
此城の未だ陥落せざる時、瀧川は、使者を柴田の許に遣はし、羽柴は己の城
を攻むることに從事せるが故に、今は天下の君となるべく軍隊を進むる
の好時期なり、此機會を失ふべからずと説きたり、柴田は直に、名を佐久間
といふ彼の甥にして、甚だ勇猛なる部將に、七八千人を附して先發せしめ、
彼は殘餘の兵士を率ゐて、後より行くことゝなしたり、佐久間は直に軍を
率ゐて、柴田の養子の居城長濱より三四レグワの所に到りしが、此處に著
せし時、龜山の城は、既に陥落しゐたり、因りて羽柴は、約二萬の兵士に命じ
て、佐久間に對ひて、其前進を止めしめ、一萬五千人を留めて、峰と稱する他
の重要な城を攻めしめたり、佐久間に對して進みし者は、越前より來る
軍隊の前進せざらん爲め、途中に五六ヶ所の城を造りしが、敵は羽柴の軍
と相對して、山上に陣營を張りたり、此地は堅固にして、之を圍むこと不可
能なりき、
右峰の城は、大にしてまた堅固なるのみならず、城内には、多數の兵士及び

天正十一年四月二十一日

二三〇

峰城降ル

信孝再ビ
トナル敵

秀吉大垣
城ニ入ル

勝家著陣
ス

糧食を備へ、守將は勇猛なりしが故に、之を陥落するまで、多くの日數を費したり、依りて羽柴の部下は、坑道を掘りて之を攻め、非常なる窮狀に陥れたれば、城内の者は救命を請ひ、協約を結ばんことを申出たり、羽柴は守將を殺して引渡すを條件として、之を諾したれば、此城は降服したり、三七殿は、柴田及び瀧川と合體せば、其希望せしが如く、天下の君となるに至るべしと考へ、人質として出したる其母及び女竝に家臣等の愛を忘れ、再び羽柴の敵とならんと決心し、之を發表せり、然れども美濃國に於いて、彼に組する者は少數なりき、羽柴は、之を聞きて、少しの猶豫なく、其軍を整へて美濃國に進み、既に彼に歸屬したる大垣の城に入り、岐阜の町に進みて、三七殿を滅さんと圖りたり、彼は越前の國境の城に四人の主將を置き、精選したる兵士多數を之に附したり、主將は、其兄弟小一郎と柴田の養子伊賀にして、最も敵に接したる所には、(中川清秀)セイファン及びジュストを差向けたり、五月十九日、○天正十一年三月二十八日越前の兵は、其營を出で、セイファン及びジュストの居たる所に進みしが、セイファン等は、二千餘の兵を有しむたり、柴田は數日前残りの軍隊を率ゐて、越前より到着し、其甥佐久間と合

し、兵數は一萬五千乃至一萬六千なりき、セイファンは、ジュストと協議せしが、ジュストは初めより、二千人を以て敵に向ふは、大膽に過ぎたりと考へしも、セイファンは是非戰を開くべしと熱心に主張し、ジュストも彼に劣らず、寧ろ大に勝りたる勇將にして、激戰に慣れしが故に、其意見に動かされ、兩人共に越前の全軍を進撃したり、戰は長く續き、最も勇猛に闘ひしが、敵は多數にして、毎時新手を出したれば、兩將は疲勞し、敗戦して退きたり、セイファンは、其弱き城に入り、ジュストは、初は後續者二三人に過ぎず、後に至りて、更に多くの人加はりしが、非常なる艱難を經、人力よりは、寧ろ奇蹟に依りて免れ、附近にありし羽柴の兄弟の城に入りたり、柴田の軍は、直にセイファンの城を圍み、多く勞することなくして侵入し、少數の兵士は脱出したれども、彼竝に多數の兵士を殺したり、此の如くして、此日の勝利は、越前方に歸したり、此戰闘中ジュストの義兄弟二人、其岳父及び高槻の名ある武士數人死したり、但し五畿内竝に豊後及び下にては、ジュストが、全軍と共に死したりと傳へられたり、彼は基督教會の柱にして、此地方の耶蘇會の保護者たり、徳甚だ顯はれ、戰爭に於いて寛容なりしが故に、日

清秀戰死
ス

天正十一年四月二十一日

二三一

秀吉美濃
ヨリ賤嶽
ニ向フ

本の全基督教會は大に悲歎せり、而して悪しき報知は多く眞實なるが、我等の主は、彼に生命を與へ、日本全基督教會一般の悲を軽くし給へり、此報羽柴の許に達せし時、彼は美濃國に在り、三七殿と戦ふ準備中なりしが、少しも容貌を變ずることなく、常に戦に勇なれば、一萬人を同所に留め、殘餘の兵を率ゐて敵に向ひたり、人の言ふ所に依れば、彼は二日二夜行軍を續け、敵の視界に達して、其兄弟の城に入りたり、ジュエスト右近殿も、同所に居たれば、羽柴は之に對し、言葉を用ひ又愛情を示して、彼に仕ふる爲め、自ら危険に瀕し、又多數の兵を失ひたる事に對し、感謝を表したり、

其第一月の二十一日即ち一月一日、○此日附ハ、
誤アルベシ、尙ほ勝利を得たる戰場に留りし越前の兵は、天明に及び、彼等が最初屯營せし山に退き始めしが、羽柴は其居城より之を見て、急遽六千の兵を出すことを命じたり、柴田の甥にして、其總大將たりし佐久間は之を見て、勇猛に之と戦はんと欲して引返したり、此戦は甚だ激しく、雙方天明より正午まで戦を續け、鎗を以て相殺し、此時間に至るまで、勝負を決すること能はざりき、羽柴の全軍は、遂に城を出で、二萬餘の兵士一隊となりて、既に疲れたる敵を襲ひたれば、敵は

盛政返戦
力ム

盛政ノ兵
敗走ス

勝家秀政
ト對持ス

秀吉勝家
ヲ攻ム

勝家北莊
城ニ入ル

敗走し、樹木の茂りたる森に逃げ入りたり、同所にては、人は殆ど見え、僅に旗の尖端のみ見えたり、羽柴の軍は之を追撃し、彼等をして武器及び劍を途に捨てしめ、彼等は又著物まで重しとなし、一層身軽くして、其生命を救はんと欲し、之を遺棄せり、因りて忽ち半裸體の兵千五百人餘山頂に現はれたり、

此戦争の行はれし時、千餘の兵、久太郎殿の城の周圍を守り、羽柴の家臣なる城内の者の出で、救援することなからしめんとしむれば、柴田は戰場に出でざりき、羽柴は主要なる敵の尙ほ撃破すべきものあるを知り、逃ぐるを追ひて、山を上りゐたる軍隊に、速に引返して、一同柴田を撃つことを命じたれば、之を實行せり、柴田は困難を排し、大に努力して、逃げたる者を集めつゝ、退けり、追撃者は多數を殺し、依然追撃したりしが、越前に入りては、道甚だ狹隘なりしが故に、柴田は脱るゝことを得、少數の兵を率ゐ、越前の主要なる町北庄に著きて、其城に入りたり、城の屋根は、悉く石の瓦を以て葺き、瓦は恰も輻輳細工の如く好き形にて、滑なるものなり、而して彼は城に入るに先ち、追隨せし敵が、糧食及び町の富を利用することなから

天正十一年四月二十一日

二三四

ん爲め、之に火を放ちしが、風の助けありて、殆ど全焼せり、越前の國の軍隊の殘餘にして、生命を免かれたる者は散じ、兵士は佐久間も共に山中に隠れたり、

秀吉北莊ヲ圍ム

羽柴は戰勝の餘、全軍を率ゐて、六月三日、越前の國に入り、柴田が少數の兵を率ゐて逃げ入りたる北莊の城を圍みたり、柴田は既に六十歳に達し、甚だ武勇なる將にして、生涯を軍事に委ねし人なるが、大廣間に出で、彼と共にありし兵士等に對ひ、言葉少なに語りていへるは、吾が逃げて此處に入りたるは、戰爭の運にして、吾が卑怯なる爲にあらず、然れども若し吾が首を敵に斬られ、吾が妻子及び親族の名の汚さるゝことあらば、吾が常に保有せし名と、柴田の家の永久の不名譽となるべし、因りて日本の武士道の常習に従ひて、直に腹を切り、吾が身體を焼き、敵をして之を見、又發見することなからしむべし、汝等若し敵の赦を得て、生命を免るゝことあらば、之を喜ぶべしと述べたり、一同は雷に彼等のみならず、妻子一人も殘ることなく、彼に倣ひて、來世まで之に従ふべしと言へり、柴田は之に答へて、汝等の心を決すること速なると、汝等が吾と希望を一にすることを喜ぶ、只悲し

勝家訣別ノ宴ヲ張ル

勝家屠腹ス

老女ヲシテ城中ノ敵ヲ殺シ

むは、吾に對する一同の愛情に對し、現世に於いて報いること能はざることなりと言へり、是に於いて、多くの美味を持ち來らしめて、一同を饗應し、樂器を奏して、酒を飲み、時々舞踊又歌謠をなし、愉快に大聲に笑ひ、恰も戰勝を祝するが如くなりき、而して諸室竝に廣間には、多く藁を積み、城の戸及び窓は好く閉ぢ、城を圍みたる敵に對しては、内より少しも銃を發せず、武器は此の如く靜にして、愉快なる歌の聲の多きは、外にありし者の驚く所なりき、此間に藁に火藥をかけ、家に火を放ち、柴田は先づ信長の妹にして、數月前彼に嫁したる妻を、家族の他の婦人一同と共に殺し、直に劍を以て腹を十字に切り、死して倒れたり、他の武士等、其他城内に在りし者も、皆先づ其愛する妻及び子女を殺したれば、前の歌唱の代に、大なる叫喚及び涕泣聞え、火災の音響よりも高き恐ろしき聲起りたり、此の如くして最も年少なる子女の幼弱も、可憐なる涙も顧す、悉く之を殺し、次に彼等も互に殺し合ひたり、而して其跡を留めざらんが爲め、火は來りて、哀なる死骸を焼き盡したり、羽柴其他の敵に、城内に於いて起りたる事を知らしめん爲め、柴田は一同の意見を徴したる上、此事を見たる一人の老女を城門に出

天正十一年四月二十一日

二三五

天正十一年四月二十一日

二三六

して、事の次第を詳細に敵に語らしめたり、此の如くして、信長の時代に日本にありし最も強き大將にして、武勇ありし人は灰となりたりたり、其後越前、加賀、能登及び越中の諸國は、悉く羽柴に臣屬し、彼は此人以外に恐るべき強敵を有せず、彼が死し、己は天下及び多數の國々の君となりたるを見て、益傲慢となり、其言ふ所爲す所によれば、信長にも勝りて自信を有し、更に榮華を盡せり、彼は戦争に強く、信長が企てたる如く、日本全國の絶對の君主となるまで止まざるの勢を示したり、彼は決斷あり、戦争に於ては困難なる事を遂げ、其統治の始より今日に至るまで、常に二三萬又四萬の兵を戦場に出せり、

柴田の軍隊の總指揮官にして、其甥なりし佐久間は、前に述べたる如く、越前の國に於いて、農耕に従事せる家臣の間に隠れるたるが、其一人之に依りて得べき利益を思ひ、彼を敵に渡したり、柴田の唯一人の正出の子、年齢十六歳にして才能あり、信長が其一女を嫁せしめんと欲したる少年も亦捕へられたり、右の子と甥と兩人共に捕へられて都に送られ、同所に於いて各其車に乗せられ、町の主要なる街路を曳かれたり、是は我等の間にあ

りて、裁判に馬の尾に縛せらるゝと同一なる不名譽なり、而る後都の外に在る定まりたる場所に於て、羽柴は兩人の首を斬らしめたり、

三七殿は、我等の主デウスが始め恩寵の感化を及ぼして、來世の永遠の幸福を悟らしめ給ひしが、既に聞きたる説教を忘れ、統治を行ひ、天下の君とならんとの熱望の爲め盲目となり、キリシタンとなりて、デウスの教を文字通に守ることは不可能なりと言ひ、虚偽の偶像及び欺瞞多き坊主、竝に瞞著を事とする占者の力に頼り、其望を達することあらんかと考へ、今は柴田死して其援を受くべからざるを見て、鬪を引き占をなし、又偶像に多くの誓約を立て、其城内に在りし少數の兵を率ゐ、所領美濃國を出て、羽柴の敵なる瀧川の保護の下に身を投せんと決したり、彼の隨伴者は、他に方法なしと思ひ、止むを得ず隨ひしが、途中相謀りて、彼を彼世に送り、羽柴の許に行きて、知行を請ふを以て最善となして、之を實行せり、此の如くして彼の旅程は、哀にも途中にて終りたり、○下略、秀吉、大徳寺ニ、信長ヲ分會コト、大坂築城ノコト等ニカ、ル、コ

〔参考〕

天正十一年四月二十一日

二三七

〔新撰豐臣實錄〕九

丹羽長秀入志津嶽壘 附 佐久間盛政敗走部

佐久間安次 不破彦三 退却ス

○上略、丹羽長秀、賤嶽ノ砦ニ入ルコト、今夜半松明赫々滿江濃之數峯、而恰若青天之星、北軍頗騷動、佐久間安次、不破彦三等雖觸諸兵、荐催禦備、群卒以昨夜嶮行今日之疾戰、悉羸倦熟睡似死尸、漸突起看數萬之松明、大狼狽棄甲將敗走、兩將不得已、欲帥兵而退、南軍急襲遮其跡、北將原彦次郎、安井左近等抑敵壘列陣、見南軍之到、忽繚兵來于佐久間盛政之陣、盛政請後殿、二將肯之、每一町伏弓筒卒十五六人、令之曰、莫徒放矢、宜靜支敵、運交替而退、然以南軍急襲來、故無便防之、原與安井雖兼占後殿之約、安井遽黑心出來、帥兵去、原大忿激、令前後左右獨屢禦之、原之兵青木勘七郎、原勘兵衛、長井五郎右衛門、豐鳴猪兵衛、鷺見源次郎、鷺津九藏、毛屋新内等輕命荐突戰、今按、此時青木勘七郎、是以敵又不克強追之時、柴田三左衛門勝政之兵三千餘、踰志津嵩之西壑而陣、盛政之兵一万五千、攀志津嵩北嶺、支自余語湖邊躋敵、盛政馳使於勝政曰、速引兵來于吾陣、使者及兩廻、勝政欲纏兵與盛政合、廿一日寅時秀吉出木本、辰巳之交、至志津嵩、建旌旗、令弓銃之將曰、壑前之敵已有頽奔之機、可速追挫之、各受命、果敵兵降谷、攀向之坂腰、南兵隔谷放銃、即時死傷二百餘人、北軍

左近去ル 彦次郎ノ部下ヨク

盛政勝政ノ兵ヲ招

秀吉部下ヲシテ勝政ノ兵ヲ突カシム

福島正則等突撃ス

盛政拜郷五左衛門防

前田利家高岳ニ陣ヲ布ク

原彦次郎止ツテ敵トイフ

大辟易、秀吉令侍臣曰、許法制、急進勵擊之、各應聲突出、就中福島市松正則、石川兵助先驅、次加藤孫六嘉明、加藤虎助清正、平野權平長泰、今按、後號遠江守、脇坂甚内安治、今按、後號糟屋助右衛門、今按、後號片桐助作直、今按、後號東市正、迭進競戰、今按、世傳柳瀬、盛政令拜郷五左衛門曰、魁兵既危、汝往計之、拜郷雖遽恚、盛政短策不從、勝家之命、不得已提手銃、怒向敵、淺井吉兵衛、山路將監、宿屋七左衛門、土岐隼人等又返進、福島市松尤出群、於銃下忽得魁首、石川兵助與拜郷競擊相共死、加藤清正與土岐○清正記、戶隼人突戰、遂得隼人頸、加藤孫六、平野權平以下各忿戰、移時、甚有功、以淺井吉兵衛、山路將監終敗、墮于余語谷、於大鹽金右衛門備八月朔日、五左衛門今按、大擊其頸、獻秀吉、宿屋七左衛門、小原新七、安彦彌五右衛門、水野助三等數廻後戰去、柴田勝政聚敗兵、圍死傷退廿餘町、秀吉之兵急慕擊之、前田利家分二千兵為二隊、攀高岳山、列陣、今按、諸之云、佐久間安次、置敗軍、暫止于此、盛政尙白眼、旬言曰、諸兵退勿遽、敵強不可慕之、原彦次郎進曰、否、今日之軍隨退、敵愈競進、我愈潰走、想夫張陣於此節所、設嚴備以究死戰、則借使敵雖為十倍、豈脆夷亡哉、光武摩陀河之奇策、在此時、且我今朝揮勇威敵、籍甚、以是敵屢避我鋒、今日之軍事宜任我、強諫之、然盛政

盛政用ヒ
ズシテ退
ク住長秀
進撃ヲ令
ス勝政戰死

勝家ハ秀
政ノ若ヲ
抑フ

水野小右
衛門秀吉
ノ來襲ヲ
報ズ

勝家決戰
ヲ覺悟ス

不用之、圍兵漸退、噫拙哉、須臾猛敵無數、自谷舉勢如雲湯之湧、自峯競響似雷、鏃之轟、北兵見之、荐擾騷、丹羽長秀取旄令曰、時已宜、於此惣軍亂列掩韜、北軍悉潰、柴田勝政戰死、盛政、安次等離群散縱橫矣、

柴田勝家敗奔 附 毛受勝助忠死部

同年四月廿一日、柴田勝家卒七千餘兵、抑堀秀政之左禰山砦對陣、甚憤、盛政寡算誇勝利、而訐後敗、夜半勝家陣中頻騷動曰、秀吉前夜到著木本、疾於飛鳥、弱兵驚慄、少焉鳥銃頻響、余語之山谷、時水野小右衛門者馳飛卒於勝家曰、盛政今曉因遁於志津嵩、敵急慕之、吾兵既危、宜速成其儲、勝家聞之不驚曰、吾兼知盛政誇勝利、是敗亡之兆也、今無如之何、今日嚴遂死戰、吾斬猿首耶、猿又獲吾首耶、要決自他之榮滅、乃雖進諸軍勵申令、西看盛政兄弟之敗走勝家兵如潦水悉滅、不滿三千、群臣諫而曰、以此寡兵、曷當彼來銳、不如速歸北庄、今按在越前勝家據屬敗兵連強銃精射悉擊破、而後乘其機、以競一戰、然則却見秀吉之陷沒必矣、是楠正成於千破劔之城、使走東軍之密策歟、勝家不可曰、以一勝十、以十破百者、其无如死戰、世間何者有龜鶴之榮、死者人之常也、豈可恐之、吾今雖歸國、又何所為知、他日彌為螻蟻被譁、而遂不張龍虎之勢、不如今日竝枕聯骸、以

毛受勝介
勝家ヲ諫

勝介原彦
次郎ノ空
壘ニ入リ
テ備フ

兄左衛門
茂勝介
ト共ニ止ル

決運於一途、群士聊雖面從、曾不心服、於是毛受勝助今按尾州春日井郡稻葉村之產也、自十二歲事于勝家、遂領一萬石、尤有忠孝之譽也進曰、臣臨節不竭其志、則豈曰忠哉、往昔君在尾州之日、幾度雖以寡向衆、以小伐大、而終不敗、今括囊越加、猛威雖百倍于昔、一戰脆潰、万卒乍散者、咸罹命與時、而又不奈之何、大凡察事於未發者、哲人之明也、悔跡於已發者、愚夫之惑也、還去若遲怠、則奴賊必羞公者、不亦遺憾哉、謹請蚤歸北庄、快自殺、然則臣為君受馬印今按金幣也、勝家以之為馬印、賜姓諱、暫防戰死乎此、勝家雖不肯、勝助犯顏荐諫之、於是勝家不得已、授五幣於勝助、辭決而去、勝助受馬旌、卒其兵三百人及勝家諸士居多、入一虛壘今按始原彦次所據之壘也、使家僕寄離書遺物於其母妻、乃携酒盃、與衆共屢酌、一其志、南軍見柴田之馬旌、知勝家在乎此、悉圍壘攻之、勝助提鑼睨敵曰、舉世所稱鬼柴田吾也、即移時突戰、敵辟易于此勢、不覺退二町餘、時勝助兄毛受茂左衛門後殿、聞勝助之志、欲共死而竭來、勝助悅曰、尊兄愍吾之情、遂哉、所謂死喪之威、兄弟孔懷者不在茲哉、然今哥公留勇於此、而何益、且在老萱在堂、向來孰克致省定、伏願尊兄全命、換反哺、兄曰、其言善、然今我見汝死而空去、則一絕骨肉之天恩、一失士家之清義、然則假令吾家雖期千歲之榮、豈為潔之、矧厥聖善常堅操守、信不恥、王陵陸續之母、今日捨汝而歸、

木下半右衛門小川
土佐勝部

勝家北莊
備歸リナス

佐久間十藏

則非翹遺万世之汚名而已、却爲母蒙不孝之辜、自徒生而惹途人於蔑義之嘲、不如死而垂不朽於得正之芳、遂不去、敵又競來責之、毛受兄弟及勇兵數百人、雖守義輕命而防擊、大軍如激水悉塵死、勝助謂茂左衛門曰、勝家去是既移時、歸城不可訝、一快戰隨勝家于泉下、乃携殘兵三十餘騎大力戰、而茂左衛門既鬪死、勝助又與木下半右衛門、北川左平次伊賀守勝豐士奮戰而殞命、果勝家至、越前府中城今按前田利長據此壘對前田父子、謝年來併意之好曰、衰運之至悔不足憾、有餘、乃乞飯靜食之、又乞馬而出今按勝家所乘馬至府中死、利家欲送之、勝家強止之、已欲往、又盤桓曰、利家昔時與秀吉昵、而今而後宜翻我之舊盟、蚤降秀吉期後榮而去、今日四月廿一日極暮、勝家拖百餘騎入北庄、謂柴田彌右衛門、小嶋若狹、中村與左衛門同鄉、能達弓馬之兩技云々、松平甚五兵衛、中村文荷齋、德菴等曰、今日之敗走、偏以盛政傲勝利、不用我令也、吾儕生前沒後之遺恨何事外之、我今雖知勢之既窮、又曷忍空手導敵、卿曹嚴構役所致其備、各肯允、乃書廻文、集諸士籠城、粵佐久間帶刀子十藏、時十五歲、去春今按天正十年春既爲前田利家之婿、今按利家婿十藏之事、頃日糺之加賀、則皆曰、曾无此事、然甫安在其家、豈誤其說、肆舉其事、以備後見、故利家之臣等來告曰、可蚤逃忍府中、十藏士又強諫之、十藏曰、曩歲先考背勝家陪安土、今按任信長、忽列喧嘩

德菴利家
ノ質ヲ盗ル

之席殞命、此時我甚幼、勝家却恰我、再扶助賜莫大之祿、其恩何日報之、是不可去之一也、我若不與利家結婚、則或有爲慈母忍恥避世、以終孝之理歟、今也恃昵快己而忘君者、甚非余之素志、是不可便之二也、且吾雖幼童、捨義嗜生、以零箕裘之業者、豈非男子之不孝、是不可悔之三也、遂籠城、舉世無不賞之、果柴田彌右衛門、其子大屋長右衛門、小嶋若狹、其子新五郎今按時十八歲、依病不、城忠中村與左衛門今按時率馬弓之松平甚五兵衛、其子市左衛門、今按市、者、佐久間玄蕃允士也、以志津嵩之軍、松浦九兵衛、今按玄蕃允士、柴田、蒙疵、廿日、歸北庄、今日與父共籠城、、伊賀守士也、時依留守勝野但馬守長晟、臣而高惹武名於當時、蓋聞溝口者大隅、近故有龜田大隅者、淺野但馬守長晟、臣而高惹武名於當時、蓋聞溝口者大隅、父、吉田藤兵衛、其子藤十郎、中村文荷齋、山口一露齋、上坂大炊助、今按勝等數、十輩、凡三千餘人、各定役所而籠城、時勝家臣德菴、世傳、勝家臣有法師、武者三、是盜前田利家之質、而出城、人皆无不惡之、

蓋惟、今般勝家直入府中、不疑利家者、可謂至剛也、利家又若欲擊之、降秀吉安而已、然云舊好、云約盟、利家豈忍欺之、故今勞之、又曰送之者、是信也、義也、是以秀吉又感其信義、而他後之睦任倍昔日、所謂有陰德、則有陽報者乎、如德菴雖棄主盜質、諂利家、元爲蔑其義、利家曾不賞之、遂流落京師、永曝汚名、

天正十一年四月二十一日

而死、誰不鑒焉、

二四四

〔續本朝通鑑〕

正親町天皇二十一年

四月癸酉

盛政未整陣列、軍中皆曰、秀吉

既至、盛政曰、秀吉昨日猶在美濃、縱雖神速、何以一夜之間可到此哉、未幾秀吉

至、令曰、勝家兵可五六萬、且盛政乘勝勢熾、我諸將半在國、而兵亦寡於彼、則我

一生之運係今日之勝敗、衆其勗哉、且曰、麾下近士等亦欲勵勇、則混先陣、取首

級可揚名、於是秀長成三列先進、放砲殺二百餘人、時秀吉近臣福島正則、時號市松

石河一光、號兵助先登共得首級、一光戰死、時柴田勝政弟、盛政率三千餘騎、加盛政

陣、加藤清正、號虎助加藤嘉明、號孫三郎脇坂安治、號甚内片桐直盛、號助平野長泰、號權平

糟屋助右衛門、櫻井家一、號左吉、俗謂之柳瀬七本鏡齊進、合鑓突戰、敵辟易、諸隊繼進、勝政

將敗、盛政召拜鄉氏、號五左衛門曰、先陣已危、汝其圖之、拜鄉揮鑓拒之、山路將隘、淺

井吉兵衛、宿屋七左衛門從之、或曰石河一光死於此一時秀吉金瓢幟既至嶺頭、敵軍皆知

秀吉實至、而大驚懼、狼狽逃走、盛政猶麾諸軍、原彥次郎曰、我前驅卿一戰、盛政

猶豫、秀吉後軍群至、峯谷絡繹、盛政部下擾亂、丹羽長秀曰、時既宜、乃率其兵競

進、勝政戰死、盛政安次諸軍皆敗走、秀吉麾下加藤清正、加藤嘉明等追擊之、山

路將隘、淺井吉兵衛等以下或戰死、或落深谷、

羽柴長秀
先登ス

保田知宗
勝家力
借リテ
山貞河
内ヲシメ
メ復ント
ス

勝家ノ部
下戰意ナ

秀吉秀政
先鋒ト
シテ勝家
ヲ追フ

紀州土保田左助知宗、曾與佐久間安次有舊緣、頃間來越前、與安次議、而請

勝家、令畠山貞政復河內國、其事未果、此軍起、左助在陣中戰死、

勝家見前軍既敗、大怒自戰三回、勇氣勃勃、秀吉望見曰、彼真不負勇將名、乃令

諸軍進擊之、勝家猶不退、於是主客互休、戰始於卯、既至未刻秀吉自率麾下兵、直突勝家

陣、大破之、諸軍共進、斬首五千餘級、勝家聚檢殘兵僅三千、勝家怒曰、盛政雖勇

暗於進退、不用我言、而致頽敗也、然三千一心、則可敵十萬、我待秀吉於此一快

戰、則勝敗未可知焉、衆皆謂、豈以敗軍之小、當勝軍之大哉、毛受勝助見衆無戰

心、告勝家曰、天運既窮、士卒喪氣、雖戰必不可克、臣犯君之諱、死於此、君其歸越

前、再起兵、不成則自殺於北莊城、而勿辱其名也、勝家從之、而北逃、既而秀吉之

兵追來、毛受勝助自稱柴田修理亮勝家、奮戰卻敵、時勝助兄茂左衛門歸來、請

同死、勝助曰、我既爲忠臣、兄其歸養老母爲孝子、茂左衛門曰、捨汝而歸則非義、

母亦不悅、豈爲孝子哉、遂留不去、勝助計勝家之去漸遠、再戰勵力、兄弟共死、秀

吉分兵攻勝家諸壘、皆陷之、秀吉令曰、勝家勇將也、緩之則再張、乃督諸將北征、

堀秀政爲先鋒、勝家薄暮到府中城、逢前田利家語曰、家運窮而至於此命也、多

年厚志謝而有餘、我甚渴矣、利家勸湯漬飯、勝家飽食、求健馬而出、利家欲送之、

年厚志謝而有餘、我甚渴矣、利家勸湯漬飯、勝家飽食、求健馬而出、利家欲送之、

天正十一年四月二十一日

二四五

勝家ノ兵
殆ド逃
去ル

勝家辭之、而謂利家曰、足下素與秀吉善、自今變與我所約誓、而全家運、則我亦所悅也、於是相別、逮夜勝家歸北莊本城、從者僅百騎、召留後柴田彌右衛門、小島氏、中村氏等曰、我因盛政失計、空了一生功名、遺恨殊甚、聞秀吉追來、我守城而死、城下有欲從我者、則速入城、然皆匿山谷、入城者僅十餘人、勝家部分留後兵三千餘人、爲守禦之備、

〔武家事紀〕

續集譜傳五 秀信

盛政月出
前ニ切通
マデ兵ヲ
退ク

略○上 廿一日ノ月未出マヘニ、今市ノ切通マテ引付ヨト下知ノ、原彦二郎、安井左近後殿シケル、余吾ノ海ハタヨリ切通迄ハ、ワツカ一里ニ不足ノ處ヲ、

秀吉大音
村ヨリ賤
嶽ニ登ル

夜ノホノノアケニ漸ク切通マテ引取、ソノ内ニ、秀吉兵ヲ大音村ヨリ既ニ賤嶽ヘヲシ上ケ玉フテ、諸手ヘ軍使ヲ發ソイサミヲナサシム、丹羽長秀

勝政切通
スノ上ニ陣

大音村ノ坂上ニテ秀吉ニ對面、秀吉不斜喜悅ス、夜明クレハ、秀吉ノ大マトイ金ノ瓢箪賤嶽ニ立ル、政盛間シ政盛カ兵コレヲ見テ驚ク、政盛カ兵クタヒレダレハ、切通ノ上ノ坂テナデカタニハ、柴田三左衛門尉勝政ウケトリテ引上ヘシ、

秀吉麾下
ヲシテ突
撃セシム

政盛ハ先ヘ兵ヲクルヘシトテ、政盛カ兵士我先ニト坂ヘコミ上ル、賤嶽ヨリコレヲ見切、秀吉ノ旗本手廻ノ小性トモニ、軍法ヲヤフツテ一騎カケニ

利家ノ兵
敗ル

勝家ノ塵
下逃散ス
シモノ多

勝介池原
山ニ備フ
立ツ

カ、レト下知ス、丹羽長秀一同ニ関ヲアケサセテ、コトノク追討シム、是ニヨツテ、近習ノ兵士我先ニト追付、坂中ニテ鎗ヲ合セ敵ヲ討、政盛カ兵ヲ立テコタヘ、弓取五十餘人面ニ立ナランテ射ル、寅ノ刻ヨリ辰ノ刻マテ、三時ノ中ニ矢タネツキテ引上ル、三町ホトユイテ、前田利長後陣ニヒカヘケル所ニヲイテ、政盛カ兵蹈トメ、弓鐵炮ヲハシム、四半中黒ノサシモノサシタル武士トモ、引カヘシノ立トマル處ニ、先手ノ者馬ヲ取ハナシ陣中サワキ立ツテ、利長旗奉行横山半喜長隆打死ス、カ、ル處ニ、政盛カ兵コトク敗北ニ付テ、前田カ兵モトモクツレニ敗軍ス、寅刻ヨリ午ノ刻マテノ戰也、勝家ハ、羽柴左衛門督秀政カ要害ノ前ニ陳シテ、政盛輕ク兵ヲ不引、必敗軍ノシルシナリトノ、シル處ヘ、水野小右衛門尉カ軍使來テ、先手敗軍ノヨシヲ告ル、是ニ因テ、胴勢コトノク落失テ、ワツカ勝家手廻千ニ及ヘリ、勝家はニテ打死ト怒レルヲ、毛受庄助シイテイサメ、馬印ヲ無理ニ引奪、勝家カ馬ノ口ヲ北庄ノ方ヘ引向、鞭ヲアテ、追立ル、毛受ハ安井カ陣城ノアト池原山ニアカリ、金ノ御幣ヲ押立、ワツカ三百計ニテ、勝家はニアリト匍テ、追付敵ヲサ、ユ、勝家カマトイ池原山ニアレハ、秀吉ノ先勢コ、ニ

秀吉ノ兵
府中ニ到

秀吉黒田
山ノ盛政
ノ陣ヲ攻
撃ス賤嶽
盛政賤嶽
ヲ過リテ
河置山ヘ
退ク

ツカヘテ不進、シハラク相戦フ、ソノ内ニ勝家ハ府中ニ著ク、前田利家マテ
 ウケテ馳走ス、勝家カ云、其方ハ秀吉カ舊友ナレハ、子細ニ不及、秀吉ニ隨心
 アルヘシ、近年ハ某カ旗下ニ屬セラレ、芳志謝シカタキ由ヲ述テ、利家カ馬
 ニノリカヘテ出、利家は非北ノ庄ヘヲクラントイヘトモ、勝家シイテコレ
 ヲ留ム、而シテ毛受カ陣ヲ秀吉トリマキ、四方ヨリ相攻、庄介カ兄茂左衛門モ
 此ニ來ル、古郷ノ老母心許ナシト、庄介シイテ茂左衛門ヲカヘシケレトモ、
 茂左衛門不去ノ、兄弟遂ニ討死ス、コレニサヘラレテ、秀吉ノ兵廿一日ヤウ
 ヤク府中マテ押付也、略上

〔可觀小説〕 一然る所、木本城ヨリ、羽柴美濃守殿カ飛脚を以、此表の様
 子ヲ大垣ニ御注進、大閤様ノ注進之様子ヲ委敷御尋もあ、時刻を不移
 大垣ノ城ヲ御立テ、其夜ノ曙ニ黒田山ヘ御取掛リ有テ、佐久間殿ノ人數
 を追立る、されども佐久間殿も人數を散々ニ不成取テカヘシ、黒田山
 比峰ヨリ賤ヶ嶽ヲウチ過テ、河置山比上迄四五度ノ合戦、終ニ人數を不
 亂引取申候、見る人上下共ニ目を驚シ申候、今日佐久間殿御凌ノ體、峯通
 リノ事あ、少しも隔る事あ、見ヘテ、敵味方共ニカタメニカケテサ

盛政ニガ河
置山ニ備
置キシ
兵盛政ヲ
待タズシ
テ退ク

秀政戦闘
ヲ始ム

ハキ申時、佐久間殿ハ先河置山比城ヘ押ヘノ人數を立置をし、其所迄
 与心ニ懸テ、二手を一手ニあして引から、難あ、引取テ、かさねテ又分
 目ノ合戦決せんこの御心得マテ有ヘシと、さ、やき見る所、案ニ相違
 して、跡ニ立置をし、人數佐久間殿をも不待請、さつと引退テ行程、佐久
 間殿人數ハあ、成与見ヘつる、追手ノ勢ハ彌きそひ、勝時を作り懸候
 へ、佐久間殿ノ人數只今、軍（リカ）ハ、終ニ追崩さ、山ノ峯
 を分テ兩方ヘ散々ニ成テ討る、もあり、行衛も知ら、逃延るもあり、追
 手ノ勢ハ少しも不休、北ヘさして押よせらる、賤ヶ嶽、河置山兩城ニ籠
 り、さる人數も、城を出テ先手ニ追つ、き、河原山比上カ下ヘ押おろし、麓
 ノ少し高き平地ニ先御人數ヲ御立有テ、暫御休息と見ヘ申候、東表ヨリ
 東野山比城ハ手當与して、人數二備立おろし、（行カ）廿一日朝、堀左
 衛門督殿人數ヲ御城ヨリ押出して、東野山ニ御立有テ、暫雙方共ニ手出
 しもあ、有し、午刻過ニ兩方打合テ御合戦と申候、初ヨリ北比敗軍ニ
 成テ、其後敵味方共ニ入亂、平地ニあき所あ、見ヘ申候、様々辰刻終
 ニ北國勢追崩さ、味方人數追詰テ寄と見ヘし程、扱社味方比勝け

勝家ノ本
營ヲ圍ム

羽柴長秀
初メ木下
半右衛門
ノト稱スト

賤嶽役ハ
秀吉一代
ノ勝事

天正十一年四月二十一日

二五〇

るよど人々悦の聲を上て、互に笑顔見へ申候、終に此軍の北に負よて、味方此勢追詰る、柴田殿の已前より柳ヶ瀬の上は山御城構有之、御本陣と申つる、終に北の負よありて、諸勢とくく敗軍に、柴田殿以前は柳ヶ瀬の上丸山と申を、御本陣構へ御普請有て、これを柴田殿に御本陣と申は、諸軍勢の散々を共、此義も柴田殿御旗印立て、堅固よ見へける故、味方此勢を押止て、追取巻て攻らるゝは、城中の門を開て切て出ると見る程よ、扱柴田殿よと寄手衆心を付る程と、左のかくて毛受庄助と名乗て、兵を數多左右よして、鎧先を揃討て出る所よ、よせ手は人數多しと申内よ、木下美濃守殿、其時半右衛門殿と申つるう、名乗掛てさしよせ、庄助殿と引組て首を取、則大閣様へ御見參こ入、無比類御働哉と諸軍勢申合つる、柴田殿早北の庄へ御缺落有て、如此被仰置と申あ、 き、則柴田殿御馬印金の御幣、其時大閣様へ差上て、夫の板取、今庄、湯尾あふりと、府中城を目よ懸て御陣をよへらる、略上

〔老人雑話〕 一志津嶽の軍は、太閤一代の勝事、蟹江の軍の、東照宮一世の勝事あり、太閤其時岐阜に在て、佐久間玄蕃、中川瀬兵衛を攻るを聞と、飯を

勝家ノ凶
兆

鬼柴田

盛政ノ來
襲ニ依リ
秀政兵ヲ
出サント
堀七郎兵
衛其不可
ヲ説ク

喫するを待すして往く、途中百姓に云付て粥をたかしむ、略下

〔北畠物語〕

七 柳ヶ瀬合戦の事

賤嶽上略、秀吉、清秀討死スト、開キ、急ギ大垣ヨリ軍ヲ收ム、同廿一日、江越のさうい
よ出、柴田羽柴合戦よ及ぬ、柴田が先陣をちまち打まき、佐久間玄蕃一戦よ敗北す、勝家とよ本くげを、すでよあやうりしを、免受庄助馬印を給はり、勝家と名乗て戦死す、はこよ武士の本意あり、其間よ勝家やうゝ北の庄まで落のびより、此戦よ柴田運命はきぬるあるしあまよあり、先手の一方明ぼのよ小松原をよ付て、堀左衛門尉秀治が軍勢うしはよ遮るといひてよぎあゝ、又一方よ清水をの望侍、ひしやくをうばひあひ、ごけといふ聲よをごろきて逃ちる、終のほる奇怪おほし、此勝家の信長公第一の名臣、天下の諸人ようやまのき、鬼柴田といのきしほどの勇士をよども、武運つきぬをむくのおとし、

〔前橋舊藏聞書〕

三

一賤ヶ嶽ノ軍ニ、中シキリ并賤ヶ嶽ヨリ堀秀政カ陣ヘシキリニ加勢助力ノ事ヲ申シ來レリ、秀政既ニ兵ヲ出サントセシヲ、堀七郎兵衛ト云モノヲサヘテ申シケルハ、勝家カ柳ヶ瀬ノ陣ヨリ、玄蕃

天正十一年四月二十一日

二五一

天正十一年四月二十一日

二五二

勝家ノ敗
軍老ナキ
家老ナキ
因ル

盛政引取
ラバ勝家
ノ勝利ト

〔山下祕録〕

三方へ使切々往來ス、是ハ中入ヲ早ク引トレトノ事カト思フ也、若中入
ヲ引トラハ、玄蕃本ノ道ヲハカヘル不可、中シキリヲツキヌクヘシ、然ラ
ハ手前ニテ一戦ナクテ不叶ノ場ナリ、又玄蕃引トラスハ、勝家必ス中シ
キリへ押ヨセテ合戦ヲハシムヘシ、是兩様ノ内不可遁、只兵ヲ不分メ、其
節ヲマチ玉ヘト云テケルニ、玄蕃モ不引、勝家モ不出ケレハ、柴田カ運コ
ハ、ニ盡タリト云ヘリシカ、果シテ其口才ノ如クナリシトソ、山崎合戦ニ
堀既ニ天王山へアカレリ、堀カ兵ソノアトヨリ山ニ進ミケルヲ此者ト
メテ、山上ノ味方只今クツレツヘシ、然ラハ友クツレコサンナレ、別所
ヨリ上リツヘシトテ、兵ヲ別ノ所へ上ケルカ、果シテ味方ヲ先手敗シケレ
ハ、久太郎備横ヤリニナリテ、大利ヲ得シモ此者ノ作略トソ、○常山紀談
殆ト同ジ
弓矢ヲ取テハ、勝家ハ、秀吉ニ五刻上ナレト、勝家ニ能キ家老ナキ故也、勝
家其時分ニモ、度々人數ヲ引上ヨト、佐久間玄番（番下同ジ）、同姓權六方エ、シキナミ
タテ、同心セサル故ニ負ル也、玄番權六知有將ナレハ、勝家ヨリモ下知
ナクテモ、早々引拂見合戦スルニヨイテハ、勝家勝利ヲ得ル事眼前也、初

原彦次郎
ノ言ニ從
ヒテモ勝
家勝チシ

勝家一代
ノ不覺

勝家ノ失
敗ハ秀吉
ヲ悔リシ
ニ因ル

竹中重門

〔老士語錄〕

ニ原彦二郎、戦ハ今成トイサメル時ニ、合戦ヲハシメレハ、柴田勝家勝也、
爰ヲモハヅシ、場ヌケル事ハ、佐久間玄番、柴田權六ハ血氣第一也、軍法ヲ
不知、修理大輔（修）勝家心ト一知セツ也、此玄番允權六ハ、可掛所ヲ不知、引ヘ
キ所ヲ不知、勝家モ玄番ハヨイ也、權六ハ子也、勝家モ知有大將ナレハ、イ
カニヨイニテモ子ニテモ、壹万三千之人數殊先手スル事、知淺キ故也、柴
田三左衛門也、佐久間久右衛門也、原彦二郎カ、加様之歷々ヲ一人指
シ加ル（二戰カ）ヲイテハ、如此ニ無手ハ有間敷候、不破彦三郎、前田孫四郎、何（茂）歴
々有ナカラ、引所ヲ心ノマ、ニシテ、此合戦事ハ柴田一代之フカク也、末
之代迄ノメンホクナキ武士チシヨク也、大將ハ如此之分別在也、是非使
ノ分ヲ兩人之者ト不用ハ、勝家自身ニ行テ引取ヌ事、是又勝家フカク也、
ツマル所ハ柴田修理允勝家、瀧川左近將監一益、羽柴筑前守秀吉ニ軍ニ
負ル子細ハ、第一秀吉ヲアナスル心有ニ依テ也、木下藤吉郎之ヲモカケ
ヲワスレス、アナルニ依テ也、○下

天正十一年四月二十一日

二五三

勝家敗軍ノ因由

勝家盛政ニ聽キテ出サテ兵ヲ吉ハシテ攻メ難カ

盛政勝家ニ聽キテ出サテ兵ヲ吉ハシテ攻メ難カ

天正十一年四月二十一日

二五四

ノ時、肥前名護屋ニ御座ノ内、半兵衛上方へ使節トシテ登リ、逗留ノ内、大坂ニテ諸大名衆、半兵衛ハ聞及タル武功口才ノ者也、何ソ問カケテ、彼カ武略ノ程ヲタメシミントテ、參會ノ時、半兵衛ニ、江州賤ヶ嶽ノ軍ハ、サスガノ柴田ナルニ、モロク一戦ニ打負滅亡セシ、其時ノ軍ハ、玄蕃ガ云通りニ、勝家旗本ヲ押出シ、先手ト一絡成タルカヨカルヘキカ、又勝家カ云通りニ、玄蕃人數ヲ打入タルカヨカルヘキカ、是非イカト、思モヨラヌ事ヲ問申サレケル、半兵衛聞テ、玄蕃ガ申通、旗本ヲ押出シ、玄蕃ト一ツニ成テモヨカルヘシ、又勝家ノ申サル、通り、玄蕃打入、旗本ト一絡ニ成テモヨカルヘシ、後道ハ中々秀吉公ニハナルマシケレ、賤ヶ嶽ノ合戦ハアノヤウニモロク敗軍ハ仕マジ、玄蕃カ云分ニモツカズ、勝家ノ下知ニモツカサル故也ト云、重テ皆申サレケルハ、玄蕃カ云通ニテモヨク、勝家ガ云通りニテモヨシトハ、勝家ト玄蕃カ云分格別ノ了簡ナルニ、イツレニテモヨシトハイカト、ト申サル、其時半兵衛云、玄蕃カ軍配ヨクシテ不意ヲ打テ大利ヲ得タル所へ、勝家旗本ヲ押詰ラシ、北國勢段々ニ進テ、所ハ切所也、ヨキ所ニ備待カケタラハ、秀吉公濃州大垣ヨリ夜カケニ御カケ

付ナサル、且、卒忽ニ御一戦ナルヘカラス、上方勢ハ大軍ニテモ方々集勢ナリ、柴田ハ所案内ナレハ、其内ニイカヤウモ武略有ヘキナレハ、玄蕃ガ云通ニテモヨカルベキ也、又勝家ノ申サル、通り、玄蕃勝利ヲ得タル勢ヲヌカサズ、勝テ甲ノ緒ヲシメ、人數打入、惣軍一所ニ也、所案内ナレバ、秀吉公ノ大軍モ働自由ナラサル地形ニ備待カケタラハ、是又卒爾ニカ、ツテ御合戦成ベカラズ、然ハ是ニテモヨカルベキ也、シカルニ玄蕃ハ人數ヲ入ス、勝家ハ旗本ヲ出サレズ、互ニ使ノヤリトリニテ、是非旗本ヲ出サレヨト云、是非玄蕃ニハ人數入ヨト、數度ノヤリトリ故、士卒一致セズ、從軍途ニ迷ヒ、勇氣一決セズ、人ノ心モ備モウキ立テ居ケル所へ、思ノ外急ニ秀吉カケ付ラレ、大波ノ打如ク、大軍段々ト増來ルニヨリ、モロク一戦ニ負、北ノ庄迄追討ニナサレタル也、然レハ前ニ申ス通り、後道ハ成マジケレ、賤ヶ嶽ノ合戦ハ、勝家下知ノ通りニテモ、玄蕃ガ云分ノ通りニテモヨカルベキト存ルトイヘリ、何レモ尤ノ評成トテ感ゼラレケル、退テ申サレケルハ、半兵衛ト云者、聞シヨリモ深キ者ナリ、是非ヲ付時ハ、其云分ニテ、其者ノ智辨武功形儀モシル、兩端ヲ捨ザル評智謀計リ難

天正十一年四月二十一日

二五五

天正十一年四月二十一日

二五六

石川兵助

〔常山紀談〕

六 石川兵助戦死の事

志津ガ嶽の前夜、石川兵助と福嶋市松と口論し、既よ刺違ふべき體ありしを、座よ有し面々、明日の軍よ身を捨て高名を遂らるべきよ、このいうある事ぞと押留々れむ、石川面々の前よて口も得明ざる市松、何とてことき鎗先よ向ふべき、明日の影を見よかしと言捨て出たるが、直よ柳瀬よ趣て、只一人真先よすゝみて討死したり、人々其勇氣のいうめしけれども、其怒りの戒とほべしといひあへれ、秀吉、石川ガ弟長松よ感状を與へらむり、○下

〔續遺老物語〕

○上 土佐

福島左衛門大夫正則公之御事

廿三歳ノ御時、柴田合戦ノ時志津ガ嶽ニテ、一番鎧一番首ノ御高名御働キ、則秀吉公ヨリノ勘狀アリ、世間ニテ七本鎧ト申候へ、一番鎧ニテ、此鎧ノ

福島正則

正則ノ一番鎧

加藤光泰

刻三番鎧ニ七本鎧ノ衆ニテ候、此刻ハ一ツバニテ、福島左衛門太夫正則公ハ二度ノ働ニテ候、其子細ハ七本鎧前ニ石河兵助早討死ニ仕候處ニ、其死骸ヲ正則公御踏ミ越エ、敵へ御衝キ懸リ一番鎧ヲ合セ、一番首御討取御歸リ候處ニ、七本鎧衆正則公ニ出テ向ヒ、敵ノ様子ハト七人ノ衆御尋候處ニ、正則公被仰候ハ、此勢ニテ突キ掛リ候ハ、可突崩候間、同勢ヨリ鯨波ヲ作リ申ス様ニ仕リ度ト被仰候、七人衆、然ラハ左様ニ仕度事ニ候、左候ハ、正則公ニハ高名被成候間、御旗本へ御越シ被仰上候様ニト、七本鎧衆被仰候處ニ、正則公其首ヲ土中へ御捨テ、御越シ被成間敷ト被仰候故、加藤作内殿、幸ヒ馬ニテ御座候間、御旗本へ右ノ通り御注進候様ニト、何レモ被仰候ニ付、加藤作内殿其ノ時ニ、我等旗本ヨリ歸リ候テ、鎧御始メ候様ニト、口カタメ被成候テ、御旗本へ御歸リ候テ、秀吉公へ右ノ通り被仰上候、秀吉公御心得被成候、急キ歸リ鎧始メ候様ニト、御意被成候時、又作内殿被申上候ハ、私御先キ手へ歸リ著キ候時分ニ、鯨波ヲ御上ケサセ被成候様ニト被申上候、秀吉公御心得被成候ト御意被成、作内殿御先手へ二三町計リモ歸リ候ト否ヤ、鯨波ヲ御上ケサセ被成故、七人衆正則公ニモ又御突キ掛リ、何レモ高

天正十一年四月二十一日

二五七

正則ハ一ツ場ニテ
兩度ノ働アリ

櫻井左吉

片桐直盛

拜郷五左衛門

天正十一年四月二十一日

二五八

名被致候、正則公ハ、一ツ場ニテ兩度ノ御働キ御高名ニテ候、此時ノ御褒美ニ、正則公へ五千石、七本鎧衆へハ三千石ツ、御褒美ニ被下候、世間ニテ正則公七本鎧ト申候ハ、右七人ノ衆ノ内加藤作内殿御一人御旗本へ御越シ候内ニ、正則公ヲ加へテ七人ニテ候故、世間ニテモ七本鎧ト申カト被存候、此刻ハ福島市松ト申候、

〔老人雑話〕

一 志津ヶ嶽の時、櫻井左吉か高名比類あし、七本鎧も勝をり、早く病死せる故に人は是を知らず、

〔雑話燭談〕

二十 助作高名 付 孝利病死 并 舍弟半之允家督事

一 抑片桐之先祖ハ未考、出雲守父ハ片桐助作直盛ト云、是ハ秀吉公ノ馬廻リニテ、千石ヲ領ス所ニ、大身ト成タル事ハ、天正十一年ニ、江州志津ヶ嶽ニ、勝家ノ物頭ヲ拜郷五左衛門ト云者、無雙ノ大力故ニ、秀吉公ノ先手ヲ八方へ打破リ、其後十三段ノ備ヲモ突崩ス、此叱七番ニ備へタル石川兵助、十文字ノ鎗ヲ以テ、彼拜郷ヲ突伏ント、互ニ馬ヲ馳寄、突戦シケルカ、拜郷元來猛兵ナレハ、石川ヲ突伏セ、彼首ヲ取、于時助作八番ニ備へタルカ、石川討ル、ヲ見テ、一文字ニ馳來リ、拜郷ト戦ヒ、終ニ拜郷ヲ突伏、首ヲ取

野村勘右衛門

〔翁物語後集〕

一 或人語曰、大閤秀吉公柳カ瀬シヅカ嶽ノ軍ノ時、何モ

テ獻上ス、秀吉公御感不斜、今日ノ強敵ハ拜郷ニテ、味方大勢討レタルニ、渠ヲ汝討捕事ハ拔群ノ高名ト宣ヒ、則三千石ノ感狀ヲ下サレ、其上八番ニ備へテ、七番ノ石川カ敵ヲ打シトテ、七本鎧トノ玉フ、
鎧ヲ合ケル中ニモ、七本鎧トテ天下ニカクレナシ、其頃野村勘右衛門ト云シ侍、年モ若、其身鎧ヲスキテ、寸鎧モ上手也シガ、皆人々信ヲトツテ、此タヒ譽ヲ取ヤウニト、摩利支尊天、八幡宮へ祈誓セサルハナシ、野村ガ曰、各ハ八幡、摩利支天ヲ頼テ鎧ヲ突カ、我ハ摩利支天、八幡ヲ不頼トモ、自力ヲ以テ鎧ヲ突へシト云テ、信ヲトル者ヲケス事カキリ無シ、然而シツカ嶽ヤナガセノ小キ山ノ上ノ平ナル所ニ、野村一番ニ馬ヲ乗付ケ、馬ヨリ飛テヲリ、此順尤鎧ノ初ルヘキ地形也、是ニテ待ウケ手ニ逢ヘシト、鎧ヲ取テ折敷テ扣エケル所ニ、年六十計ト見エシ如何ニモケタカキ男、毛色タ、シキ鎧ヲキ、能馬ニ乗テカケテラシテ來ケルカ、野村ニ向テ曰、其方若武者之故ヲリ所惡シ、只今鎧ハアルヘキゾ、此山ノ下ノシケリノモト必定鎧ニアフヘキ地ナリ、急ニヲリ下テ鎧ヲ合ヨ、只今ノ所ニテハ鎧ニ

天正十一年四月二十一日

二五九

天正十一年四月二十一日

二六〇

逢へカラズト云ニ付テ、老武者ノ云ル事ナレハ、定而悪シカルマシキト
思、ソノ山ヲ下リテ、老武者ノ教ケル處ニ鑓ヲカマヘテ居ケル、追々ニ味
方初野村カ居タル山へ來、サテ敵押來テ何モ鑓ヲ合スル、野村モ一番ニ
鑓ヲ合、敵ヲ突伏セ、首ヲトルト云へトモ、ヒキ、地形ニテ餘所ヨリ見エ
ス、初野村勘右衛門カ居タル所ニテ、鑓ヲ合タル者共ハ、秀吉公直ニ見サ
セ玉フユへ、是柳ヶ瀬ノ七本鑓也、野村カ鑓ハ一入早カリシカ、地形ア
シキニヨツテ、七本鑓ノ内ニテハナシ、其指圖シタル老武者、顔セ鑓ノ毛
マテモ委細ヲホヘシニ依テ、味方ノ武者ヲ不殘見ケレ、終其武者ニ似
タルモノナシ、其時野村思ヒ當リケルハ、人々ハ皆摩利支天、八幡ニ祈誓
ス、我ハソレヲ一入ケシタル故ニヤ、摩利支天アラワレ出玉ヒ、罰ヲ當玉
ヒテ、山ヨリ下へ指圖シテヲロサセ玉フト覺タリ、後ニ思へハ、右ノ老武
者ノコトクナルケタカキ形ヲハ、人間ノ内ニハ不見、則摩利支天タルヘ
キト思當リタルトテ、其ヨリ信心ニナリテ、摩利支尊天、八幡大菩薩ヲ深
ク奉信、若キ人々必佛神ヲ輕シメ、物ヲ破ルヘカラスト、野村勘右衛門カ
直ニ物語セシ人ノ口ヲ聞タリトテ、是ヲ語、

神佛ヲ信
ゼザリシ
ガ爲ニ功
名顯レズ

柴田勝政

勝山ヨリ
大野ニ移ル

〔武家事紀〕

續集 織田家臣

按之、惣而物ヲ破ト云事ハ、何事ニ付テモ惡シキ事也、別而摩利支天、八
幡大菩薩ヲ誹ル事、武門ノ上ニ有マシキ義也、日輪摩利支天ハ、於軍陣
タスケヲナスヘキ本尊也、八幡大菩薩ハ、武士之鎮守也、伊勢大神宮ハ
日本國ノ鎮守也、何モ此三社ヲ崇敬シテ譽ヲトルタメシ多シ、是尤ノ
事也、若武者能分別スヘキ事也、

柴田三左衛門尉勝政ハ、政盛政下同シカ弟也、武勇ノ器タルユヘ、勝家、政盛、勝政ニ柴

田氏ヲアタヘ、政盛ト共ニ加賀ノ一揆ヲ退治シテ、政盛ハ石河、河北兩郡ノ
一揆ヲコトクク隨ヘシム、勝政ハ勝山ヨリ出ル處切所ユヘ、ヤウヤク十
六箇村ノ一揆ヲシタカユ、後加賀國ヲ政盛ニタマハルトキ、右十六箇村ハ
勝政切取ノ地ユヘ、勝山領タリ、其後勝政越前國大野城ニ移ル、勝家敗北ノ
後ヒソカニ金森ニ屬ス、

〔柴田勝家始末記〕 親族

高四萬石 越前 勝山城主

成政(盛政)弟
柴田三左衛門尉勝政

大野郡勝山城下禪宗曹洞派義宣寺ニ、勝政寄附ノ除地高貳拾石アリ、

天正十一年四月二十一日

二六一

天正十一年四月二十一日

二六二

天正十一癸未年、志津嶽合戦ノ時討死、

〔武家事紀〕

續集諸家陪臣 柴田勝家

柴田源左衛門

柴田源左衛門

後改佐渡、堀秀政、勝家カ陣場奉行、并軍奉行ヲ勤、

毛受庄介

柳瀨代、同義左衛門

原彦二郎

安井左近

拜郷五左衛門

徳山五兵衛

先手ヲツトメ、一日替ニ先鋒セシメテ軍事ヲナス、

青木勘七郎

後改新兵衛、剃髮號法齋、度々ノ戦功アリ、賤嶽役餘、海ノ際ニテ與萩野河内鎗合、中々青木者原彦二郎先手也トツ、

宿屋七左衛門

賤嶽戦功與加藤清政、水野助三、後改内匠、賤嶽戦功後仕前田、

毛受勝介

〔老人雑話〕

ニ 太閤、柴田を討し時、越前の國境にて、毛受勝介、勝家に代て

金の幣を執て戦ふ、太閤之ら、驅に行て、少ゆきあたり、やれとて人衆を呼て、備を流くれ備を流くまごのたまふ、暫戦ふて毛受討死し、柴田退て北の庄へ歸る、

〔武功雜記〕

十七 毛受庄助ヲ、小川土佐守家來大塚彦兵衛ト云モノ、土佐守傍ニ居テ弓ニテ射タル由、

大塚彦兵衛

〔志士清談〕

柴田勝家、佐久間盛政カ敗ヲ聞ケトモ勇氣不撓、自カラ秀吉ト

長原孫右衛門

戦ハント欲ス、毛受勝助カ諫ニ依リテ、勝家北莊ニ還テ、毛受ハ勝家ノ馬印金ノ幣ヲ申預リ、池原山ニ立、獨殘リ留リテ、自カラ勝家ト稱シテ遂ニ闘死ス、蒲生飛驒守氏郷ノ兵士長原孫右衛門、毛受カ首并ニ金ノ幣ノ馬印ヲ獲タリ、茲ニ由テ武名ヲ揚、後淺野紀伊守幸長ニ仕テ、祿三千石ヲ受テ、長原越後ト云、一説、越後沒落ノ時、毛受勝助金ノ幣ノ馬驗ヲ前ニ立テ、柴田修理亮勝家ト名乗テ闘死ス、稻葉八兵衛、伊澤吉介、古田八左衛門、弟古田加助四人、其聲ヲ聞テ争ヒ進ミ、加介鎗ヲ以搗、僵ス處ヲ、八左衛門其首ヲ獲タリ、加介カ末孫古田番右衛門ト云テ、備前ノ少將光政ニ仕フ、

〔増補筒井家記〕

坤 柴田勝家ハ佐久間兄弟戦負、惣敗軍ニ成ケレハ、口惜キ事哉、如我云、中川ヲ討取テ、其儘我陣迄引返シ戦ハ、秀吉ニ可討勝ニ、玄蕃頭勝ニ奢、敵ヲアナトリ、如斯ノ仕合無念ノ至也、我モ討死セント馳出シニ、

毛受勝助強ク諫之、北庄へ引返サセ、其身ハ勝家ト名乗、五幣ノ馬驗ヲ押立、敵大勢ヲ討取、兄毛受久左衛門共ニ指違テ死ニケリ、筒井麾下十市兵部、庄介カ首ヲ得ル、越智玄蕃、久左衛門カ首ヲ得タリ、勸ムルコトニカ、ハ、ル、本月二十四日ノ條ニ收ム、

天正十一年四月二十一日

二六三

十市兵部

古田八左衛門

越智玄蕃

毛受兄弟

トノ首ヲ獲

天正十一年四月二十一日

〔柴田勝家始末記〕家臣

二六四

高壹萬石

近習 毛受久右衛門尉照景或茂左衛門
近習 毛受勝助勝輝或吉親

毛受兄弟
小川木下
討取ル
トノ説

天正十一癸未年志津嶽合戦ノ時勝家公就敗軍四月廿三日ニ至テ舍兄照景ト牒シ合敵方小川佐平治木下半右衛門ト一生懸命ノ及對戰終ニ兩人ヲ討取ノ後兄弟差違自殺ス

〔增補筒井家記〕

坤

捕ヲル佐久間玄蕃允生私曰此時玄蕃頭家人勇功士

拜郷五左
衛門

拜郷五左衛門ヲ呼出シ一軍ノ敵ヲ追散セト下知シケレバ拜郷カ云ク可引所ヲ不引今此期ニ及テ何ノ手タテアラント云ナカラ二百餘人ニ

山路將監

テ取テ返シ敵數十人討取其身モ終ニ討死ス五左衛門長子拜郷次大夫ハ後ニ丹羽羽加賀守長重ニ仕山路將監モ口惜キ事ニ思ヒ五十餘人ニテ引返シ散々ニ戦ヒ力戦シ敵多討取能敵ト見ヘケルニ引組谷ノ下ヘコロビ落双方共ニ討死ス一本ニ云山路將監ハ裏變在者ノ様ニ出タル共左ニハ非ス信孝朝臣ノ家臣ニテ柴田家ノ厚恩ヲ受シ故ハ志ヲ顯シケリ拜郷山路討死故佐久間備亂ケレト玄蕃頭大勢ニ分ケ入苦戦シケルト運盡テ生捕レケル也

山路正國

〔神戸録〕

山路紀伊守○上略正國柴田勝家ノ陣ニ走ルコトト等ニカ、ル四月十三日ノ條ニ收ム 既而正國謂盛

政曰姫路主赴美濃是擊岐阜君也君安得不救之盛政曰然我國欲救之唯大山隔絶兵無由至爲之奈何正國乃附耳語曰羽柴氏之堡二十餘皆可左右相援唯堂本巖崎二堡殊懸遠無以相援且其爲堡踈露牆壁未乾易爲功也今拔此二堡則餘傳聲而定矣盛政從之（四月）二十日夜姫路主至北軍潰走正國於清水谷返闘呼曰來可交搏二人極力相搏所蹈之巖爲之崩墜共轉谷中二三十丈遂爲斬首時年三十八

〔前橋舊藏聞書〕

三

一青木新兵衛後ニハ法齋ト號ス初メ佐久間玄蕃ニ

青木新兵
衛

屬シ原彦二郎後ニハ隱岐守ト云ヘルモノニツイテ有之テ天正十一年（吾下同シ）賤嶽ノ中入ノ時玄蕃中川カ要害ヲ責破リ其後四月ノ短夜ニ余湖ノウミハタヲ志津嶽マテクリ引ニイタストキ原ト安井ト兩人互ニ殿ノ引ス此時法齋功アリ後ニ最上瀨ノ上ニテ戦功モアリキ此青木越前ニ居テ青木紀伊守ニツカヘケル比同家荻野河内處ニテ各寄合フルマイアリキ幸ノ事ナレハ法齋ノ余湖ノ海端ニテクリ引ノ時殿ノ様子倫ヲ離レテ見事ナル事ト承及タル間承度ト相客衆所望ナリ法齋辭スルニ不

天正十一年四月二十一日

二六五

天正十一年四月二十一日

二六六

及、シカノ事ニテ引取タリキ、此時ニ金カ銀カハ不慥、盆ホトノ前立ヲイタセル武者、ツヨクシタイテカ、ルヲ鎗付タレハ、上鎗ニナリテ前立モノニアタリ、ツキノヒレテ、右ノ武者ツキマワサレテ引取ケル、コトノ外見事ナルフリナリト物語ナリ、亭主ノ河内コレヲキイテ、サテノ能折カラ此御物語ヲ承候、ソレハ私也、御覺ノチカイ候、前立モノニテハナク服立モノ也、具足ハ朱漆トハ御ランナカリシカ、中々朱具足也ケルト云、法齋ノ具足ハ黒絲ニテ、指物ハ然々ノモノニテハナカリシカ、中々トアリ、胴ノ中ニ鎗ノアトハ無之ヤト問、中々有之ト云ヘリ、ソコニテ河内申ハ、能時分ニ仰出サレテ満足候、但御覺少チカイ候、其時某ハツキマハサレモセス、又一足モ引不申候、武義ノ上ケ様ノ事ハ以來マテノ事ニ候間、御穿鑿ヲ可承ト云、法齋ハ、ツキマハサレ引退タルカ必定ナリト云テ、互ニ相論不止、座中ノ興醒テ、ワカツヘキヤウモナカリシニ、河内カ子ソノコロ十七歳ナルカ、勝手ヨリ袴モ不服ニ出テ、ケ様ノ事ハ推參ニ候ヘテ申候、法齋モ、親ニ候河内モ、少ノ事ヲ申シ仰セラレテ益ナキ儀ニ候、其故ハ親ニ候河内モ身ヲステ、付ハ、法齋ヲ仕留可申候、法齋モ身ヲ棄

〔事實文編次編〕

二 記阿閉掃部事

赤松潜

テノ御働ナラハ、河内トソレホトノヤリクミニテハ勝負付可申候、兩方凡ニ河内ハ廿町計ノ所ヲ倫ヲハナレテ付、法齋ハ廿町計ノ間類ニヲクレテ殿アレハ、付モノアレハ、押留メテ殿ノ引玉イテ、足フト、マル事ハ不可有候、ソノ時一足二足引タル不引トアル御争ハ、御兩所ニハ似合不申ト評セリ、法齋大ニ感ノセンサクモヤミ、座中感シテ興ヲ催シケリト也、

狛伊勢之子始函、請阿閉掃部爲賓、及酌請曰、以子之材爲庸多矣、願聽其詳、賓曰、我不敏、無功可述、我嘗見武容美者、請舉焉、志津嶽之役日殆晚也、單騎濟余吾湖、有人後呼曰、我今索敵、不獲一人、請與子一試、對曰、亦所欲也、俱舍馬將合、彼曰、多鏃賤卒槍穢矣、一洗而合、灑余吾水三、遂合移時、互無得失、彼又曰、日已晦矣、槍尖難辨、請交綏退、且請吾子名、我青木新兵衛者也、我亦告焉、共謂他日相見、必不死於它人之手、終別而去、今不知其所在、武容之美實未曾有也、嘆賞者久之、方齋者浪士也、常游狛家、是日亦來、聞之膝行而前曰、竊聞君所稱、慚感交至、所稱則小人也、其語函縵馬毛、無所失誤、掃部驚且喜曰、奇遇哉、把杯屬之、

天正十一年四月二十一日

二六七

解刀爲贈、方齋之名於是乎起、越侯聞之、召爲士、與掃部同祿、及嗣侯謫也、方齋又仕加賀掃部不知所之、越侯名秀康、

〔祖父物語一名朝日物語〕

一〇中略、盛政、捕ヘラル、コトニ收ム、柴田賤ヶ嶽ノ取手ニ居

前田利家裏切ス

タリケルカ、前田利家ウラキリシタル故ニ、柴田爰ニテ討死センヨシ被

申ケルニ、柴田カ家臣徳山五兵衛申ケルハ、是ニテ討死シ玉ハンコト詮

ナシ、北ノ庄ヘ退セ玉ヒ、御城ニテ心静ニ御腹召候ヘカシト諫メケレハ、

實モトヤ被思ケン、越前サシテ退玉フ、五兵衛申ケルハ、天下ニ隠レナキ

五幣アツケ玉ヘ、御命ニカハリ討死仕ラント申テ、死ヲ遂タリ、○下略、勝家ニ

自殺スルコトニカ、ル、本月二十四日ノ條ニ收ム、本

〔淺井家過去帳〕

伊〇紀

孔休岩源心禪定門

江州北郡ヲ不村大藏郷、天正十一年四月廿一日、

孔玉巖宗珠禪定門

江州北郡ヲ不村大藏郷、天正十一年四月廿一日、

〔近江輿地志略〕

伊香郡三

岩崎山 餘湖の東よある山也、賤ヶ岳鬪戦の日、高山右近陣取し處記、

大岩山 岩崎山の南よ洗々ある山也、賤ヶ嶽鬪戦の日、中川瀬兵衛清秀陣

徳山秀現勝家ニ代リテ戦死ス

休岩源心

玉巖宗珠

岩崎山

大岩山

賤嶽

中打尾山

椽谷山

大谷山

別所山

林谷山

山寺山

狐塚

取し處あり、岩崎山を少し高し、

賤ヶ嶽 餘湖の西よあり、高山よいほらされとも、甚嶮難なる山也、其高さ

たとへは野洲郡の三上ほとこの山なり、蛭谷、尾の路、猿ヶ馬場、盲ヶ谷、皆山

中の小名也、○下略

〔近江輿地志略〕

伊香郡四

中打尾山 柳瀬村の西大谷山の北東よある

山也、志津ヶ岳鬪戦の日、柴田勝家陣取の處也、此處より行市峯迄一里半、

幅三間の作道也、

椽谷山 中打尾山の南よ在山也、賤ヶ岳鬪戦の日、徳山五兵衛、金森五郎八

在陣の處なり、柴田勝家ウ忠臣毛受勝助戦死の地なり、○下略

大谷山 大谷村の西よある山也、賤ヶ岳鬪戦の日、不破彦三陣取の地也、

別所山 大谷山の續き、賤嶽鬪戦の日、拜郷五左衛門陣取の地なり、

林谷山 別所山續きよある山也、賤かゞけ鬪戦の日、毛受勝助陣處の地也、

山寺山 林谷山の西よある山也、賤岳鬪戦の日、原隠州在陣の處也、

狐塚 今市村と大谷村の中間よある山、賤岳鬪戦の日、廿一日の朝勝家人

東野山城

池原山

中谷山

行市峯

堂木山

大杉山

天正十一年四月二十一日

二七〇

古城址 東野村民家の東の山より、玄はり岳鬪戦の日、堀久太郎秀政の陣城の址といふ、

池原山 池原村の西に在る山也、賤ヶ岳鬪戦の日、淺見對馬守在陣の地也、

中谷山 池原山の續きよりある山也、賤ヶ岳鬪戦の日、前田又左衛門在陣の地也、

行市峯 中谷池原山の西よりある峯なり、此邊までは志津嶽より、きの高山也、尤賤ヶ岳より高し、東野行一か城山なるゆへ、名附く、今は行市の文字より作る、志津ヶ岳鬪戦の日、佐久間玄蕃陣取の地なり、

堂木山 同村の南よりある山にして、大杉山より少し低し、堂木もと道義より作る、東野越前守道義か城山也、賤ヶ嶽鬪戦の日、蜂須賀彦右衛門、木村隼人陣取處也、

大杉山 川竝村、八戸村等の西よりある山なり、文室山のほり、た山也、堂木山よりは少し高し、志津嶽鬪戦の日、大鐘藤八、山路將監在陣の山也、

○秀吉、毛受勝介ノ忠死ヲ嘉シ、其遺族ニ地ヲ與フルコト、便宜左ニ合敘ス、

〔太閤記〕 六 上村六左衛門尉裁判之事

○上略、勝家自殺スルコトニカ、毛受勝介無比類、遂忠死たると、再三御感有ル、本月二十四日ノ條ニ收ム、母妹ふとに堪忍領聊恩賜あり、

〔新撰豊臣實錄〕 十 勝家自殺信孝衰滅 付 誅佐久間盛政、柴田權六 并 瀧川

一益服從部

廿五日、秀吉悉定邦内之掟制、遂賞毛受勝助之忠死、尋其老母弟妹、錫扶助之地、所謂報怨以恩之類歟、○上下略、勝家自殺スルコト及ビ秀吉、利家ニ加賀地、所謂報怨以恩之類歟、ノ地ヲ與フルコト、本月二十四日及ビ本

〔別豊臣秀吉譜〕 上 一ノ〇中略、北莊落城(四月)、廿五日、拂城中之焦土、毛受感忠死、

老母妹等賜堪忍領、

德川家康、舊ニ仍リ、保科惣左衛門尉、蘆澤兵部左衛門尉等ノ諸役ヲ免除ス、

〔大泉叢誌〕 古七十三

時代紙、紙、分國諸商壹月、馬壹足分ノ役、并本棟別壹間分、向後抱來田地、如軍役衆檢使、郷次之人足、普請等事、

天正十一年四月二十一日

二七一

堪忍領

月一匹ノ役、別、馬、棟、人、普請、役

天正十一年四月二十一日

二七二

右如先證令免許之狀如件

御朱印

天正十一年未癸



四月廿一日

保科惣左衛門尉

成瀬吉右衛門尉

奉之

日下部兵右衛門尉

右家康公御朱印之由申傳なり、

〔古文書〕

甲三ノ上

別田村百姓重兵衛所持

分國諸商一月ニ馬壹疋之役、并本棟別壹間分、抱來田地、如軍役衆檢使、郷次之人足、普請役等事、

右向後別而可致奉公之旨言上之間、任先證免許不可有相違之狀如件、

天正十一年

成瀬吉右衛門尉 奉之

卯月廿四日

日下部兵右衛門尉

蘆澤兵部左衛門尉

〔武州文書〕

朽十 多摩郡 保村里正 新四郎 家藏

分國諸商一月に馬壹疋之役、并本棟別壹間分、抱來田地、如軍役衆檢使、郷次之人足、普請役等事、

右向後別而可致奉公之旨、言上之間、任先證免許不可有相違之狀如件、

宋印

天正十一年

日下部兵衛門尉 奉之

印文福徳

卯月廿四日

成瀬吉衛門尉

田草川新左衛門尉

信濃松本城主小笠原貞慶、同國觀勝院ヲシテ、寺領ヲ安堵セシム、

〔川邊氏舊記〕

〇二 信濃

一大東庵分四貫五百文

一門前壹貫五百文

一水代米壹俵

右如前々、(北安曇郡)觀勝院爲寺領無相違者也、仍如件、

天正拾一未卯月廿一日

貞慶花押

觀勝院 〇信陽玉證鑑 百合叢志同シ

長宗我部元親、兵ヲ率キテ讚岐ニ入ル、是日、羽柴秀吉ノ將仙石秀久ト、引田ニ戰フ、尋デ、之ヲ走ス、

〔元親一代記〕

〇中土佐

一仙石權兵衛と合戰事 附 十川ノ城落去事

天正十一年四月二十一日

二七三

大東庵

檢使ノ立
入ヲ免除
ス

秀久引田
上陸シ
戦ヲ挑ム

桑名太郎
左衛門
中島與一
兵衛

角て○元親、讃岐ニ入り、十河城ヲ圍ミ、兵ヲ留メテ、國
様御朱印頂戴而、讃笏へ下るとい聞しりと、終ニ地方へ人數をもおろさず、
物色を見せず、爰うしこの嶋隠ニ船を寄、元親と一戦を好、引田(大川郡)表の働を相
待ふりと云、天正十一年の春、元親東至讃岐、先引田廻りの麥をうり、苗ヲ返
させ、虎丸の城に籠ニ、父子辨當を遣て居給ふ所ニ、仙石の引田の城ノ湊へ
舟を入、人數を打上、合戦を好、勇て待、元親の其日合戦せらるゝ筈て無之
所ニ、東ニ當て鐵炮の音頻り也、桑名太郎左衛門、中嶋與一兵衛見て參候へ
と被云付、貳人懸て行所ニ、とや香川一手國吉三郎兵衛、大西上野守合戦取
結ふ、右貳人もとや手ニ相、其日合戦可有と兼而謀さる故、味方勢引揃ス、少
少のらこ成、是こより敵強て、先手武士少足床を亂ス、爾處ニ右太郎左衛門、
與一兵衛、前田平兵衛、稻吉新藏人、辻新丞、大西上野守、一番鑓して込返し
り、旗本を無程押寄せらきて、敵味方入亂黒煙を立て切戦、仙石猛勢ニ被追立
敗軍ス、桑名太郎左衛門、中嶋與一兵衛、鑓先ニ而首貳つ宛捕、稻吉新藏人の
仙石權兵衛(伊)を打捕、前田平兵衛の弟彦六手介して、仙石勘解由を討捕、前田
新丞、宮地五郎左衛門、辻新丞等を、首一つ宛捕ふり、此外香川衆、大西上野守

秀久退却

秀久引田
ノ古城ニ
陣ス

元親引田
カシム
ノ町ヲ燒ム

秀久ノ轍
ヲ分捕ル

中内藤十
郎

一手、長尾衆、岩倉一宮衆、與、易衆何を淺數人討捕、仙石覺右衛門と名乗て、中
嶋與一兵衛と鑓を合、然共惣用敗軍故、覺右衛門も共ニ引、仙石の殘少ニ被
打成、船元(イ舟本)さして引故、中嶋與一兵衛の大將仙石ヲ目掛、舟本迄追付、既ニ鑓
付んとせる所ニ、大勢ニ被取込、與一兵衛の討レふり、菟角をる内、黄昏ニ及、
元親父子引田ノ湊の上ノ山へ打上り、勝時唾と上、則其ニ陳を居、皮壹枚著
て宿を明し、扱早朝ニ敵方ヲ見れり、引田ノ古城武者を上、引田の町を拵居
ふり、本陣と町之間深き江有、尙鹽とちふり、鹽の引を待へり、急打渡し
町を燒とて、大西上野守を被遣、上野守人數江の淺ニ見給ひて、眞直ニ打渡
せと、追々蓮池左京進渡ス江ヲ直ニ渡シ、上野守ハ先に燒ふり、其時元親き
ミ由宣、前日の戰場ニテ、仙石のほりを桑名太郎左衛門事へ取ふり、此の
ほりを敵ニ見よとて、江嶋太左衛門と云者、引田の古城近ク打渡り、のほり
を指上、振廻リ歸ル、扱左京進と上野守ハ、古城へ打登る敵を追崩シ、敵ハ
漸ニ舟取乗、散々成ふり、○下略、十河存保、元親ニ降ルコトニ、
カ、ル、十二年六月是月ノ條ニ收ム、

〔桑名彌次兵衛働覺〕

○土 一 中内藤十郎と申候て、彌次兵衛、又兵衛、源兵
衛とも弟にて候、元親公へ被召出、知行被遣候、阿波赤とこ而十六七之時

國吉三郎
兵衛引田合戰
七月十九日
説

大西上野
介

前田彦六

元親虎丸
城ヲ弱メ
ントス

天正十一年四月二十一日

二七六

覺も有之義候、太閤様讃岐引田へ御人數被遣候、千石權兵衛殿御渡海被成、國吉三郎兵衛、中島與市兵衛、中内勝介、七月十九日討死被仕候、同藤十郎年廿にて討死仕候、又兵衛彌次兵衛、源兵衛とおどらぬ者にて候、我等爲こゝ兄にて候、

〔大西氏略系圖〕

○土佐諸家系
圖十九所收

大西上野介 天正十一年、元親讃州引田

ヲ攻玉フ時、三將之内也、香川信景、國吉三郎兵衛、大西上野介也、仙石權兵衛（秀久）久秀ト合戰ナリ、室齋藤下總守政吉末女、

〔豐永系圖〕

○土佐諸家系
圖二十三所收

前田

前田源兵衛

甲原庄屋

同彦六

同新之丞

彦六 天正十年、仕秦主、讃州虎丸合戰、仙石勘解由ヲ討取、

新之丞 同年、宮地五郎左衛門首ヲ取、

〔仙石家譜〕

秀久（天正十一年）

四月、長曾我部元親、讃州寒川郡ニ入り、田面山ニ陣シ、

虎丸ノ城ヲ疲カラサントテ、與田入野（大川郡）野ニ作ル、ニ兵ヲ出シ、麥薙ヲ爲シ、早

秀久與次
山ニ城ヲ
築ク

秀久森村
吉ヲ引田
ニ入ル

大西上野
介等ノ不
意ヲ撃ツ

〔改撰仙石家譜〕

秀久公譜上

四月、長曾我部元親、同子息信親、阿州大窪越

へをして、讃州寒川郡ヨ入り、田面山ニ陣して、虎丸の城を疲らさんとて、與

田入野（森家譜）丹に兵を出し、麥薙をなし、早苗をかへし、まゝ元親ヲ下知

として、香川信景、大西上野介を手分して、引田浦ヨ兵を出さんとて、秀久之

をを察し、兼て引田の與次山ヨ搔上ケ城を築き、森村吉を軍監として籠め

置き、山西を窺ひしむ、然るに果して元親出張ときこえり、秀久二千餘兵を引卒し、引田表ヨ發向を、香川、大西既ヨ引田ヨ陣取ければ、仙石勘解由、仙石覺右衛門、仙石權平を兵將として、一千餘の兵を三手に分ち、引田中山に伏せ置きけり、頃々卯月二十一日也、土佐方ヨいかゞ手立を夢も

天正十一年四月二十一日

二七七

えらば、中山さしてうちけるを、味方の三將おもふ圖ヨ引うけて、三方より衝て蒐む、敵兵思ひ寄らざれば伏兵ヨ突たてられ、俄ヨ周章し、右往左往ヨ敗走を、味方勝ヨ乘て追討し、與田口まで追拂ふ、然るに大西上野介ヨ武邊

上野介
走ス

桑名太郎
左衛門等
來援ス

功者の兵將なれ、香川信景とやも備を守直し、取て返して衝かゝる、權平久村と、與田口の追打、勇兵二騎突斃し、兵將と覺しき武者と馬上の組討し、其首を鞍の四方手に結ひ付、一ト息休めて有る處へ、秀久、先隊の戦ひいるあらんと旗本の備を進むれ、味方の三將力を得、雖もみ立戦ふよ、大西、香川を救ふるしとて、桑名太郎左衛門、中島與一兵衛をさし向々、鳥銃の音を聞、此邊戦ふるき敵ありとも覺へ、必定仙石家の兵あらん、急き大西、香川を救ふるしとて、桑名太郎左衛門、中島與一兵衛をさし向々、香川、大西、國吉、長尾等既、敗走して引退きし、此加勢の旌旗を見て、馬の鼻を引返し、守直して戦を待、其内、元親父子も走加はり、敵勢凡二万余兵、黒烟を立て押うか、勝ほこつさる味方の兵、ちつとも幾りせ、戦ひし、元よわわりの小勢なれ、衆寡敵せず、殊、助援の兵なれば、一ト先兵を引揚んと、土佐勢くひとめて、味方引く事を得、仙石權平、仙石覺右衛門、二度の槍場、て首二級つ、打取、程よく物別れせんとする、桑名、中島の兩將、衆、擢ておみ入て、坂中まで慕ひ來る、覺右衛門も權平も數ヶ所の疵を被るといへとも、淺手なれ、おせともせ、尙も手痛く相戦ひ、坂

仙石勘解由

仙石久村

の麓まで追返す、仙石勘解由も踏留りて、國吉三郎兵衛と前田平兵衛、備よわさり合ひ、近つく敵兵二三騎、は突落し、かゝは烈しき矢場ゆへ、首をも取らず、眞一文字、は駈破、敵將前田とむり、組み、おちかさ、凝りて首をとらんとせし處、其弟前田彦六走來り、終、勘解由の討れを、引田浦の村、民、日、下、氏、の、記、云、勘、解、由、の、墓、い、つ、ま、の、地、に、在、り、と、い、ふ、事、を、去、ら、ば、權、平、塚、の、傍、に、一、堆、の、古、墳、有、る、を、誰、も、權、平、の、馬、取、の、墓、な、り、と、い、ふ、め、れ、と、此、勘、解、由、の、墓、な、ら、ん、云、々、と、い、は、る、此、考、へ、理、ハ、リ、き、こ、此、内、は、覺、右、衛、門、の、戦、ひ、散、る、人、數、を、集、め、引、田、中、山、道、に、引、入、ら、ん、と、い、は、る、土、佐、勢、の、わ、か、旗、本、を、目、の、け、て、進、み、來、る、事、甚、急、を、利、此、時、權、平、久、村、十、七、歳、の、若、武、者、あ、る、り、黒、糸、威、の、鎧、を、著、紅、梅、月、毛、の、馬、を、高、見、に、乘、せ、一、息、休、み、て、あ、り、あ、る、り、す、一、大、事、と、大、音、上、け、仙、石、權、平、久、村、是、に、在、り、心、あ、ら、ん、者、の、寄、て、組、め、や、と、呼、り、り、た、れ、土、佐、勢、こ、れ、を、聞、て、大、將、あ、る、を、討、取、せ、と、競、ひ、か、り、て、追、と、り、捲、く、久、村、こ、を、事、と、も、せ、近、つ、く、敵、三、騎、ま、て、切、て、落、せ、此、有、様、を、見、て、土、佐、方、の、勇、將、稻、吉、新、藏、人、と、名、乗、て、討、て、蒐、る、久、村、も、の、し、や、と、い、ふ、ま、に、太、刀、と、直、し、ま、い、し、り、間、人、ま、せ、も、せ、は、き、り、ひ、し、る、互、に、深、手、を、負、ひ、た、れ、も、ど、か、し、や、と、お、も、ひ、け、ん、馬、上、な、ら、む、川、と、く、み、落、か、さ、お、わ、て、上、坂、下、へ、と、揉、ま、合

權平塚

ひしる敵兵とも新藏人を助けんと、大勢一度も切てあり、權平終に討せ
けり、森家譜云、此地伊座中山村、法名を月山宗薫と云、翌天正十二年甲申七月十
 五日、大内郡伊座中山村に石碑を建て、今尚存せり、土人これを權平塚と
 呼ぶ、今又引田浦の農家日下佐衛門といふ者あり、此家則久村の外戚
 と同記、大引田浦の農家日下佐衛門といふ者あり、此家則久村の外戚
 の縁ありとて、今引田浦の農家日下佐衛門といふ者あり、此家則久村の外戚
 を勤る森甚五兵衛といふ者あり、久村の同族なりとて、毎歳其日々船奉
 引田の本家譜、久村を遺して、久村の追福をいとむ事、今至て怠らざるを
 八歳と載る、宮路五郎左衛門も、踏留て能く闘ふといへども、救ひの兵も
 なく、敵の多勢よわり合ひ、前田新之允う爲め、終に討死す、秀久は覺右
 衛門の隊と一手よなりて血戦せし、敵兵さきよ久村の權平と名乗つて
 討死せし、大將とおもひ居さりしを、中島與一兵衛其首を見、冑を脱せて
 よくみれば、若武者の首ありたり、大將を討洩せし、汝殘念なりと投捨て、
 わる旗本を目めて撃て、は、覺右衛門久武、後殿して引揚んとする所
 へ、中島う蒐る、汝見て、聞ゆる勇將御さんなれど、馬を返して突戦す、久武は
 今朝より數ヶ度の戦ひよ勞をさといへども、元來不當の剛將なれり、ち
 づとも姿せ、秘術を盡して相當り、遂に與一兵衛を馬より突落し、首は
 戸田助六よ取らせり、森本儀太夫、庄林隼人等、稻吉福富杯と鎗を合せ、

仙石久武

二十二日
ノ戦

追つ返しつ戦ひし、難なく二人を追ひ捲る、増田本家譜、庄林、森本の兩士
 者、人の知る所なり、外より所見ふしといへども、増田本家譜、庄林、森本の兩士
 載る、らに、按るに、此頃より薩摩陳までハ當家は仕へし、や、尙後考してハ
 訂し、此いきほひは敵兵とも、我も、と逃散りたり、秀久旗本の人數を
 ませひ、引田の古城よ引入りぬ、覺右衛門も、やうく慕ふ敵を追ひちらし、
 殘る手勢を繰引よして、程なく入城しりたり、土佐勢は、黄昏よ引田の湊
 の上の山よ陣を張る、翌二十二日の早天よ、味方古城の峯よち登り、敵の
 有さまを見せしむるに、土佐勢二万許り引田の町を圍て陣取り、其陣所
 と町家との間よ沙入の江あり、土佐方の兵將吉良左京進、元親記、吉良を
 り、是な、大西上野介等、かの入江を渡り、引田の町家よ火をあげり、又昨日
 桑名う手に味方の旗を取たりしを、江島太郎右衛門、元親記、江島を
 いふ者よ持出させ、古城近く来てこれを振りまひ、秀久此を見て、覺右衛
 門よ命して、山つゝひよ間道より廻らしめ、江島う歸路の横合よ利、急よ是
 を襲ひしむ、覺右衛門其如くして撃てか、持する旗を奪ひ返し、江島り
 首を取てせ歸る、秀久これを褒賞し、やうて其旗を古城の高よ押建て
 させ、其兵勢を示されたり、此内よ吉良、大西う兵とも入江を涉り、古城をお

久武秀久
返ス

秀久舟ニ
乗リテ逃
ル

森村吉

丸立

元親雨瀧
ノ壘ヲ奪
六車宗且

天正十一年四月二十一日

二八二

し寄ると見えければ、秀久下知して、敵の大軍城を圍み、船路も廻り、糧道を
たちきられぬは、味方殆ど難儀あるへし、早く舟より乗て漕出せよとて、
おどく船も乗り、沖の方への出出す、こゝに森九郎左衛門村吉と、與地
山の城も在て、敵味方の利害を按ずるに、元親二万餘の大軍なれば、秀久さ
たかりの勇將なれども對當しかさうるへし、所詮除口危うらんと、おのゝ
手勢を卒ひ、與地山を出て、大西、吉良の備を目るけ、横合より打て、おのゝ
のし支へて戦ふ内、引田の城兵残りなく、船も打乗り、沖合さして漕出す、村
吉これを見て、手軽く物別を、家も傳ふる鳥銃の丸立といふ術を以て、難
なく兵を引あけ、敵味方の城を明け去りしを夢も知らぬ、城近く
押寄せし、城中は静まどかへりて有なれば、却ていなる謀のゐるや
らんと、いさほらに矢玉を費し攻寄る、元親も程なく來て、兵士も下知し、馬
より下り立、塀も付乗入て見る所、卒一人もほらされぬ、出し拔をしを大
に憤し、味方の順風も帆を揚げ、遙うの沖も乗出し、関音をこつとそほ
けさりける、元親はせんぬるく、人數集て寒川郡も入り、雨瀧の壘を攻ん
ど、城將安富肥前守の家臣に、六車宗且といふ者、俄に心變りし、土佐方よ

秀久小豆
嶋ニ據ル

秀吉讚岐
ヲ秀久ニ
與フ

秀久ハ早
リ切リタ
ル大將

十河虎丸
兩城元親
ニ降ル
元親信元
父子阿波
ヨリ讚岐
ニ入ル

降りたれば、安富も此壘抱へ保ち難しとて、小豆島へ落ち來る、爰に於て元
親の、宗且も雨瀧を守らせ、寒川郡も軍をこゝむ、秀久も小豆島も人數を收
め、暫く時變を窺ひけり、

〔十河物語〕

天正十一年ニ、讚岐ヲ仙石權兵衛尉拜領セラレ、仙石則淡州ヨ

リ船ニトリノリ、讚岐ノ引田ニ著船シ、掛上ケノ城ヲコシラヘ入タリ、元親
ハ十河、虎丸兩城ヲセメ、仙石早リ切タル大將ナレハ、勢ヲクリ出シ、元親ト
一戦シテ敗軍ス、仙石カ侍仙石勘解由、仙石權平討死ス、仙石覺右衛門ト元
親カ侍大將中嶋與市兵衛ト鎗ヲ合セ、與市兵衛カ首ヲハ戸田助六ニトレ
トテ、覺右衛門トラセタリ、加藤肥後守清正ニ居タル森本儀太夫、小林隼人
兩人、其時仙石カ方ニ有シカ、大成働シ高名ス、元親カ侍ニハ、稻吉新藏人、福
富平兵衛尉ナト鎗ヲ合セタリ、其外雙方ニ有レトモ、爰ニ略之、仙石一戦ニ
負、船ニノリ讚州ヘカヘル、十河、虎丸兩城ハ兵糧ツキ、其上後卷敗軍ナレハ、
無力城ヲ元親ニハタシ、十河モ安富モ上洛ス、
略上

〔森古傳記〕

然ニ長曾我部元親、同息信親、阿州大窪越ヲシテ、寒川郡

田面山ニ陣シテ、虎丸ノ城ヲ疲サンタメニ、與田入野ニ入テ麥薙ヲシ、早苗

天正十一年四月二十一日

二八三

ヲ返ス、比ハ初夏四月末也、此告ヲ秀久聞テ、二千餘兵ヲ以テ引田浦ニ到著シテ、村吉ヲ以テ與地山ノ城ニ籠置キ、山西ノヤウヲ聞合、元親下知シテ、香川信景、大西上野介ヲハ手合シテ、引田浦發向ト聞ヘシカハ、仙石秀久一千餘人三手ニ分、仙石勘解由、仙石覺右衛門、仙石權平、久村ヲ兵將ト定メ、引田中山ニ伏置ク、是則四月二十一日也、土佐方ニハ引田ニ敵兵在、知ラス、山中ニテ仙石方ノ伏兵ニ行當騷動スルヲ、仙石勢競進ミ追崩、與田口マテ追討スル、然ニ大西上野介ハ功者ノ者ニテ、守リ返シ合戰ニ取結フ、此時ニ久村勇士二人討取、馬上ノ働也、久村此日ノ裝束ハ、黒糸威ノ鎧ヲ著、紅梅鴝毛ナル馬ニ騎也、仙石秀久先手ノ様躰イカゞ成ルラントテ、旗本ヲ寄ラル、是ニ力ヲ得テ、大西カ備ヲ突崩シ、與田ノ在所ヘ追拂フ、元親父子ハ引田表ノ鐵炮ノ音ヲ聞テ、旗本ヲ寄セケルニ、香川、大西、國吉、長尾、是ニ力ヲ得テ、五千餘人手分ヲシテ攻戰フ、仙石勢猛威ヲ振トイヘ、一千五百人少勢ナレハ、元親ノ二万大勢ニ追崩サレ、仙石勘解由後殿スル所ニ、土佐方ノ前田平兵衛、其弟彦六二人シテ勘解由ト組、爰ニテ勘解由討死スル、仙石勢是ヨリ惣敗軍ト也、引田ノ中山道ニ引入ル、土佐勢追來事甚急也、秀久已ニ討死ト見

十二月十九日
久村ノ塔ノ説
石造ル

ヘケル、叱、久村切處ニ馬ヲ乘リアケ、仙石權平ナルソ、依テ組メト名乗、土佐勢追留リ、大將ヲ討取レト云テ、久村ニ大勢渡合フ、久村敵三騎切テ落シ、竟ニ稻吉新藏人ト云者ニ討ル、時ニ久村享年十七歳、讚州大内郡伊座ノ中山ニテ討死也、是則四月廿一日也、私曰、翌天正十二年七月十九日、當時迄石塔ヲ建、月山宗薫トヲクリ名仕、大内郡伊座ノ中山ニ、權兵衛塚ト云ハ是也、去程ニ秀久ハ、久村ガ討死ノ間ニ虎口ノ死ヲ遁レ、引田ノ古城ヲ心掛ケ引退ク、然ニ權平ト名乗タルハ權兵衛ト思藏人冑ヲ取テ見レハ童ノ頸也、元親ノ臣中嶋與一兵衛是ヲ見テ、大將ヲ討洩シタルコト口惜ト云テ、先魁シ追掛事甚急也、仙石方ニハ備ヲ立、仙石覺右衛門、後殿シテ引取處ヘ、中嶋追付、鎧ヲ合、其隙ニ秀久恙無ク引田ノ古城ニ引入、竟ニ中嶋與一兵衛討死ス、覺右衛門ハ中嶋カ首ヲ取テ古城ニ入り、引田ノ町ヲ圍テ陣ス、翌廿二日、元親二万餘兵ヲ以テ是ヲ攻ル、仙石秀久猛將ナリトイヘ、敗軍ノ一陣餘騎ヲ以テ防キ難キ故ニ、船ニテ引取ル、退口甚難成所ヘ與地山ノ城ニ在リシ村吉、五百餘人ヲ卒シテ横鎧ヲ入、足輕ヲ能下知シテ元親勢ヲ押留、恙無小豆嶋ヘ引取、斯テ秀久ハ小豆嶋ニ在陣シテ、屋嶋ヲ取テ城トセントスレ、山高フシテ益ナシ、幸ニ高松能

秀久高松ヲ攻ム

天正十一年四月二十一日

二八六

入野屋ノ合戦

城也、是ヲ攻取ントテ、村吉ヲ先陣トシテ二千餘兵ヲ以テ押寄タリ、城主高松左馬助能防ク、殊ニカラ堀ナレモ、底深ク堀切タルハ攻ル事アタハス、剩城中ヨリ發鐵炮ニテ、寄手ノ先兵十餘人討死スル、依テ仙石秀久人數ヲ引揚、近郷燒働シテ、志渡浦ヨリ船ニ乗、小豆嶋ニ引取、略上

〔諸名將古案〕

勢 ○伊

去廿一日、大内郡於入野屋合戦、頸一ツ討捕、無比類働神妙候、猶可抽粉骨者也、謹言、

天正十一

五月二日

香川 信景在判

香川信景
山地九郎左衛門

禮紙ニ 山地九郎左衛門とのへ

信景○土佐國靈簡集竹頭、土佐諸家系圖大抵同ジ、

〔西寺過去帳〕

○土佐國編年 略七所載

前岩常忠天正十一年甲申天七月十九日、讚州十三郡大將軍引田ニテ合戦之時、長宗我部三郎兵衛親正一番鎗也、

〔吉田家由來書〕

○土佐國編年 略七所載

讚州ヒケタニテ、仙石權兵衛ト合戦ノ時、

長宗我部親正

黒岩治部左衛門

未敵アイ遠シト思、油斷シテアリケルニ、敵ウシロヘマワリケレハ、土佐勢小荷駄物具ヲ取ラレ、諸侍大半スハタニテ十死一生ノ合戦シテ、敵ヲ大ニ切崩シ、小荷駄物具ヲ取返ス、其時有鎗下高名、○本書何人ガ高名ヲ爲セシヤ記載ナシ

〔黒岩氏系圖〕

○土佐國編年 略七所載 治部左衛門

讚州ヒケタノ城ニオヒテ、味間井太郎左衛門ヲ討取事、其外志渡ノ城主討取候事、

浦ヨリ船ニ乗、小豆嶋ニ引取、略上

○元親、秀久ト引田ニ戦フコト、年月未ダ詳ナラズ、元親一代記以下諸書、皆十一年四月二十一日ノ戦ト、十二年七月十九日ノ戦トヲ混同セラルガ如シ、今改撰仙石家譜及ビ森古傳記等ニ據リテ、姑ク茲ニ掲グ、ナホ元親、讚岐ニ入り、十河城ヲ圍ムコト、十年十月是月ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔土佐物語〕

十三

引田合戦 并 十河城落る事

天正も十一年ニ成、漸春立長閑も成ぬを、元親人數を進めて、讚岐國へ打入給ふ、斯る所ニ仙石權兵衛秀久ハ、秀吉公ハ讚岐國拜領の御朱印を賜

天正十一年四月二十一日

二八七

秀久兵ヲ
隠シテ出

天正十一年四月二十一日

二八八

て、美々敷粧當國へ下りたるう、元親の發向を聞て、地方へ人をも卸さず、物色をも見せぬ、爰うしこれ嶋陰に船を寄、靜り反つて事の様を伺たるう、時分をや計けん、引田に湊へ船を入、人數を打上り、香河民部、國吉三郎兵衛、大西上野是を見て、勢を進めて押懸、互に鐵炮を打、弓を射懸、喚叫て責戰、元親の引田近邊の麥、萩、苗代を返させ、虎丸に籠り陣を居、軍有へしとい思ひも不寄御座ける所、東に當て鐵炮の音、まきりるを、桑名太郎左衛門、中嶋與市兵衛見て參せと宣ひ、(部下同シ)缺出んとする所、先手大きに亂れ、敵競懸て追來る、元親の旗本も足を亂、まにらに成て色めく所、桑名太郎左衛門、中嶋與市兵衛、前田平兵衛、稻吉新藏人、辻新介、大西上野真先に進み、鎧を入て込返に、元親旗本に備を調へ、靜々と押懸り、敵味方入亂て戰し、仙石終に打負け、散々成たるを、土佐勢追懸討取、思ひく分捕高名を、仙石覺左衛門、中嶋與市兵衛と鎧を合けるう、味方敗北しけるを、其所を引て退りたる、仙石權兵衛も手勢殘少に討るされ、船に乗らんと湊の方へ落行所を、中嶋與一兵衛大將と見せまし、船津よて追詰鎧付んとする所、大勢馳來り與一兵衛を中に取込、鎧玉にして首を、戸田介六討取たり、

元親虎丸
スノ麓ニ陣

黒岩治部
左衛門ノ
慈悲

森本儀太夫、小林隼人の弓手に當り、妻手に翔て、爰を先途と戰へ共、續く味方なれり、船に乗て退りたる、爰に六七騎落行武者有、土佐勢是を見て、我をく追懸る、中にも黒岩治部左衛門逸足を出して、真先欠出、遁をましと呼び、武者一騎急き馬より下、鎧を伏、道に跪て待居り、治部左衛門あやしく思ふ所、彼武者申様、是の志渡式部、家臣何某と申者、候、式部いま幼少候へ共、此戰場に罷向ひ候所に、斯敗軍に及び候ぬ、然るに老父大病を請、必死の床に臥て、露命只今をも知候はず、式部討きて候い、武士の習とい申あうら、さこそ悲候へし、哀一命を助給ひり、今一度老父に對面致させ度候、若所望叶間敷におゐて、某の首を召を候へと云ほくとして申されり、黒岩も流石に覺て、神妙も申される物哉、實痛のしき事也、急き立退給ふへし、是の黒岩治部左衛門と申者也、味方を防ぎ候へし、御心易うと申されり、彼武者喜ひ、手を合て落行たる、斯る所、大勢追懸來を、黒岩道に欠防り、此者を、某討取り、近付へうらと申されり、追手は者共、是の如何成子細を、あきれて一度立留る、時、治部左衛門、ケ様々々の次第也、士に互に事遁し給へと申されり、黒岩殿の情鬼

天正十一年四月二十一日

二八九

天正十一年四月二十一日

二九〇

の目も涙なりと吐き笑てを歸りたる、其後志渡り方を黒岩より使を越て、厚く禮謝し、存命の間互に書音を通りたるを聞えし、斯て元親、信親、引田は湊の上の山より打上り、勝時を擧、則其所に陳を居、敷皮よて夜を明し給ふ、翌朝敵を見せり、引田は古城へ人數を擧、引田は町を圍て居りたる、大西上野も、急き町屋を焼拂へど宣へり、畏て行所より、町の此方に大きなる入江有、折節潮をちて深うりしうり、淺きれ方へ勢を廻したるを、元親見給ひ、眞直に渡してこそと怒り給へり、蓮池左京進親實馬、菟出し、入江は深きを一文字に打渡、町屋より火を掛りたる、上野もおくをせせに渡して、一字も残らぬ焼拂、斯る所より桑名太郎左衛門、前田は戰場より、仙石のほりを取來せり、さらり敵を見せて笑へんとて、江嶋太左衛門取持、引田の古城近く馬菟寄、のほりを差上、今朝戰場より於て此のほりを拾ひ來せり、主有り返し參らせ候へし、是へ出合給へど大音よて申けを共、一言返答申をのもなく、鐵炮を打懸しり共、太左衛門より當らす、馬を靜よ乘て歸りたる、左京進、上野の、古城の敵を追拂へんと、曳々聲を出して攻上せり、敵戦へんとをせず、皆一同は崩を落、船より取乘、散々に押て逃より、權兵衛の御朱印頂

蓮池親實

戴しふる甲斐もあく、讃岐國を追出され、這々都へ逃上る、面目をうそみえにたる、○下

〔南海治亂記〕

九

土佐元親戰引田浦記

天正十一年春、土佐元親阿州大窪越ヲシテ寒川郡ニ入、田面山ニ陳シテ、三好存保居城(前カ)ヲ虎丸ヲ疲シカ爲ニ、與田入野ニ入テ麥薙ヲナシ、早苗ヲ返シ、元親父子虎丸ノ麓ニ陳ヲ居テ晝食ヲナシ玉フ所ニ、香川信景、大西上野介ハ手ヲ分テ引田ノ浦ニ發向セントス、仙石權兵衛尉秀久ハ、二千餘人ヲ以テ引田ノ浦ニ到著シ、家臣森九郎左衛門ヲ以テ與地山ノ城ニ籠シメ、山西ノヤウヲ聞合スル所ニ、土佐ノ兵一万餘人、與田入野ニ入り、香川信景、大西上野介ハ引田ニ向ヒト聞シカハ、千石氏(ツカ)一千餘人ヲ三手ニ分ケ、仙石勘解由、仙石覺右衛門、仙石權平ヲ兵將トシ、引田中山ニ入テ伏セ置キ、西方ノ兵ノ來ルヲ待ツ、土佐方ニハ、引田ニ敵兵有ト云事ヲ不知シテ押來ル所ニ、山中ニテ強兵ニ行當、騒動シテ追返サレ、足竝ヲ亂テ與田口迄敗北ス、仙石衆北ヲ逐テ競來ル、香川方、大西方敵ノ少兵ナルヲ見切、我兵ヲ進テ戰ヲ始、元親ハ引田表ノ鐵炮ノ音ヲ聞玉ヒテ曰ク、今此邊ニ戰フヘキ敵ナシ、仙石權

香川信景
大西上野
介引田ト

土佐勢先
鋒與田口
スマテ敗走

天正十一年四月二十一日

二九一

元親ノ麾下來授ス

秀久ノ兵中山道ニ退ク

仙石久村

兵衛ト云者、羽柴秀吉ヨリ讃岐國ヲ賜フヘキノ朱印ヲ受テ下向スト聞ク、是ニテ有ヘキ也、桑名太郎左衛門、中嶋與市兵衛行テ見テ來レトアレハ、二人馳テ行ク所ニ、香川信景、國吉三郎兵衛、大西上野介合戦ニ取結フ、右二人ノ使モ手筈ニ合ス、元親父子ノ旗本モ程ナク押寄ラレ、彼此入り亂レ、黒煙ヲ立テ攻戰フ、仙石方少兵ナレハ、西方ノ猛威ニ押立ラレテ敗軍ス、桑名太郎左衛門、中嶋與市兵衛ハ、二度ノ鎗場ニテ首ニツ宛取ル、前田平兵衛、其弟彦六二人シテ、仙石勸解由ヲ討、仙石方追立ラレテ引田中山道ニ引入ル、敵モ北ルヲ逐テ山中ニ入來ル、仙石權平ハ十八歳ノ若武者ナレトモ、大剛ニシテ奇才アレハ、地利ヲ計テ我兵ヲ下知シテ、返シ合シテ奮撃シ、敵ヲ破テ勝ヲ制シ、引ントスル所ニ、土佐方稻吉新藏人ト名乗テ、互ニ馬上ニテ渡シ合、兩敵トモニ深手負、權平ハ續ク兵ナク、新藏人ハ身方續テ、權平爰ニテ討レヌ、即其所ニ石牌ヲ立テ、今ノ世マテモ隱ナシ、其權平カ墓ニ異妙ナルコト多シテ、閭巷ノ説ニ遣セリ、(電カ)權平ハ仙石秀久ノ從弟也、一説ニハ、仙石氏家臣森九郎左衛門カ息男也、兩説ヲ存シテ知人ヲ俟、前田新之丞ハ宮地五郎左衛門ヲ討、新之丞モ首一取ル、此外香川衆、長尾衆、大西衆モ岩倉一宮衆、各

香西氏ハ十河城ニ對シテ備フ植松左衛門尉

首級ヲ得テ其家々ノ記ニ遺セリ、香西氏カ兵ハ十河ノ城ノ押トシテ、平木ノ城ニアリ、植松左衛門尉十七歳ニシテ香川ノ手ニアリ、始陳ニ首一ツ取ツテ心ハセ、ヲ顯ス、元親若輩ヲ進シメンカ爲ニ感狀ヲ賜フ、香川家感書ニ云、○中略、天正十一年五月二日附、山地九郎左衛門宛、九郎左衛門カ云、敵ハ田村志摩守ト名乗ナレハ、平士ニハ非ス、感狀ヲ認カヘテ賜ヘキ由ヲ申ス、祐筆人カ曰、左アラハ首帳ノツキヤウ惡シ、調ヘカヘテ御判ヲ申請ヘシト申ス内ニ、延引ノ其マ、持傳フ、且又上方衆引田ノ退口ニ、仙石覺右衛門ト名ノツテ後殿タリ、中嶋與市兵衛ト鎗ヲ合ス、其内ニ仙石衆舟本マテ引取、覺右衛門跡押シテ引取ル、大剛ノ舉動也、中嶋與市兵衛ハ大將ノ引去ヲ目カケテ深入シ、敵多兵ニ取コメラレテ討レヌ、中嶋氏ハ武勇ト云ヒ人才ト云ヒ、土佐方ニ於テ類少キ兵ヲ失ヌルコソ無慙ナレ、元親其北ヲ逐テ引、黄昏ニ及ヌレハ、湊ノ上ノ山ヘ押上テ勝鬨ヲトリ行ヒ、其夜ハ其所ニ野陳シ、敷皮ノ上ニテ夜ヲ明シ、翌日早天ニ敵見レハ、引田ノ古城ニ取上、引田ノ町ヲ圍テ陳ス、城ト町トノ間ニ鹽入ノ江アリ、元親曰、潮ノ引ヲ待ツヘカラス、急ニ涉テ町ヲ燒ヘシト、大西上野介ニ命ゼラル、上野介カ兵淺ミヘ

天正十一年四月二十一日

二九四

回ヲ見玉ヒテ、眞直ニ涉テコソト申サルル、吉良左京進其江ヲ一文字ニ涉リケレハ、上野介ヨリ早ク涉テ燒立タリ、元親曰、昨日桑名太郎左衛門カ手ヘ取タル旗ヲ出シテ、敵方ヘ見セヨト有シカハ、江島太郎左衛門ト云者持出テ、引田ノ城近ク振廻テ歸ル、夫ヨリ吉良左京進、大西上野介兵勢ヲナシテ古城ヘ攻寄ル、敵是ヲ見テ山城ノ兵ヲ下シ、舟ニ取乘テ漕出ス、誠ニ二千人ヲ以テ二万ニ及フ大敵ニ對應スヘキ事ニ非ス、然ル初合戦ニハ一千餘人ヲ以テ、香川、長尾、大西等カ五千餘人ニ勝事ハ、敵方ノ諸將此表ニハ合戦スヘキ敵ナシト油斷シテ、其備ナキ故ニ不慮ニ逢テ敗軍セリ、兵家ノ權謀宜知ヘキ事也、元親引田ノ戦ニ勝テ、寒川郡ニ赴ク、安富肥前守雨瀧ノ城守ル事ヲ不得シテ、小豆嶋ヘ退ク、其臣六車宗且土佐方ヘ降シテ其跡ヲ守也、

○土佐國編年記事略、吉良物語異事ナシ、

老父夜話

或老父語テ曰、合戦ハ天正十一年五月也、我幼少ニシテ其陳ニ不立ト云ヘ、即聞所アリ、初合戦ハ仙石氏方ノ兵戰勝テ、敵ヲ追伐スル事數町也、然ル少兵ナレハ其終ヲ持ツ事ヲ不得シテ、土佐方ノ兵ニ追返サル、仙石權平十

十一月五

月説

權平ノ墓

八歳ニシテ、紅梅鴝毛ナル馬ニ乗り、初合戦ニ高名シ、引取所ニ、土佐方ヨリ稻吉新藏人ト名乗ツテ、若武者一騎鞭ヲ上テ馳來ル、權平中山口ニ返合テ馬上ニテ太刀打シ、引組テ落重リ、互ニ深手ヲ負所ニ、土佐方ノ兵來重テ、權平爰ニテ討レヌ、即其所ニ墓ヲ築テ、石塔ヲ立テ今ニ存セリ、其比僧アツテ、夜中ニ通リシカ、是ハ何人ノ墓ヤラント云ヘハ、墓ノ中ヨリ仙石權平ト答フ、僧驚感シテ讀經回向シテ通り、近郷ニ止宿シテ其旨趣ヲ記シ、銘ヲ作テ板ニ書附、墓ニ立置テ通行ヌ、又僧有テ、夜中ニ通シカハ、甲冑ヲ帶タル武者馬上ニテ行向テ曰、此馬執テ不行、希ハ直テ給ト云、僧曰、御身何人ソト云ト覺テ見レハ、墓ニ向ヘリ、僧驚テ讀經念佛シテ通、近郷ニ止宿シテ、翌日來テ其記ヲ見レハ、仙石權平十八歳ニシテ紅鴝毛ナル馬ニ乗ト記セリ、僧即此事ナルヘシトテ、紅梅鴝毛ト改書シテ通シト也、又其比何人ヤラン墓ニ和歌ヲ手向テ短冊アリ、武士ノ二度ノ掛シテ權平ハ陳ノ引田ニ名ノミ遺ツト也、今ノ世ニ至ルマテ、武士タラン者ハ墓ノ前ニテ下馬シ、拜ヲナシテ通ル、誠ニ人ハ一代名ハ末代也ト語ニキ、

〔三代物語〕

○上讚 大内郡

虎丸城

最險固、寇至則據絕頂、寇退則下、外寇無

虎丸城

天正十一年四月二十一日

二九五

天正十一年四月二十一日

二九六

奈之何、安富筑前假成之、天正十一年、十河民部大輔存保居之、保守大內郡、略、四田戰ノコトニカ、ル、前揭土佐物語、南海治亂記等ニ異事ナシ、

〔三代物語〕

○上讚岐寒川郡

安富肥前

奉織田公、

信長同仙石秀久、十河存保、禦

長曾我部元親、及信長所弑、元親愈乘勝、天正十一年夏五月、土佐之師伊豫之還自中山之軍、大內遂以大軍攻雨瀧城、又分師攻富田、石田及諸小城、於是安富氏去之、小豆嶋、遂如播州、見豐公、質其子、託黑田孝高、官兵豐公南海征伐之後、未及復封、而豐後之軍戰沒、其子安富權左衛門從黑田氏于筑紫之戰、黑田氏有大功焉、受封於豐前中津、萬石安富與有力焉、將祿之以三百石、耻為陪臣、不肯受、其母阿州篠原彈正入道紫雲之女、與東本願寺有葭葦之親、故從其母、寄食於本願寺、以終世、子孫繩々、於今為庶、

田面大櫛 長曾我部元親之軍營、

大井城 在富田、富田左近光輝居之、安富肥前幕下也、

六車城 在富田中村、六車宗碓居之、

雨瀧山城 同上、安富山城盛長築之、世居之、至民部元綱、同香西、奈良、十河、長

鹽之徒屬細川勝元、應永元年十月三日、洛陽相國寺之軍戰死、安富肥前盛方

安富肥前

大井城
富田光輝

六車城

雨瀧山城

安富盛方

石田城
安富元綱

八栗城
中村宗卜

中村宗貞

元龜三年、遷于大內郡虎丸城、使六車宗碓守雨瀧城、石田城、在石田東村、安富民部元綱居之、天正十一年夏五月、長曾我部元親攻而拔之、

〔三代物語〕

○上讚岐三木郡

八栗山城

中村藏人宗卜、天正十一年、去田井城

徙于此城、長曾我部元親使珠數懸孫兵衛久重元親之將、將一千餘人、襲八栗城、是時據城者僅二百餘人、衆寡不敵、久重愈行愈險、乃下馬稍進、城中聞寂示間暇、欲誘敵、致險地坂中出少兵、徐々發一兩矢、偽禦之而入闔門、敵以為城中寡弱、務進而後者無繼矣、久重擐甲杖長槍、立城門大呼曰、余為土州牧秦元親將珠數懸孫兵衛久重、奉命先登、我為將所當必破、所擊咸服、未嘗敗北、抑城中主為誰、早降幸脫命、否則直屠廛之、宗卜持烏銃從容言曰、余為中村藏人宗卜、擁衆據城、固聞諸君之辱不腆、此玉以獻左右、一發中久重、絕心擊而斃、餘兵爭進而攻城、於是弟宗貞排門而直出、宗卜指麾鼓之、城兵突出、短兵相接、敵兵失將忘度、固不知地利、或欲遁躡石、或誤墜壑、或不得退而交捩、下者欲競進而救之、一與一之隘道、為前者所礙、仰首切齒踟躕、自山上飛礮雨散、摧盾折刃、或直中忽斃、或遽避而觸鋒、死傷如積、其餘弃甲曳兵、僅脫身而遁、古人所謂臨谷為塞、固

天正十一年四月二十一日

二九七

山爲障、一人守隘、万夫莫向者、如此之類也。城中大喜、叩箴發凱、既而相與謀曰、大軍將至、濟兵備之、宗貞曰、今幸得克矣、大軍若至、險固不足恃、敵絕我糧、道無庸將自斃、大福不再、效死不去、經也、不得已而遁、權也、孰與居受城下盟、不如姑避之也、是夜設庭燎、焚雜猥污穢、自小篠苞蹊出庵治浦、發船至備前下津井、自此陸行、日暮過安地野、藏人馬上聞杜鵑曰、

鳴渡る末ぬいつくさほと、きま駒汝とやたてまひゆくろ取

至兒嶋林邑、托熊野山伏中納言所、豐公南征四國安定之後、還牟禮隱居終身、子孫蕃茂、有爲士者焉、有爲庶者焉、兒嶋中納言每歲一來、至今尙然、是歲、仙石秀久奉豐公之命、征伐讚州、以安留肥前守爲謀主、自小豆嶋至壇浦、自洲崎望八栗城、問之安富氏、具告以實、秀久廼陟而觀之、曰、宜於禦寇而不便於爲治也、○本書、コノ項ノ前ニ、元親、天正十一年四月、六萬寺ニ入ルコト及ビ六萬寺燒スルコトヲ記ス、天正十年十月、是月ノ條ニ揭グル南海治亂記ト大抵同ジキヲ以テ略ス、

〔三代物語〕

○上山田郡

西尾城

在西十河

○中

十一年春、元親入寒川郡

屠諸小城、五月、至平木城、三木復將拔十河城、傾城惶怖、欲委而去之、而無路、所過進退維谷、於是三好隼人十河留守、遺元親書曰、敢請君若退一舍、使城中人得遁去

西尾城

長宗我部親吉十河城
引田合戦
日時考
スル

幸甚、弗聽、固請、許之、遂委而去、與存保時居偕乘舟于庵治浦、遁于播州、遂往訴

于豐公、長曾我部右兵衛親吉入于十河城、○下略、本書、三好隼人ト十河存保

〔土佐國編年記事略〕

七

○上略、七月十九日、元親、仙石秀久ト讚岐引田浦ニ戰ウテ大ニ之ヲ破ルコトニカ、ル、按

ニ、元親記此合戦ヲ以天正十一年ノ春トシ、治亂記ニハ同年五月トシ、香川

信景五月二日ノ文書ヲ以證ス、其他平島記ニ天正十三年トスルモノハ、皆

誤也、今西寺過去帳并桑名彌次兵衛一代手柄書附ニ據、

二十二日、甲羽柴秀吉進ンテ越前府中ニ抵ル、府中城主前田利家、城ヲ致

シテ降ル、秀吉、則チ利家ヲ先鋒トシテ、北莊ニ向フ、尋テ、柴田勝家ノ老

臣徳山秀現、不破河内守等モ亦降ル、

〔小早川家文書〕

第一十五號大閣秀吉公側陋以來之御書翰

同廿二日、越州至府中追詰候、○上下略、四月二十六日附、小早川隆景宛、秀

〔毛利家文書〕

三

一廿二日、越州府中へ取懸諸城雖相拘候、乘崩、刎首候へ者、相殘城悉退散仕

候事、○五月十五日附、隆景宛、秀吉書狀、

〔秀吉事記〕

柴田退治

諸城退散
ス

天正十一年四月二十二日

三〇〇

秀吉同二十二日、至越前府中、前田(利家)又左衛門尉、徳山(秀現)五兵衛尉、不破河内守等所踐城致降參、一々雖可攻殺、先爲可打果勝家赦免之、勝家ヲ破ルコト及ビ北莊城ヲ圍ムコトニカ、ル、本月二十一日及ビ二十三日ノ條ニ收ム、

〔川角太閤記〕

下二ノ 一前田又左衛門殿者、我城越前之府中、無難父子共

利家父子
府中城ニ
入ル

利家守備
ヲ整ヘテ
秀吉ヲ待
ツ

秀吉單身
敵前ニ進
ム

こ入玉ふ也、此城も柴田殿家城、道五里隔て申候、江州の入口也、又左衛門との分別より、秀吉とや、是へきをひ可被掛者也、裏切をも慥こして、角と見えとあはれ、秀吉も御満足とは可被思召こ、其儀者おし、身上もあやうくを被思召ん、先城乃惣がまへは鐵炮くわりをせよとて、子息(利政)孫四郎殿被出、一鐵炮くわりして、いまや、と被相待也、
一秀吉あきをひよさしか、城きこへ御先手の者近つきある處は、惣かまへより鐵炮きひしく打懸たり、秀吉是を御覽し、先手は御人數三町計引とらせ、備をい不立して、只人數丸に御置候て、皆々を居よるを、先よと下知し玉ひ、事玄めまりて、御馬の口取一人も無之、御馬印一ツ御馬は先は十間計御隔て、只一騎よて彼惣かまへまで、御馬をちるは、被成候、内より、慥こ御馬印也、馬上の一騎也、是を討も無詮事、討ふと鐵

炮大將共下知まる也、

一秀吉あちの、と御馬を被寄、御腰よぎを拔出し、是を筑前守、見知りたれり、鐵炮討ふ、と被仰し、内は皆見えり奉りたる人多し、一をより鐵炮不可討とて、堅下知まれ也、

大手門
内ニヨ
リ城入
ル

利家父子
ノ安否ヲ
問フ

戦死者ヲ
問フ

一秀吉あや表裏取、城の大手大門まで御馬を乗付給へ、折節矢倉之番衆高昌石見、奥村助右衛門、矢倉よりとんでおり、大門の戸を両方へ押むらき、御馬を直に被召入よと申上候處は、とや御馬をおりさせ給ふ所は、彼兩人御馬口を取候へと、兩人の者も内々御存しの者也、又左衛門殿父子何事なく歸城候哉と、御尋被成候處は、兩人申上候、何事なく父子共歸城被仕候と申上候へ、一をよと二人の者御供よて、内は被入を問ふ、又左衛門殿者とも、勝家敗軍の時、卷合に相被討ふる者となにかと御尋あり、一を、其儀よて御座候、内々御存被成候つる小塚藤左衛門討死仕候と申上候得と、其外又誰々、其外のをれ、御存被成間敷候、五六人を卷合に相被討候と申上候、秀吉も心よはさあるへきとは思出したりつと、互に亂合戦をま、可分様更よかし、不及是非次第と御意

天正十一年四月二十二日

三〇一

天正十一年四月二十二日

三〇二

利家ノ室
ヲ訪ヒ其
ヲ報ズ

秀吉ノ勝
ノハ利家

利家ノ室
秀吉ノ戦
ヲ賀ス

一又左衛門殿の父子被出向、是迄の御出、目出度さ又も忝事難申上候とて、
ゑいちをんをむらき、書院通り奉入とせうし玉ふ所、臺所かまれまへ
通り御入候、御意よ、先御内儀様へ御目よか、播磨のむまめ、利家
吉ノ養子トナリ、息災之通可申候間、直又左衛門殿御前の御座所へ、
テ播磨ニアリ、被成御入候處、又左衛門殿御前も御立向被
成候へと、先申上候、今朝之合戦亭主又左衛門殿御か、せ被成候と御意
よて、其ま、御手を被合候、次の御言葉、申請候娘播州より此中も申來
候、一段成人仕、殊も息災之由切々申越候と被仰候へ、又左衛門殿御前
久々不懸御目候處、是迄の御出も不慮も懸御目候、殊も御合戦目出
度御心のま、れ由、女の身よても、誠こ此上のめてたき御入有ほしきと
の御いさつよて候處、秀吉御返事、右も如申上候、合戦心たまに相
まうせ候事、偏又左衛門殿御あ、よて御座候、北之庄ね急申候間、御盃
を被下、とや、可罷立候、同是より亭主雇可申と被仰候内、御盃如
御指圖、とりはるに盃は御取か、し被成候、秀吉御意、こ、むやめし御座

秀吉利家
ヲシテ同
道セシム

利家秀吉
ノ先鋒ト
ナリテ北
莊ニ向フ

候、可被下と被仰候、是を取へまにむやめしはり申候とをとし
く、とや被成御立候、御意よ、孫四郎殿は是も御袋様の御伽も御置候へ、
又左衛門殿も功者の事候間、同道可申候、さら、目出度歸陣之時罷寄、
其時、是こゆは、と五三日も逗留可仕候と被仰候へ、又左衛門殿
御前も、臺所の口まで御打送候事、
一孫四郎殿御袋、孫四郎殿は被仰候、早々御供も被參候よ、跡とや、
あ、り近邊は敵の有事よても、た、たへさ、る事ありても不苦、とや
と被仰渡事、
一又左衛門殿の早々出立、孫四郎殿は被仰聞候、其様子も、我等事も、秀吉先
手の御人數よりも先、と、た、る、た、よ、なんちも秀吉御馬は、次を可乗あり、
但馬取二人まで、かち若、と、う以下よ至まで、其ま、りよ不可置候、申聞通
よて御供候へと被仰、又左衛門殿、秀吉先手よりも猶又十四五町を御
先、御馬を被進、勝家居城も駒をとやめ給ふ也、

〔賤嶽合戦記〕 秀吉公北國入事

さ、ほ、せ、に秀吉公の毛受を討取、越前さして切入給ふよ、其日をやう、

天正十一年四月二十二日

三〇三

秀吉今莊
宿ス

利家ヲ説ク

板取今莊
附近ニ陣
ス

天正十一年四月二十二日

三〇四

くれりせと、越前の國今庄より一宿被成候而、翌日廿二日に、同國府中の城主前田又左衛門尉利家方へ、御小性壹人めしきし、門前より大聲を揚、又左々々秀吉こゑまで來也、對面申さんとよひ、（た）たまへ、又左衛門立出、面目も無御座候、追付自害をせしむべきと被申々せむ、公の曰く、利家いや、其儀もほらさ、其方と我等の年久しく心底隔かく語る也、それいをそりましき被申様也、侍の習よて、敵となり味方と罷るを、時の是非よる物也、貴殿我等を遺恨を候とし、柴田を亡すといふことを、天下の大事をかへたり、以來頼申さん、北の庄は案内をまへと、御用心をかたれ、頼而御請申上られたる、（下）略、秀吉北莊城ヲ圍ムコトニカ、ル、本月二十三日ノ條ニ載セズ、（ノ）コトヲ收ム、ナホ余吾物語異事ナムシ、盈篋錄所收賤箇獄記、秀吉北國入

〔江州余吾庄合戰覺書〕

一其夜は板取、今庄いのおあたりに、府中之城を掛けて御ちんをすへらるゝ、明廿二日之早朝、府中城へ御とりかけ有之、御責可有と云所、府中之城をは、其夜にはやあけてのき、壹人もなくなり、其日に北庄御發向有て、即刻城を御とりまき、されどもきびしく御責もなく時日を送らるゝ、（下）略、勝家自殺スルコトニカ、ル、本月二十四日ノ條ニ收ム、

利家豫テ
志ヲ通ズ

秀吉堀テ
利家ト和
議セシモ
ムレドモ
利家肯ゼ
ズ、利家
質ヲ返シ
ス、利家
死ヲ宥サ
シ、利家
死ニ至ラ
シト、説

〔寛政重修諸家譜〕

千一百三

前田利家又左衛門

（天正）

十一年四月、豊臣太閤、柴田勝

家と近江國柳瀬をいて合戰のとき、利家父子も勝家おまゝかひ兵をすゝめしかと、軍ふるゝを聞て、領地ひきかへ、其れち太閤府中によきり、談話懇あして、越前國北庄に進發せ、これ利家を柴田の黨なるといへども、かひて太閤志效通をしりゆへ、（下）略、上

〔加賀前田家譜〕

利家事跡

既ニシテ秀吉ノ先鋒勢ヒニ乘シ府中ニ逼ル、我

兵銃ヲ發シテ之ヲ禦ク、秀吉至リ、之ヲ視テ兵ヲ退クル二百餘歩ニシテ舍セシメ、堀秀政ヲノ和ヲ議セシム、利家肯セス、使者三反ス、是時勝家我質ヲ送り還ス、秀吉、利家ノ義ヲ執ノ固キヲ感シ、獨身ニシテ城門ニ踵リ、利家ヲ呼テ曰、又左又左ト、利家其赤心我ヲ待テ感シ、城ヲ出テ之ヲ迎へ、首トシテ勝家ノ死ヲ宥サント請フ、秀吉之ヲ可ク、是ニ於テ款厚故ノ如シ、利家即チ鞭ヲ揚ケ北莊ニ赴ク、（前）田創業記、瑞龍殿向舟橋也、越中主佐、中路之ヲ望メハ、焔烟天ヲ蔽フ、勝家自殺ス、利家大息シテ曰、悔ラクハ我來ル晚シ、勝家ヲノ死ニ至ラシム、惜哉ト、（上）府中ニ下略、勝家ヲ訪フコト及ビ秀吉、利家ニ加賀ノ地ヲ與フルコトニカ、ル、本月二十一日及ビ同日二十五日ノ條ニ收ム、

天正十一年四月二十二日

三〇五

堀秀政
ヲ斡旋

利家ノ女
摩阿勝ノ家
ニ質タリ

利家戰死
ヲ決シテ
下ヲシテ
去就ヲ決

秀吉利家
ノ女ヲ養
ヒテ喜
多シク配

秀吉戰前
ヲ屢利家
ヲ説ク

利家勝家
ニ致セシ
質ヲ棄ツ
ズルニ忍

秀吉府中
城ヲ入ラ
ズ附近ノ
山ニ在陣
一夜ヲス
スル者ヲ
質人ノ從
者等ヲ逃
ヲ盗ミテ

秀政府中
城ヲ入ル

天正十一年四月二十二日

三〇六

〔利家夜話〕

上

一其後太閤様府中の城へ鐵炮打、城内も打出す、堀三(之り)左衛門殿を嚙く秀吉公を御越候て、これより無事あり、利家卿、秀吉公へ御附被成候由に候、北之庄の御人質の左右を御待候へり、後より使來て返し被申候、其時の證人加賀様(摩阿)にて御座候、御供あり、ちやこ、後に少將殿に成被申候事、

〔村井重頼覺書〕

一柴田殿のとい軍、北庄へ御のき候、其時秀吉公越前府中まで御人數ヲ御よせ候て、扱利家無是非候、此城我等とる所候間、立のき度もの共あり早々のき申候へと被仰候、其内信長公ノ御時堀久太郎殿利家公共御とらい故、其人先手にて候、秀吉公之御使こ、久太郎殿門外まで御出候處こ、つほうにてうち候へと利家公被仰候へり、久太郎、さりどての御あつういこまいり申候、我等つほうこ御打候へり、利家跡ノ御手柄のおほへもすたり可申候と、高々と被申候旨候、其時矢どめこ成申候、扱久太郎殿門きまて御越候て、御使こ、又左の昔秀吉公別而御知音ゆへ、又左殿ノ息女を養子こ被成、今度西國にてうき田之八郎殿を秀吉公ノむこ被成、其也へ西國大形おさまり、如

此柴田までも切去りへ被成候、最前こおんこつこて味方被成候へと、度々被仰越候こ御同心なく、御うらとこおほしめし候、此上のもろおやと言もの候間、早々一所こ御成、北庄へこれ御案内候へと御使候つる、其時利家公御返事こ、尤被仰越候儀候へ共、我等むを最前筑前殿へ御養子こ進し候、此度加様こ取あいこ柴田と御成候時、我等むを北庄へ人を出し置申候ヲ、何とて侍ノ本意ヲすて、人をおすて候事不相成候由御申きり候、扱色々堀久太郎殿御あつりの御越候旨候、其也へ府中ノ山こ秀吉公一日一夜御在陣、其内こ北庄へ御出しおりせらる候人をちこあちやこ、後の少將こ被成候、ういぞへ才りくにて、ごやめきノ間こ、やくらもりて出、町宿まで御供申、扱宿ヲ頼、府中へ御ちうしん候て、城中ごつときおい申候由、後々までもいつをも物語候事、

一秀吉公を横目彼是を付おりせられ候故、堀久太一人城へ入、此上の不及是非候由、利家公も味方こ被爲成候事、

天正十一年四月二十二日

三〇七

天正十一年四月二十二日

三一〇

五六十通觸陣中、時前田又左衛門、德山五兵衛、不破河内守三今按彦等之諸將、
捧城降秀吉、秀吉以在一心蚤欲滅勝家、故咸許之、○下略、北莊城ヲ圍ムコト
收條ム、

神戸信孝、美濃小里邑主小里光明ニ、北近江ノ戰況ヲ報ズ、

〔川邊氏舊記〕○ニ信濃

中記織部ウ之迄之書狀、具披見祝著候、如被申越、當表儀諸事、任存分候間、時
宜可心安候、江北表之事、様子孫右衛門方へ申遣候、去廿日柴田地藏山（羽柴長秀）之
うたけ面へ押出、高山右近、中川瀨兵衛取出之城へ責掛處、小一郎同後卷詰
寄候處、先小一郎ウへ押うけ、於手本數百人討捕、以其競、右兩人取出之城
へ攻上、即座ニ乗取、瀨兵衛、高山已下討果、如存分有之旨候、如此書狀認候内
ニ、柴田昨日廿一日合戰ニ打まけ候由、といウ申唱候、筑前計略を聞届候、
定而其元へも變コ可申成候間、聊不可有氣遣候、猶追々様子可申越候、其面
事三宅遂相談、万々無油斷才覺專一候、恐々謹言、

卯月廿二日

信孝(花押)

小里助右衛門殿○信府感

北近江
テハ中川
清秀高山
重取等
討取ル
イフ軍
勝家敗
ノ風開
秀吉ノ計
略

美濃表存
分ニ任ス

三宅某ト
共ニ謀ル
ベシ

玉井彦介
奥村十介

勝家進出
元ノ結果心

〔舊紙〕
小里助右衛門殿

信孝

就其面之儀被申越、通令得意（其勝カ）、尤祝著之至候、彌三宅被談合、此節事候間、別而
才覺專一候、仍江北表之事、從是先書コ委細申趣候間、只今書中不審候、兎角
不日コ筑前守可破軍段眼前ト相聞候、爰元之義丈夫無越度様ニ申付候、頓
速諸方可任覺語狀旨、於時宜可心安候、猶玉井彦介、奥村十介可申候、恐々謹
言、

卯月廿三日

信孝(花押)

小里助右衛門殿○信府感

〔舊紙〕
小里助右衛門殿

信孝

徳川家康、書ヲ羽柴秀吉ニ遺リテ、北近江ノ戰況ヲ問フ、

〔古今消息集〕五

本書横紙
江北之境目へ、柴田差出付而、即至長濱被馳移之由候間、様子無御心元候之
條、急度以飛脚令申候、定而敵之行差儀不可在之候、將又久太郎方取出へ、柴
田取懸候之處、即及合戰被切崩、數多被討捕候者、定無比類儀心地好候、○勝家

天正十一年四月二十二日

三一

信濃ノコトハ存分ニ屬ス

天正十一年四月二十二日

三二二

政ノ陣ヲ襲フコト、本其表之儀具示給可爲本望候、此方之儀も信表悉屬存月五日ノ條ニ見ユ、分隙明候間、頓而可納馬候、可御心安候、月二十八日ノ條ニ見ユ、三尙重而可申述候、恐々謹言、

卯月廿二日

家康

羽柴筑前守殿御陣所

信濃松本城主小笠原貞慶、中田源次郎ニ地ヲ與ヘンコトヲ約ス、

〔信陽玉證鑑〕

出川八郎兵衛所持

〔黒印〕

定納

當年急度虎口於相持者、是非共定納十五貫文出置候、以此旨可抽忠信者也、仍如件、

天正十一

卯月廿二日

中田源次郎 狀○信府感 記同ジ、

○貞慶、中村源助及ビ平出與三兵衛ニ、知行ヲ給シ、或ハ本領ヲ安堵セシムルコト、便宜左ニ合敘ス、

奉公知行

〔中村文書〕

濃○信

〔黒印〕

自去年奉公申上候付而、知行拾五貫文之所出置候、向後可勵忠節者也、仍如件、

天正十一 未癸

卯月廿六日

中村源助

〔信陽玉證鑑〕

野村友彌所持

〔黒印〕

去年以來能々奉公申上付而、本領無相違出置候、於向後可抽忠節候、因之軍役之鐵砲五挺、堅可召進者也、仍如件、

天正十一 未癸

卯月廿六日

平出與三兵衛殿

二十三日、乙羽柴秀吉進ンデ柴田勝家ヲ越前北莊城ニ圍ム、勝家、事既ニ

天正十一年四月二十三日

三二三

天正十一年四月二十三日

三一四

休スルヲ知り、是夜、其室織田氏等ト、城中ニ訣別ノ宴ヲ張ル、

〔吉村文書〕

前〇肥

天主ノ土
居マデノ
寄ル

御狀令披閱候、仍去廿一日、於余吳表及一戰切崩、佐久間玄蕃始、其外悉討果、去廿二日、越州至府中城、令著陣候之處ニ、柴田馬四五拾、よて北庄へ逃入、左候間、昨日廿三日、我々押詰、天主之土居、まで攻寄候、今明中ニ柴修可切首候、當國之儀者不及申、賀州能州、まで悉平均申付候、尙追々可申候、恐々謹言、

羽筑

卯月廿四日

秀吉(花押)

吉村又吉郎殿口報

〔毛利家文書〕

三

惣構ヲ乘
破ル

一廿三日、不息繼追懸、惣構乘破、則城中之廻拾間拾五間ニ陣捕申候事、月十五

五日附、小早川隆景宛、秀吉書狀、全文ハ五月十五日ノ條ニ收ム

〔秀吉事記〕

柴田退治

敗兵歸還
セバ速ニ
拔クコト
能ハザルト

同二十三日、渡名聞大河、押寄北庄城、彼城郭、勝家累季相拵、爲定番、入置兵三千餘人處也、於柳瀬表討殘輩、追々於懸入者、可得力之間、不移時、剋可攻亡、搃

諸將勝家
ノ助命ヲ
議ス可カ
ズシテ急
ニ攻ム

勝家股肱
ノ臣及ビ
一族等ト
宴ス

勝家其室
織田氏ヲ
シテ逃レ
出デシメ

織田氏共
ト死セシ
メ

構即時乘破、隔城壁十間十五間、取卷成、夜詰城中見之、諸卒分此彼防之、然從城內懇望、秀吉昵近古老之英雄評議、而助勝家之命、可被相隨、旨雖爲諫、池邊放毒蛇庭前、如養虎言、而成千急万速之攻、勝家不及力、入天守、呼雙年來所賴股肱、臣八十餘人、勝家運命明日相究、今夜及曙成、酒宴遊興、可惜餘波、勝家取盃一族、次第々々酌流、亂合入、遠中飲思、指珍肴珍菓、如山前置、後者始上臘姬公、至局々、女房達老婆尼公、不憚上中下、若妓女取酌、一曲之歌、五段之舞、繆返々々、既醉、表暫雖成、樂之聲裡、終悲之意、不休、漁陽鞞鼓動地來、驚破霓裳、羽衣曲、四面楚歌、聲見之、聞之、貴妃千般恨、虞子數行淚、何異之夜、及深更之間、止酒、諸士退散、勝家夫婦入深閨、夜半私語、歲比相馴、無思所唯願、雙鯉、枕筭萬春之盟、重翡翠、衾加千秋、喜成風前、灯日影、霜不待明日之晚、而可消果也、小谷御方勝家、雖爲妻女將軍、御一類、而所緣多、殊更秀吉者、至相公后孫、憐愍無不相親者、明朝敵陣、案內落給、有何妨乎、同其儀、給慥打語、可送届、由小谷御方不聞敢泣、詢一樹蔭、一河流、依他生緣、況我多季之契乎、冥途黃泉誓末、縱雖爲女人意、不可劣男子、諸共自害、同相對蓮臺事、所希也、其後成昔語、閑然而少真眠程、半天聞杜鵑音信、

天正十一年四月二十三日

三一五

織田氏ノ
辭世

勝家ノ辭
世

秀吉軍中
ニ掟ヲ出
ス
母衣ノ者

路邊ノ在
スニ放火

勝家ニ三
ノ丸ニ守
備ヲ配置
シ物構ヲ
放棄ス

秀吉ノ兵
城下ヲ燒
クトノ説

秀吉愛宕
山ニ陣ス

天正十一年四月二十三日

小谷御方

三一六

はらぬさようちぬるほせも夏の夜れ夢路をたふ郭公哉

勝家

夏れよの夢路のうあき跡乃名を雲井よあきよ山ほととぎし

如此讀替心程可想像家北莊城ニ自裁スルコトニカ、ル、本月二十二日及ビ勝ノ條ニ收ム

〔太閤記〕

六

北の庄表被寄陣事

翌日廿二日、北庄へたしよせらば、勢之次第、堀久太郎夜先とし、其次取

出々々番手乃次第に任せ打候へど、定め給ふ掟之事、

一懸退其外何事も、母衣之者、并使番次第可守其法事、

一濫妨をへうらさば事、并酒家に入はしき事、

一まむらがけをましき事、

一勝利を得こるをうらば事、

一合戦を心に備へ、夜討之用心有へき事、

右條々無相違可相守此旨者也、

と五六十通調さを給ふて、夜半以前にふせ給ふ、鶏の聲まきりたれり、堀久太郎とや立出、北庄へたし行ぬ、其次され、と如御定うち行、路邊之在々放火をしり、烟明り、とれ雲と亂をあひく、空の霧の海とあり、朝日を障より、北庄は城頓の事をせと、二三之丸乃と人数賦を沙汰し、惣構乃事の中々うらへ見ん共せ、諸卒は妻子共貴と取く賤となく便に隨ひ、南より北、北より南に俗サマヨう形勢見は目さへにほとひぬ、夫に分を子にをくれおとし、かゝは上に流率乃身と成、住なをし所、汝うちをたしにてとるを、行、心のうちを計には、應るまゝおちぬ、先手之勢、備設者、北庄之城をくる、と引卷、四方を一同に焼立しり、と、煙宇宙に満々とし、空にまらぬ雲幾重共なく、たほひつ、と、こやまご成にたり、と、かうを、し、に秀吉卿著陣し給ひ、愛宕山へ打上り、此くらやまの自然之幸也、是を便よ本城の堀きりに著、竹たを付よ、必聲とし立る、聲あら、の弓鐵炮を、ねくなるへし、と、制し給へ、何も相意得、まつ、を、反て、竹たを、或た、と、或、戸を、を、以かこ、し、る、を、良有て煙風に、ま、り、せ、東を、れ、の、四方に、寄手本城は、堀き、の、万て、附、は、を、本城より見て驚あへ、見ぬ、城中より、糸らひを、を、し、鐵炮を、以、うちを、は、に、浮、矢

天正十一年四月二十三日

三一七

名將ノ籠
城柴田權六
佐久間盛
政捕ヘラ

勝家ハ武
道ヲ專ト
シ道ヲ
ハズ

秀吉ハ才
智勝レオ
體實ス

天正十一年四月二十三日

三一八

の更になかりし也、取静めたは躰さまう名將乃籠城との見尋にたり、かゝ
は處に柴田權六、佐久間玄番允(兼下町)を生捕て、秀吉へかくと披露有けを、可然
事なりとて褒美尤厚し、去二月で、權六の當城之主、玄番允の賀州金澤之
城主たりし、扱も云涙催さ袖乃多し、見はを乃榮衰日々にかたりぬ
はとの、かゝるうれ事にこたえて、痛も有て、因果の程は思ひ煩ひぬ、秀吉卿よ
たに計う急し、山口甚兵衛尉、副田甚左衛門尉にを預らば、兩人請取宿所
へ引入、小手汝ゆるし、行水を可いらせ、帷子汝前にをけ、心あはるるごと
著し侍りぬ、○盛政及ビ權六捕ヘラル、コ
ト、五月十二日ノ條ニモ見ユ、

評曰、秀吉、勝家興亡之故を勘うへに、勝家の文道汝はとし下し、武道
をのミ聞を事とし、或政道之損益汝も不問、或依怙最肩うちなる事多く
酒宴遊興に長し、世汝みしかう思ひ取し故取、因之養子伊賀守り恨あ
り、伊州家督でてこたなく共、玄番允兄弟にも親愛あらと、何そ父子
は因ミ汝變せんや、伊賀守理の有と云共、無道にも極るへし、秀吉卿は才
智の世に勝を、殊に氣體實さしに依て、去年は春備中に至り出勢有しよ
と以來、一日片時も休息の可も取く、遊興と云事をもよそに見、自他之勞

秀吉ノ兵
政權ヲ六
盛生ノ報
城ノ中ニ

汝盡はせしにより、不期大利而大利不意に至は事多かりし取、此一勞
を能思への、高麗まで達さしか、殊は秀吉の明智を討亡し、亡君御葬禮
をも執行ひしりと、信長公へ真忠あり、公御連子并世臣親臣多しと云共、
何を秀吉卿は忠に似はも有也、天は汝いうてう救ひ給はらんや、
能思ふへし、大事に及ての天心にかゝるのされのならぬ物なり、人力のミ
汝頼むのたろり取れり、

勝家切腹之事

廿三日之午前、攻鼓おと汝止呼りて曰、昨日二十二日之夜、山中にて御子
息權六殿、并玄蕃允生捕、具して參候、痛しき御事にて有由呼りぬ、是よ
と城中ひそりて音もせむ、其後の請取し門々を防ぎ守は計にて、去り
と鐵炮もうさむ、夜に入とひせしく、殿守之上にも下ふを、むろま其外櫓々
あとも酒宴初となり、勝家盃にむろひつ、一族他家之人々汝呼並へ申
されける、あは藤吉猿くやしやうために、かく成果は事、無念之次第と
う云にも及せむ、所詮酒吞て明日のうた世の隙をあさほろ、雲と消さん
とて、文荷齋をせ、と有しりと、名酒乃樽共あまたをたならへ、種々之肴

天正十一年四月二十三日

三一九

小島若狭
守廻シ
警戒ス

織田氏三
人ノ息女
ヲシテ出
シム

天正十一年四月二十三日

三二〇

を出しつゝ、酒宴をこぼとしめられ、彌右衛門尉に申付、何之櫓々にも、酒夜
呑候へど樽肴給りしうと、何方も酒宴の聲々聞きたり、小谷乃御うさへ、勝
家はし給へり、一二酌て又返し侍り々、匠作も數盃をうさむを、文荷齋
にはし給ふ、小嶋若狭守の酒宴之半にも四方夜見廻つゝ、其ま露心よ忘
せはししうの、心を安んし、ゆほやうに酒夜を愛しける、盃もさひく、光く
りまれば、漸終り取んと、勝家小谷の御うさに被申々、御身の信長公之
御妹をせり、出はを給へ、つゝもたのしむましきと有しうの、小谷御方
をささく万を給ふて、去秋の終り、岐阜よ万いり、斯ま、尋ぬる事も前世
之宿業、今更驚へきに非、こゝ夜出去ん事思ひもよらす候、まうのあせと、
三人之息女夜を出し侍せよ、父之菩提をも問せ、又まつうらう跡夜も弔れ
んさめそかしこのさ万へり、いと安き御事取りとて、其よし姫君に申はを
給ふ、姉君、いやとよ、母上共に同じ道に行ん物をと、啼悲と給ふ夜、文荷齋を
此夜をも不聞入、御手夜引立三人を出し奉りぬ、夜半に鐘聲殿守に至り
しうと、御二所深聞に入ぬ、彼四面楚歌乃夜の夢、楚王虞氏うふうき恨も
くやと思ひ出にたり、何も櫓々へ引入まどろまんごまれの、とや郭公雲井

よをどつせ、別ををもよほし侍るに、

小谷御方

はらぬさに打ぬる程もなけり夜乃つうれ夜はるふ得と、まきり取

勝家

夏乃夜に夢ちはうなき跡の名夜雲井に上よ山郭公

文荷齋節義に當て不變者なれど、同じ道に侍らんとて、

ちたりあせやまゝしき道に友をひてのち乃よ万ても事へつうえ

ごかん詠められ、匠作きけき心もるをならせ見尋て、はらに袖をを濡さ
れける、○下略、勝家、自殺スルコトニカ
ル、本月二十四日ノ條ニ收ム、

〔賤嶽合戦記〕 秀吉公北國入事

秀吉御人數を愛宕山へ打上させたまひ、柴田ウ城を見おろしたまへり、城
中より勝家本より功有人なれど、城の留主居軍役をあらさる老若、女人あ
らてあかりけるう、そこゝと下知をして、旗指物を城中長壁あかさり、
立おきられ、秀吉御覽有、御近習の人々おのたまひ、武將のかくたしあ
むへき物あり、城中よまうごしたる者を殘るましきお、かくのこごとく城を

勝家旗
ヲ以テ
飾ル

中村文荷
齋ノ辭世

天正十一年四月二十三日

三二一

秀吉勝家
嗜感

福井ノ號
松平忠
直室ノ命
名勝家ノ室
織田氏

天下第一
番ノ生付

勝家淺井
長政ノ女
三人ヲ秀

天正十一年四月二十三日

三二二

かざる事、常の人れあるへき(6)のさとる思のをまど、かんぢさをたまひなる
と也、

勝家廿一日は北の庄へ歸、信長より拜領せし天下れ名物の道具共、廣間よ
り書院までかさり立させ置申候由、北の庄れ城の只今の福井の城れ事也、
前の三河守一伯の北れ方(高田殿)之事、(松平忠直)れ付させたまふと申き、

勝家北の方の、信長公の御妹おいち殿と申々るう、公御むせめ分は被成、江
羽小谷れ大守淺井備前守長政へ被遣々るう、長政う子五人本腹は出來、男
の公生害被成、おいち殿と女子三人の信長公の本へ送りけるよ、其後女子
三人相添、勝家は被下けれあり、天下第一番の御生付、右兩將共は色みめて
給ふと申き、

勝家廿三日に北方みむるひ、貴殿の秀吉の方へ送可申ういか、やと被
申々れと、北の方れ宣く、淺井方より送られ、かゝるうきめを見つるよ、又人
々にわらひせ給ふへきうと、泪をあらし被仰、勝家にこひうき、廿三日夜通
酒盛して、勝家手よかゝる果給ふ、

女子三人の、勝家方より富永新六郎と申侍を相付、秀吉の陣所へ送り、勝家

吉ノ許ニ
送ル

豊臣秀頼
ノ母京極
高次ノ室
徳川秀忠
ノ室

村山某ノ
最後

被申遣けるゑ、此女子三人の某う子よあらは、淺井備前守長政の愛子也、信
長公の御ためを申さの主筋あるそ、よきふいふり給へて送りたまへ
と、秀吉不斜感し給ふ、秀吉のいなく、主筋の事をまゑ、少を疎意申間敷候間、
御心やまゐれとれ返事也、此三人の女子壹人の秀吉公れ御臺とあり、秀頼
公の御袋、壹人も若狭乃京極宰相高次卿れ室あり、壹人の將軍秀忠公の御
臺、とあゝ、歴々よそたち給ふ、○上下略、秀吉、北莊城ヲ圍ムコト及ビ勝家
自殺スルコトニカ、ル、本月二十二日及ビ

〔村井重頼覺書〕

一扱北庄あゝ山と秀吉御陣御すへ被成候て、北庄城ヲ

御取まき候、後までもいつをもく、物語この柴田殿おもてへ御出、城代
こおりを候侍衆廿人計、さいごノ酒もりノ時、名のいそれ申候、名字の村
山と申仁、せきく、之子息、其比の柴田殿にて二三万石も取可申仁、五百
石取申候、番に有之候、其時柴田殿、村山今まで取立を候事、殘多候、此さう
流きさし申候由にて御さし候へ、村山、いやく、被下間敷候、何う忝可
被下候、我等加様と御さいごまでおちて不參御供申、我等ノ侍ノ道、又
の父ノ名字ノためと候とあらく、うみ申、さう流きのと不申、扱もく、

天正十一年四月二十三日

三二三

天正十一年四月二十三日

三二四

と柴田殿とつうしく候由、おまゝに御むせひ候由、しやく取申候女共二三人いけごらを出申候て、其物語申候由、後々までも殿様の不及申、年寄衆物うゝりにて候、徳山五兵衛よく存仁ノ由、是又慥物うゝりに御座候事、

秀吉盛政及比權六ヲ縛シテ示ス

〔信濃飯田堀家譜〕

左衛門督藤原秀政 志津ヶ嶽ノ戰敗レテ、勝家北庄ニ歸ル、秀吉進テ之ヲ攻ム、秀政先陣タリ、秀吉自ラ北庄ノ後山ニ上リ、秀政ヲシテ火ヲ縦チ、烟ニ乗シテ城ニ迫ラシム、或人盛政及勝家ノ義子權六ヲ縛シテ麾下ニ獻ス、秀吉之ヲ城中ニ示ス、勝家遂ニ自燒テ死ス、上略

〔參考〕

〔新撰豊臣實錄〕

九 秀吉發向越前北庄附擒佐久間盛政柴田權六部

カ、ル、上略、利家等、秀吉ニ降ルコトニ條ニ收ム、鷄鳴之比、堀秀政卒、魁兵赴北庄、諸將又各應令整行伍、悉燒路次之比、屋而進、秀吉到府中、與前田氏晤語、乞湯漬而喫之、一笑而出、圍北庄壘、勝家既雖入城、怯兵志散、羸士勢乏、營內奇正頗亂、郭外禦備尤疎、耄悼僵途、妻孥吟巷、叫喚無不痛思、秀吉陣愛宕山、今按、在北庄城、隅十町餘、縱橫焚檐、高低揚鯨波、攻之、城中以荐放矢銃防之、南兵蒙疵、致死者不可勝計、秀

秀吉ノ兵死傷スルモノ多シ

秀吉急攻ス

權六ハ府中ノ海濱ニテ捕ハルニ盛政太田ノ民家ニテ捕ハル

吉謂、天下之治敗在此舉、假令吾兵雖麤死、不得關之、勵令愈揉、競然窮寇、峻據之勢、豈得容易之、所謂兩虎相爭者耶、故薄暮歸陣、迭憩勞、今日佐久間盛政、柴田權六自柳瀬敗走、而隱于越前府中山林、權六者於府中西海濱擒之、盛政來太田、今按、在府中、西四十町許、入民家、有一婦人舂米、盛政莅、餓求食、婦曰、臣底無飯、進米否、乃請米喫之、時其夫自外歸、見盛政甚敬之、盛政曰、汝知我哉、夫曰、僕本在北庄、爲人之執鞭、故能知君、盛政曰、其然矣、然則汝導我往鯖江、今按、在越前府、中與北庄之際、我若起國、則必以汝大報之、夫曰、諾、我有耕馬、君試著僕之簞笠、假作馬郎、乘僕去、則誰能察之、盛政喜曰、汝言善、我昨今之疲勞、不可云、爨餘之暇、暫休憩、飽熟睡、此間夫遽變志、馳府中告之、群士競來、忽擒之、時人甚無不惡彼夫、諸士携兩將至北庄、秀吉大悅、克褒賞之、乃附兩將於山口、甚兵衛、副田甚左衛門、使嚴衛之、二士憐之、暫許手繩、令沐浴、而掉帷子、兩將喜共著之云々、

〔新撰豊臣實錄〕

十 勝家自殺、信孝衰滅、付誅、佐久間盛政、柴田權六并瀧川

一 益服從部

四月廿三日、南軍競進攻北庄、遂破却外郭、稍阻數十間、列陣、秀吉使人告城中曰、昨日既ニ捕柴田權六、佐久間玄蕃於當國府中之山林、吁鑷魚俎、烏之殆命

天正十一年四月二十三日

三二五

秀吉勝家
勸ム
自殺ヲ

柴田氏末
森

上村六左衛門柴田
氏及比淺
井氏ノ女
ヲ伴ヒテ
城ヲ出ヅ

天正十一年四月二十三日

三二六

誰克助之、不如勝家又蚤自殺以救士女之迷苦、城兵聞之甚踟躕、今夜勝家屬
子族及諸士設宴曰、今我爲彼藤吉猿冠者蹶踏者、天哉命哉、綿々鬱憤豈可忘、
假令我雖隔生、必成怨靈以殄彼之子孫、噫夫雖黃安萬餘年、涓子五千歲、有形
氣者一竭觀之、則千壽萬歲之丹竈、滅期其相同今日、曷足憂之、明日一快戰必
自殺、乃命文荷齋調酒肴、與末森今按、勝家姊、及小谷御方、前守長信、長妹、淺井備
昔日號於市、姬、長政、滅後、來在、岐、小、谷、御、方、三、人、之、息、女、今、按、三、女、氏、淺、井、長、政、
沒、去、年、六、月、勝、家、迎、之、入、北、庄、號、小、谷、御、方、三、人、之、息、女、今、按、三、女、氏、淺、井、長、政、
秀、吉、自、越、前、大、野、邊、迎、取、之、長、女、者、秀、吉、龍、之、生、秀、賴、以、居、山、脇、澁、
號、澁、殿、次、女、者、京、極、若、狹、守、高、次、娶、之、季、女、者、以、見、系、緒、今、略、之、 交酌酒惜死
別諸兵又得酒殺、各亂醉戲舞、勝家謂小谷御方曰、夫人宜蚤去、倚秀吉、彼苟不
忘先君今按、指、之篤恩、夫人曰、妾聞代女守節、弟不能奪志、況我恐難踏敵之穢
地、蓋婦重義、夫不得偷生、況我忘職、受人之邪養、妾常耻、昔日爲長政、不正操縵、
於溝瀆、今又爲君惜命、則奈永惹汚名於祖宗、不如與君共蚤沒、結同穴之盟、但
願助三娘、以使弔後世、勝家喜、即令文荷齋潛出三女子、使上村六左衛門今按、
著、經、帷、子、期、必、隱末森及其息女、上村曰、臣番臨節、致死輕而安、全生立功重而
死、而、登、城、云、々、難、如臣碌々、鯁生、豈堪其重而難、願請就其輕而安、荐固辭、然以勝家不許之、不
得止、暗夜携二人、滴淚出城、四カ、○下略、勝家自殺スルコトニカ
ル、本月二十四日ノ條ニ收ム、

是ヨリ先、筑前立花城主戸次道雪、鑑其子統虎及比寶滿城主高橋紹運鎮
等、同國宗像大宮司宗像氏貞卜戰ヒテ、之ヲ破ル、是日、復氏貞ヲ許斐城
ニ攻メテ、之ヲ拔ク、

〔立花近代實錄〕福嚴公 天正十一年、七十一歲

宗像氏貞
母ヲ棄テ
走ル、香春ニ

四月廿三日、攻破筑前許斐城、宗像大宮司棄母走香春城、龍德杉連十郎畏兵威
而降、

〔筑後立花家譜〕坤 鑑連

四月廿三日、鑑連、宗茂、高橋鎮種兵六千餘ヲ率ヒ、

許斐ノ城ヲ圍ミ之ヲ攻ム、城兵拒キ守ル事月餘、城孤ニシテ外援無シ、城兵
稍亡ケ去ル、城主宗像氏貞終ニ支ル事能ハス、城ヲ棄テ豐前ニ奔ル、我軍城
ニ入り、其老母ヲ擒ニシ、兵ヲ留テ城ヲ守ラセ、直チニ杉連並カ龍德城ヲ圍
ミ、攻撃ツコト甚タ急ナリ、連並防禦スルコト能ハスシテ降ル、戊ヲ置キ凱
旋ス、○立花系傳
異事ナシ、

龍德城主
杉連並降

宗茂天正十一年癸未四月、宗茂、鑑連、鎮種ト兵六千餘ヲ率ヒ、宗像氏貞カ許斐

ノ城ヲ攻テ之ヲ陷ル事ハ、鑑連傳ニ詳ナリ、

〔立花記〕八道雪公立花守城之事

天正十一年四月二十三日

三二七

筑紫廣門
吉原口ニ
出ツ

十時傳右
衛門

廣門ノ兵
ヲ逐フ

道雪紹運
宗像郡ニ
入ル
吉原口ニ
戰フ

氏貞津屋
崎ヨリ大
島ニ逃ル

薦野増時

三月十六
日吉原口
ニ戰フ

天正十一年四月二十三日

三二八

四月
同十六日ニ、筑紫又吉原口ニ討テ出、立花方ヨリ小野和泉ヲ大將トシ、二千
餘騎ニテ押カ、リ、蔣野三河カ被官ト一番ニ切テ入、向敵ヲ走リ懸リ々々
々々、切テ倒シ首ヲ取、一合戰シテ退ケレハ、僕從與一鎗傷太刀傷三ヶ所、與
七ハ二ヶ所蒙リケリ、十時攝津、佐野兵部鎗ヲ合突立レハ、敵ノ多士是ヲ見
テ、二人ヲ中ニ取込テ、我打取ント争ケリ、和泉大音上、十時討スナ、兵部討ス
ナ、ツバケ者トテ眞先ニ突テカ、レハ、十時傳右衛門、池邊龍右衛門、森下
備中ヲ先トメ、究竟ノ兵二十二騎一度ニ咄ト突テカ、ル、筑紫勢ヲ追拂ヒ、
我師ヲ治テ歸ケリ、カ、リケレハ立花方ニモ士卒多戰死シテ、佐野兵部ヲ
先トメ、傷士モ多士有シナリ、上略

〔薦野家譜〕 二 許斐乃城攻落を事

去年立花宗像不慮の弓矢を起せし後、互ニ境を争ひ、小攻合絶る事なし、
道雪、紹運相議し、宗像を退治せし、先許斐乃城を攻取んとて、天正十一年
三月初め、紹運立花表へ來り、立花村原上村ニ陣をこし、數日道雪と評定有て、同十
五日、兩將出陣せらば、道雪、統虎の勢一千五百餘人、紹運一千餘人を卒し、宗
像郡ニ働入給ふ、宗像氏貞を二千餘人よて出向ひ、吉原口と云所よて一戰

よ及ぶ、され共道雪、紹運乃智勇ニ敵し難く、宗像勢打負て、赤馬白山方々れ
城ニ引入ける、其後道雪、紹運許斐の城を取卷、數日攻給へむ、氏貞後詰もな
うり々れ、宗像民部防戰の術も盡て、夜ニ紛れ城を落て、津屋崎浦よ小
舟よのり、大嶋へを渡り々る、許斐の城より、立花より人數を籠め置き、兩將
歸陣せられ々る、此吉原口の戰ひ、薦野三河守の故障有て出、彌助、成家、
勘解由丞家へ引俱し、先驅して吉原口よて一番懸りて強戰し、敵陣をや
ぶ、勘解由丞の、宗像方吉原源内とて、剛強の兵と鎗を合せて討取ぬ、是よ
依て道雪、統虎より感書を賜る、其後大友義統より勘解由丞ニ疣鉢乃冒よ
金の鹿角打ふるを賜り々る、

前十六、於吉原口防戰之刻、増時御手之衆、寂前切懸被碎手、或分捕高名、或
手負歴々之儀候、雖不始儀候、依御貞心深重、御被官衆計被指出候而も、如
此之働無比類、御頼母敷候、必懸而可達上聞候之條、一稜可被成御感候、四
五ヶ年以來、御心懸之次第、爲道雪統虎永々不可有忘却候、仍而今度被遂
高名候、至銘々以狀申候、爲御承知候、殊僕從與七郎鎗疵刀疵二ヶ所、同僕
從與市鎗疵刀疵三ヶ所、何後深手之由候、毎々之儀候、誠感入申候、彌別而

天正十一年四月二十三日

三二九

天正十一年四月二十三日

三三〇

可被加御不便事肝要候、何様以時分賀之可申候、恐々謹言、

三月十八日

統虎 御判

道雪 御判

薦野三河守殿

前十六、吉原口防戰之砌、寂前被碎手、吉原源内被討取、御高名感悅無極候、必可達上聞候之條、御感不可有餘儀候、殊僕從新三郎被刀疵由候、感入候、何様以時分一稜賀之可申候、恐々謹言、

三月十八日

統虎 御判

道雪 御判

薦野勘解由丞殿

○道雪、許斐城ヲ拔クコト、月日未ダ詳ナラズ、マタ筑紫廣門ト戰フコト、混同セルモノアリ、姑ク立花近代實錄及ビ立花家譜ニ據リテ茲ニ掲グ、ナホコノ後、鑑連、宗像氏ノ邑ヲ侵スコト、便宜左ニ合敘ス、

〔立花記〕 八道雪公立花守城之事

米多比五郎次郎

(天正十一年)

同十二月廿二日、米多比五郎次郎ヲ先鋒トシ、道雪二千餘騎ヲ引卒シテ、宗像陽ニ打テ出、爰カシコ放火シ歸シトスル所ニ、氏貞一千餘騎ニテ跡ヲ慕ヒ追カクル、米多比五郎次郎取テカヘシ、米多比カ郎從三輪又次郎、水上小次郎鎗ヲ合、五郎次郎五百餘騎一度ニトツト切テ入、中間善九郎薄手少々負ナカラ、責詰々々切テ回ル、カ、ル所ニ、道雪ノ本陣鬨ノ聲ヲ作り押寄ル、宗像勢是ヲ見テ、叶ハシトヤ思ヒケン、城中ヘ逃入ケリ、立花師ハ許斐城下迄追詰能敵アマタ打取テ、凱歌ヲ嘯ト上、師ヲ治テ歸リケリ、上略

二十四日、丙子柴田勝家、越前北莊城ニ其室織田氏ヲ手双シ、火ヲ放チテ自殺ス、

〔小早川家文書〕

第十五號 大岡秀吉公側廂以來之御書翰

勝家辰下刻ニ自殺ス

然而柴田(勝家)北庄ヘ逃入候之間、則取卷候、數年雖相拵(要)用害候、即時本城ヘ乘入候之處ニ、天守ヘ取上、妻子以下刺斃、切腹、廿四日辰下剋相果候、上下略、卯附、小早川隆景宛、秀吉書狀、全文ハ本月二十六日ノ條ニ收ム、

〔毛利家文書〕

三

天正十一年四月二十四日

三三一

日本ノ治
在リ時ニ

勝家二百
計ヲ保ツ

七度マデ
切テ出ヅ
切腹ノ法
ヲ見ヨト
敵ニ呼ブ

妻子ヲ刺
殺シ申下
刻ニ死ス

勝家ニ息
ヲツカセ
テハ手間
入ルベシ

石藏ヲ高
ク築キ重
守ヲ九重
ニシテ切
入ラシム

一族七八
十人ヲ斃
ズ

勝家天主
ヲ焼ク

佐々成依
離反ノ生
害ストノ
風説ノ秀
前住利家
秀吉ニ依
スルニ依
賤テ勝家
敗ル

天正十一年四月二十四日

三三二

一柴田息を流らせて、手間も入可申候りと秀吉存、日本之治此時候之條、兵共を討死させ候ても、筑前不覺よて有間敷と、布つ流と思切、廿四日の寅刻に本城へ取懸、午刻に本城へ乗入、悉く首候事、

一城中に石藏を高築、天主を九重に上候之處へ、柴田貳百計よて相拘候、城中狭候之條、惣人數入こま候へり、互共道具に手負死人依在之、惣人數之中よて兵を撰出、天主中へ、うち物計よて切入せ候へり、修理も日比武篇を仕付るる武士よて條、七度まで切而出候といへとも、相禦事不叶、天守

之九重目の上へ罷上、惣人數に懸詞、修理り腹の切様見申て後學に仕候へと申付而、心もある侍の涙をこぼし、鎧の袖をふさし候に依て、東西をつろと静候へり、修理妻子共其外一類刺致、八十餘不身替者切腹、申下刻

こ相果候事、○上下略、五月十五日附、隆景宛、秀吉書狀、全文ハ五月十五日早利家文書、四月二十五日附、秀家宛、秀吉書狀、及ビ同日ノ條所收、西村文書、四月二十八日附、國司右京亮宛、秀吉書狀等ニモ見ユ、

〔遊佐落合覺書〕

指上候に付、秀吉公御返書之寫、

輝宗 遠藤山城に被仰付、秀吉公へ山城私に以使札馬を

一柴田息をつりきて、手間も可入と存、日本之治此時候間、兵共討死させ候而も、秀吉不覺有間敷と、ふつ流と思切、廿四日本城へ乗入、刃首候事、

一城中石藏を高築、天守ヲ九重揚、柴田貳百計よて取籠候、城中せとく候間、陣軍入こみ候得者、互之友道具に而手負死人依有之、兵をゑりいさし、天守内へうち物計よて切入せ候得者、七度迄雖切出候不相叶、天守九重目

に取上、修理り腹之きりやう見て手本よいさへき由申、東西ひつそとまけりまり候へと、妻子さしお返し、同名共七八十腹を切相果候事、○上月全日附、遠藤基信宛、秀吉書狀ニカ、ル、

〔兼見卿記〕

彼女共數人指殺、次天主に懸火、悉相果云々、追々注進彌治定也、○下

〔多聞院日記〕

一越州柴田生害云々、サ、藏介歸忠ニテ沙汰之、實否如何、

〔當代記〕

四月廿一日、於江北兩陣相向、柴田志津嶽ヲ攻落シ、所籠ノ人數打果、于時可企合戦之處、丹場五郎左衛門、前田又左衛門、屬秀吉、柴田備出手之間、則敗北、秀吉追之、越前へ打入、柴田居城へ押懸ラル、敗北ノ士卒未

天正十一年四月二十四日

三三三

敗兵北莊
城不入ラ

秀吉寅一
中ヨリ城
點ニ攻入
天下ノ弓
矢今日ニ
究ルニ
晋平公ノ
九層臺ニ
比シテ天
守ヲ九重
ニ上ラ

天正十一年四月二十四日

三三四

城江不取入ノ間、柴田城ニ懸火、同廿四日自害之間、越前則平均、柴田妻女不出城、燒死給、是信長ノ妹、淺井備前守後室也、此腹ニ淺井息女二人有之、乳母才覺故、無異儀、令出城給、大坂秀頼ノ御袋、并江戸將軍ノ御臺所是也、

〔秀吉事記〕 柴田退治

秀吉從寅、一點相揃、諸卒攻入城中、於乙丸夜中之合戰、伏屍者被疵者、如混沙、流血漂櫓、秀吉所惜英雄、今此時不用乎、天下弓矢今日所相究也、成諫勇懸終攻詰甲丸丸之中、以大石積上磊、其墻數仞也、比晉平公所造九層臺、天守上九重、石柱鐵扉重々、構精兵三百餘人、楯籠禦之、城內無閑地、五步一樓、十步一閣、廊下斜連、天守高聳、以多勢欲攀之、以弓鐵炮打之、以長道具貫之、懸其具足、被疵者多、故秀吉下知、而雜兵除之、選出六具、差固勇士數百人、手鎗打物許攻入、天守之内、勝家年來之武勇、今於是乎相盡處也、於異國者、吳越分兵、於本朝者、義經高館、合戰不屑、内々甲兵已切息之間、引梯取上天守、九重目詞戰云、勝家唯今切腹之條、敵中有心侍、鎮前後見物、可相傳名於九夷八蠻、由高聲名乘、近中村文荷齋、夜前小谷、御方有一首之詠歌、某亦返歌如此、相語文荷押落涙、取出筆硯書之、與添一首、

文荷

おもふごち打つれつゝも行道乃なるへやまては山ほとゝぎす

勝家妻妾
ヲ刺殺ス
勝家ノ切
腹

勝家武心感之、濕鎧袖、其外兵皆濡、小手鎖而已、其時對小谷御方對、依無墓盟懸、夫事痛哉、歎哉、是又不前世之業、因乎、打死自害者、猶武家之習也、生者必滅、會者定離、有誰免之乎、始小谷御方十二人之妾、三千餘人之女房、遂期唯今、之最後、念佛稱名之聲、裡亦淚欄干、譬綠鬢紅顏、楊柳如隨風、桃花似含露、如何邪、見人取劍、害之哉、勝家思切、取引寄引伏、一々差殺、見勝家腹之切樣、差立左手脇、引著右手背骨、返刀自心下迄、臍下套、搔出五臟六腑、呼文荷請打首、文荷廻後、首丁打落、其太刀切腹死、其外股肱之臣八十餘人、或差違、或自害、天正十一季四月二十四日、申刻、楯籠彼城、柴田一類、悉相果者也、見之聞之、有情諸侍不及云、至野人山、賤皆噎、感涙而已、○上下略、勝家北莊城ニ訣別ノ宴ヲ張ル、本月二十三日及ビ同、二十五日ノ條ニ收ム、

〔大りうさくくんきれうち〕

○越後保阪 潤治氏所藏

一玄とさ玄也りはまけかつい

ゑのぶながこうれうちよてい、ぶへんのおんえそかくれるし、ゑちせんへのぶみだご御らん入よて、御ふんこつをたぐさせられ、つるよ一

天正十一年四月二十四日

三三五

信長越前
ヲ勝家
預ク家ニ

勝家信孝
ヲ語ヒ天
上下ルヘ切テ

天主ニ火
ヲ掛ケテ
焼死ス

勝家ノ兵
少シ
德庵城中
ヲ克ク整
理スト

天正十一年四月二十四日

三三六

こくへいきんよおほせつけられ、去てよまたいこくをあつけをらせら
れ候あひさ、かさしけなくそんしよてまつる、此ときあけちこたいし、御
とふらいうせんいさむら、去らむの秀吉こうてうてきを御だいぢる
され候あひさ、うさしけなきとありめ申へきとよて候を、正ぎよあらむ
あまつさへかんへ三七殿をあひうさらひてんうへきゆて乃得り、こう
得くしつうさけ、くじ山まゆりまやうしゆとしてをらせられ候ところ
このと、かう、ちせん三ヶ國のまんしゆうゆさちせめられ候、まゐりち
秀吉公御うしろまきとしてかけむういせらむ、まづぢけよてとりあ
ひ、第一せんをどげられ、まうちと利、去とさといぐん候て、ちせん居
じやうきた乃せうよいさつてよげ入、おいうけ御とりまき候、かあひぢ
さく見たよび、一もんまゐるい三十よにんをらをきり、てんしゆもひを
うけやけまに候て、んたうおそろしき事、○太田牛一雜記大抵同ジ

〔豊鑑〕 二 袖露

越前國よ入て、頓て北庄れ城をあらむよ、戦のん兵もあうりなれと、勝家天
主よあり、火を掛自害したる、德庵と云る法師、城中能まよめ腹切らせ

説

小島若狭
守中村文
荷齋城ニ
火ヲ掛ク

勝家上村
六左衛門
柴田氏末
森殿ト其
女ト逃レ
出ヒテシム

に乃利、○上下略、毛受勝介、勝家ニ代リテ戦死スルコト、及ビ盛政捕ヘラレム、斬ラル、コトニカ、ル、本月二十一日及ビ五月十二日ノ條ニ收

〔太閤記〕 六 勝家切腹之事

○上略、勝家、北莊城ニ訣別ノ宴ヲ張ルコトニカ、ル、本月二十三日ノ條ニ收ム、小谷御方其外りまよめ、此女房さ
ち、念誦稱名之聲あそれをもよめたり、若狭守、(小島)文荷齋殿主れ下にこま草
積をき、かまての用意残る所もあくはさしをきしうと、心しつうに火を掛
半燃出候に及て、雜人原波の出し、はて勝家のおとしほし侍る五重に上り、
下のかく仕廻申候、御心しつうに沙汰し給へと申上しうと、さむら寂期の
よかり乃利、男女三十餘人おなし煙と立上りぬ、勝家之氣象つまにしも違
ふ事取く、それよに感を取し、卯月廿四日申の刻にそ終りにをば、

上村六左衛門尉裁判之事

上村經かよひられ出立にて籠城をしうと、勝家曰、扱も頼しく見えたり、去
共汝の末森殿、匠作同息女、此行衛可然やうに計ひ候へと有しうと、いやそ
れのをかくも成給ん間、いつを乃御門なり共うさめ申さむと達て望ま
うせも、是非出てう乃人々をよたに計ひ候へ、忠義よは履しと有しに依て、

天正十一年四月二十四日

三三七

竹田ニ到ル

末森殿ノ辭世

末森殿息女ノ辭世

六左衛門自殺ス

秀吉城中ヲ掃除セシム

利家先登ニ著ス

利家橋ノ口ヲ固ム

天正十一年四月二十四日

三三八

みまゝと共に出で、末森殿へ參、いはゞを給へ、一万つち候て、浮世れはるま
さま我も御覽候へと諫つゝ、あやしけなほの御物に二人乃人々をのせ万
いらを、椎谷乃たくへと心さしけるう、竹田と云里に至て思ふよ、いや〜
ふりく山に入るの、北庄之便もはを取るへし、是に一兩日滞留し、よしあし
乃事を聞てんやとせし處に、廿四日申れ刻は、北庄之殿守炎上とわほしく
て、烟事之外にそ見尋にまほ、扱の匠作御切腹よこせと、上村思ひつゝ、兩人
に向て、北庄もかく見尋給ふ間、御覺悟なされ候へと云しうと、つね〜憑
と給ひし彌陀之名號に向て、心しつうに稱名し給ひて、硯を引よせかくな
む、

今こゝに六そちあまはれ日のうを我たゝ一とたよかたしぬはる取

息女も同じ硯よて、

思ひきや竹田乃里れ草のつゆと、うへとも消ん物とは

末森殿、南無阿彌陀佛〜と唱へつゝ、首をうたせ給ふとひせしく、御く
ひの前へ落になり、息女も名號よむりゆて、母上上品上生よ導き給へ、勝家
御父子、玄番殿、文荷齋何をも同じ蓮乃うて取よむりゑとらを給へと、いと

たうやく見尋し處を、あへなくも六左衛門御首を打落したり、うくてあゝ
なる僧を五六人請し、衣装あどあゝへ、御菩提を憑と奉ると云置、草菴に
火をうた、半焼とつを見、其身も立ちうら腹十文字にう巻切て、同じ煙と立
上りたり、あこれあし事ともなり、此六左衛門の勝家同郷に生し、うまう
なとし身をまを、戰場にして度々用に叶ひ、其功かさ取りまうと、上村之
二字を免し給ふて、二千石之所我知ぬ、いとかうとしりし者なほ故、其名
今よ香し、翌日廿五日よの焦土と成し城之掃除あど被仰付たり、○下略、秀吉
介ノ遺族ニ地ヲ給スルコトニカ
ハル、本月二十一日ノ條ニ收ム、

〔川角太閤記〕

下ノ

一勝家家城北之庄に、前田又左衛門殿眞先とはあれ、
城より口とれ間こ、川一ツあり、其川の橋北之庄れ石橋と申の是あり、
淀の橋よ十間計りけゝ行短く御座候のん、橋を不渡して西北よ愛宕山
とて御座候、其山を又左衛門殿陣とり被成候處よ、御旗本之先手の御人
數とや打たゝた候、又左衛門殿下知より、川とよふ又左衛門殿手人數被
立、橋の口をい又左衛門殿心掛よ一番よ可渡とや被思ふん、先手の御人
數よも橋れ口を不渡、主れ手廻迄乃人數よてかゝめられ、其身も又愛宕

天正十一年四月二十四日

三三九

秀吉利家ノ守備中ノ家
ニ備成ラノ
ガ入ル前ニ
キコトヲ
命ズ
勝家鐵炮
ヲ放チニ火
城ヲ燒クテ

利家勝家
ハ脱出セ
シナラン
トイフ
秀吉ハ勝
家自殺
トシナラ
ンセシラ

秀吉勝家
ノ屍ヲ見
ズシテ急
ギ加賀ニ
赴ク

二日十八日
秀吉未ダ
攻メザル
ニ勝家自
殺スルノ
説

天正十一年四月二十四日

三四〇

山へ上り被待候處よ、秀吉とや愛宕山へ上る玉ふ、御意より、軍兵共腰兵糧を待ひ申せこの御意よて、御使番衆所々被指遣、又左衛門殿へ之御意よ、城持のため先よせめ可入と御意よて、御談合候半ふ、殿主より焼上り申候後よ城より出さる者申上候と、勝家逆も不叶とや被思はらん、右よ如申上、天し也へ鐵炮の薬を上させ、二重に詰おられし、御前方其外かさは、勝家も自害せられ候哉、おきあき火を入、右よ被上置し、腹を切り、其火をかきられさるよ見え、二重乃鐵炮は薬よてま候へり、天し也れ引物とも、四方八面よてまちらし、秀吉御陣取の愛宕山へ、城より十町程も御座候らん所、あいらかとおくうことよて來り候、殿主れ焼上はを御覽して、又左衛門殿、何と御さるま候哉と被仰候へり、勝家自害被仕候、又武略よても御座候哉と、此二ツと存候、秀吉被成御聞、武略の様子あいうふと御意候へ、又左衛門との、勝家てんしよあ火をかき候へり、自害さる様子見えかき、其身の一先落てもや候覽この御請あり、扱秀吉と、勝家ほどの者居城の天し也よ火を掛候事、我も人も城持程ある者、天し也一ツよても運の開かんうためてん

しゆ也、そをよ火をかくる程あらり別條候はし、但自害も必定也、又左衛門殿被仰候様よ、たごへ一さん落、山林へも入、其後尊氏あごとく、又重而義兵をよ多可申との分別成とも、この爲體よ成行候て、二年三年の内よ義兵あくる事あたましく候也、其内よ聞出、尊氏よあにまして、まこと頸よ合申さん、頸を見死骸を尋まし候らんあ申候而、五三日日柄可立り必定あり、頸死骸見候らん事不入物候、いさや直よ加賀國に押込と御意候て、彼石橋を又左衛門殿まの先よ押さり、城をゆ手に見成、加賀の國へと御馬をとやめらまは、御使番衆を被召寄、下々の者共町屋へ入て、米鹽噲二夜とまりけ用意とらせよ、馬れと以下も同前あり、其外之亂取よ心を不可入、其通下々へふまよこの御意よて、其夜あ船橋を御渡り、御陣取一夜御さへ候、○上略、秀吉、府中城ヲ取ルコトニ、されは誠に取詰て責落さんとならば、寄手之軍勢地際もなく可令付とさ、やき、御下知を待居て候處、柴田殿何と御覺悟之ありつるやらん、廿八日之午の刻はかりに城中に火懸て、御切腹有て、諸軍勢よろこんで御歸陣被成候つ

〔江州余吾庄合戦覺書〕

一カ、上略、秀吉、府中城ヲ取ルコトニ、されは誠に取

天正十一年四月二十四日

三四一

戸障子
焼草トシ
ツテ火ヲ放

攻圍ノ兵
勝家勸ム

勝家聽カ
ズ利家
和ヲ
講ゼン
トフ
ニ請フ

秀吉許可
ストノ説

天正十一年四月二十四日

る、

〔賤嶽合戦記〕 秀吉公北國入事

勝家廿三日の通夜酒宴して、曙に自害したまふか、戸障子をあつめ焼草として火を懸、死骸は灰となりみへさりける、○上下略勝家、淺井長政ノ遺子捕ヘラレテ斬ラル、コトニカ、ル、本月二十三日及ビ五月十二日ノ條ニ收ム、

〔村井重頼覺書〕

一北庄あゝ山こ、筑前守秀吉公御本陣ヲすへらせ、取まき申候人數共こ、柴田殿有あらいて候間、甲をぬき御包ひ事候へど、高々こよと包り候へ、城中々、玄ゆり殿まうくらへ、こ是又こゑ、こよと包り申候由こ候、其時利家公、秀吉公御まへへ御こし候て、柴田の信長公の之仁、殊こおとあすじにても候間、此上のあつういこ被成、五万石いつうゝにても被遣、ひんらくこ居被申候様こ御あつうい候へ、扱もたのもしき又左うか、いうやう共あつうい被申候へこ被仰候時、畏存候、忝存由にて、あゝこ山ヲ半分又左衛門尉利家公御のり下候時、とや北庄城こ火うゝり、柴田殿腹御切候よし候事、

〔日本耶蘇會年報〕〔歐文材料第三號譯文〕

一五八二年、八三年及び八四年の日本通信

一五八四年一月二日○天正十一年十一月十一日附、長崎發、ルイス・フロイスより、耶蘇會の總長に贈りし書翰の一節、

六十歳ノ
將軍

勝家部下
敗軍ヲ
告ゲ覺悟
ヲ説ク

部下皆共
死セン
コトヲ誓

既に六十歳となりしが、甚だ勇敢なる將軍にして、其全生涯を武道に委ねたる柴田は、大廣間に出で、部下の武士等に向ひて、簡單なる談話をなしていふやう、我の此城内に退きしは、我が拙劣なりしが爲めにあらず、寧ろ戦の運なり、今や我が首は敵の爲めに斬られんとし、汝等の妻女等も、我が妻も、子女及び親類一同と共に耻しめられ、柴田の家名は永久の不名譽を被らんとす、我は其事未だ來らざるに際し、日本の貴族の風習に従ひて腹を切り、我が體は敵に見られ、又發見さるゝことなからんが爲め、之を焼かんと決心せり、汝等若し赦免を得べき何等かの希望あらば、汝等が身を以て免れんことは我が望む所なりと、彼等は單に己等のみならず、妻子一人も遺すことなく、皆彼に隨ひて彼の世に至らんと答へたり、此時柴田は言葉を繼ぎていふやう、汝等の決心の速なると、汝等の意志の我が希望に一致せるとは、我が大に喜ぶ所なり、唯恨むは、汝等一同が我に對して抱く忠誠

天正十一年四月二十四日

三四三

三四二

天正十一年四月二十四日

三四四

と愛慕とに酬ゆる物を有せざることなりと、かくて多くの食物及び樂器
を持來らしめ、一同座につきて食ひ飲み彈奏し、又歌ひて大に笑ひ興する
こと、恰も凱旋祝、若しくは國王の舞踏會に於けるが如くなりき、而して各
室に乾燥したる藁多量を積み、城の門及び窓は鎖されて、一發の鐵砲も一
本の矢も、敵に向けて放たれざりしを以て、敵は武器の響なく、音樂と饗宴
の音甚しきに驚きゐたり、ついで藁の上に火藥を置き、之に火を點じたれ
ば、家は燃え初めたり、柴田は第一番に信長の姉妹なる己が妻、僅に數ヶ月
以前に彼女を娶りたり、に激しく向ひ、短刀を振ひて之を殺したり、而して
順次他の婦人及び子女を悉く刺し殺したる後、直に同じ短刀にて己が腹
を十文字に掻き切りて、此不幸なる者は斃れたり、他の諸人も先づその愛
する配遇者及び子女等を殺し、皆同一の事をなしたり、前の歌の音の代り
に、忽ち叫喚慟哭の聲、高く且つ恐ろしく聞え、爲めに火焰の騒音をも壓す
る程なりき、尙ほ各自の腹を切る代りに、二人宛互に刺し交して死するも
ありき、而して少しも失望慘忍の跡を留めざらん爲め、火焰は速に來りて、
残れる諸物と共に、この血にまみれたる恐ろしき死骸を焼き盡したり、身

分高く、辯舌さわやかなる一老女唯一人のみ、特に生き残りて城を出で、彼
女が目撃せし顛末を詳細に語りたり、かくの如くして、信長の時代に
日本にありし最も勇猛なる將軍は果てたり、○上下略、勝家、賤嶽ニ敗レテ、
北莊ニ走ルコト及ビ信孝、自
殺スルコトニカ、ル、本月二十
一日及ビ五月二日ノ條ニ收ム、

〔訂正 日本西教史〕上 第八章 (歐文材料第四號譯文)

同盟ノ中ニ、柴田ト名クル信長ノ妹婿アリ、羽柴ハ柴田ト戰ヲ開ク事此時
ナリト思ヒ、四萬ノ兵ヲ以テ、柴田夫妻、子女及ヒ一族家臣ヲ其居城ニ圍メ
リ、柴田ハ其逃ル可カラサルヲ知り、敵ノ手ニ陥ラサラン事ヲ欲シ、心ヲ決
シ、悉ク家臣ヲ集メ、之ニ告テ曰ク、吾當ニ屠腹ス可シ、汝等此城ニ火ヲ放チ、
吾カ遺骸ヲ燒キ、而シテ汝等ハ宜シク羽柴ト和ヲ講シ、以テ死ヲ免ル可シ
ト、衆臣答ヘテ曰ク、臣等決シテ主君ニ後ル、ヲ好マス、敢テ主君ノ所行ニ
倣ハント欲スト、柴田ハ其志ニ感シ、喜ンテ衆ニ謝シ、因テ大ニ筵ヲ設ケ、衆
ヲ饗シ、既ニ畢リ、柴薪ヲ室ニ積ミ、火ヲ放チ、自ラ劍ヲ手ニシ、先ツ其妻ヲ刃
シ、次ニ其子女及ヒ侍婢ヲ殺シ、家臣モ亦各之レニ倣ヒ、自ラ妻孥ヲ殺シ、火
燄ノ揚ルヲ見テ、皆共ニ自殺セリ、此時氣隠シテ火ヲ逃レ脱出スル者數人

天正十一年四月二十四日

三四五

天正十一年四月二十四日

三四六

アリテ、此景状ヲ語レリ、

〔東印度會社遣日使節見聞録〕（歐文材料第五號譯文）

藤吉郎は、やうやく三歳に過ぎざる彼の被後見者を甚だ美はしき城に入
れ、そこにてその榮譽ある身分に相應しく養育せんと注意したり、彼は己
れが皇帝の唯一の後繼者を自由にし得る事を知るや、直ちに種々の計畫
をたてたり、それに對しては何人も反對するの權利を有せざりしが、唯死
せる皇帝の義弟なる柴田殿のみは之に反對せり、藤吉郎は柴田殿の逃る
ゝ事能はざる間に、之を打破らんとて、激しき攻撃にも堪え、敵の侵入を防
ぎ得ると信せられたる彼の城を、突然に攻撃したり、柴田殿は逃るゝ事の
不可能なるを知るや、彼の隱退に隨ひて來れる友人達を集め、之に彼等が
示したる熱情を感謝したる後、その決心を告げたり、そは藤吉郎の手によ
りて殺さるゝを待たんより、むしろ自ら死せんといふなり、而して彼が息
を引取らば、かの暴君がその死體に侮辱を加ふる恐れある故、直ちに之を
焼却せんことを依頼し、次に友人達に於ては、藤吉郎と和を結び、その生命
と財産とを全うせんことを勸告したり、この言葉に、彼の忠實なる友人達

秀吉三歳
ノ幼兒ヲ
信長ノ後
繼者トス

勝家屍ニ
ヘラフ加
ヲ欲セズ

饗宴完備
ス

勝家ノ部
下ノ體等
ノ死ヲ投
ズ

秀吉城ニ
入ル

は感動し、異口同音に答へて、彼等は彼と生死を共にせんことを欲し、その
積りにて彼に隨ひ來れるものにして、彼が死するに至らば、その後に残り
て生きのびんことは欲せずといへり、この決意は柴田殿を喜ばせたり、然
れども彼は、その爲さんとする所を彼等に語らずして、宴を開きて彼等を
招きたり、その宴に於ては、口と耳とを満足せしむべきものは一も缺くる
所なき様用意せられたり、人々が饗宴のみに心を奪はれ、他に何事も期待
せざるに至れる時、彼は宴の室の中に多くの材木を運び入れしめ、同時に
それに火を放てり、次いで人々は大刀を抜きてその妻を、娘を、子供達を、而
して更に相遇へるものゝすべてを殺したり、遂にそこには招かれたる者
のみが残りしが、彼等はその殺戮せる者の死體をすべて注意して火中に
投じ、己れ達も火焰の近くにて自殺し、焔は彼等を消し去りたり、藤吉郎は
焔と煙とを見て、天が彼の城の主となるを援助せんと欲するものなりと
信じたれば、近づきて城壁を乗り越えしめたるが、何等の抵抗も受けざりき、
彼は城に入りたる時、城中の人々が、絶望の結果なしたる慘狀を見て、かく
の如き結果となりたるを少しく後悔したりしが、その野心と、全てが成功

天正十一年四月二十四日

三四七

したるを見るの喜びとは、間もなくその後悔の念を消し去りたり、
 ○勝家、信長ニ從ヒテ越前一乗谷ニ入ルコト、元年八月十八日ノ條ニ、
 大和ニ入り、奈良ノ諸政ヲ管スルコト、二年三月九日ノ條ニ、加賀ノ諸
 城ヲ拔キ、之ヲ信長ニ報ズルコト、八年十一月十二日ノ條ニ、秀吉等ト
 清洲ニ會シテ、信長ノ繼嗣ヲ定メ、遺領ヲ處分スルコト、十年六月二十
 七日ノ條ニ、堀秀政ニ書ヲ與ヘテ、秀吉ガ清洲ノ誓約ニ違背セルヲ責
 ムルコト、同年十月六日ノ條ニ、信孝、一益等ト秀吉ヲ除カント謀リ、姑
 ク之ト和スルコト、同年十一月二日ノ條ニ、家康ニ物ヲ贈リ、好ヲ通ズ
 ルコト、同年十二月十一日ノ條ニ、毛利輝元ニ出兵ヲ促スコト、本年二
 月十三日及ビ三月四日ノ條ニ、兵ヲ率キテ北近江ニ入ルコト、同年三
 月三日ノ條ニ、秀吉ト賤嶽ニ戰ヒ、敗レテ北莊城ニ還ルコト、本月二十
 一日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔新撰豐臣實錄〕十 勝家自殺信孝衰滅 付 誅佐久間盛政、柴田權六 并 瀧川
 一益服從部

北莊城天

勝家自ラ
出デ、戰

勝家享年
六十二歲

勝家存ス
ハレバ秀吉
事ヲ成

果廿四日爽味、大軍圍城攻之、勝家高築石藏於城中、揚五重殿主今按秀吉與
揚九層殿主云々、蓋外 挖精兵二百餘而籠秀吉謂、城中甚狹、不可用多勢、乃除
五重、内九層耶、訝矣、 雜卒撰勇士數百人、使各持其熟器以攻之、北軍開闔突出、移時縱橫死戰、勝家
 又提手鎗自馳驅勵左右、幾衝擊今按秀吉與人書曰、勝家七出自戰云々、 然以城兵頗死傷、勝家究
 志登城大呼曰、勝家力竭、今既自裁、孺子等見俗之、惣軍靜鳴瞻仰、乃刺其妻、
 了而後、腹十文字切伏刃上、時六十二歲、若狹守、文荷齋等放火於城、匪悉燒亡、
 殘兵八十餘人、共切腹、忽作一片之雲、上村六左衛門携末森母子至、椎谷北竹
 田里、顧北庄、則隆炎滿天、上村諭說曰、勝家生害、決然、豈期幾之後榮哉、且不知
 命則却受其耻、男女一致耳、末森諾捧首、上村忍害母子、招浮屠、擇二人之衣服、
 克使弔其跡、遂燒其草庵、上村又自殺、煙中、世咸无不感之、○上下略、勝家、北莊
ルコト及ビ秀吉、毛受勝介ノ遺族ニ地ヲ與フルコト
ニカ、ル、本月二十三日及ビ同日ノ條ニ收ム、

〔續本朝通鑑〕

正親町天皇二十一年

四月丙子

勝家從士二百人、防大軍三戰

而勢盡、勝家登天守五層、大言曰、豈圖鬼柴田爲猿冠者困於此、自殺時至、秀吉
 令諸軍止戰、促勝家死、城外將士皆勝家舊識也、故有憐之垂淚者、秀吉亦謂、彼
 窮困如此、爲尋常敵則不忍殺之乎、然彼存則我事不成、故不見其首、則不能措

勝家享年五十七歳

秀吉北莊城ヲ圍ミテ急攻セズトノ説
二十八日自説

天正十一年四月二十四日

三五〇

也、況其彼非苟生仕我者哉、既而勝家飲酒、授盃於其妻告別曰、細君信長妹也、出城而可也、秀吉亦不害之、妻曰、妾昔忍耻出小谷、今豈可再辱哉、既決必死、良人勿再言之、三娘子猶幼也、若免死爲故長政修追福、是妾願也、言未畢、中村文荷齋挹三娘子出於城外、秀吉收養之、長女後嫁若狹參議高次中夫人也、秀頼於母也、季女者乃是崇源院大夫人也、是勝家入寢時、杜鵑啼過、妻託言于此而賦倭歌、以哀之、勝家和之、文荷齋亦和之、既而文荷齋、小島氏等告勝家曰、時既至矣、勝家自殺、十五歲其妻亦伏刃、文荷齋放火、男女八十餘人皆死、城樓焦土、

勝家近士上村氏受旨出城、保護勝家妹、聞其自盡、勸妹伏刃、其身自殺、

〔可觀小説〕

一〇中略 明弘廿二日の早朝、府中の城へ御取かけ有て、北の庄へ御發向有之、則城を御取巻、(此略)されも嚴敷も御攻おく、時日を送らる、誠も取

つめて攻落んとあらひ、寄手の勢際限おく可被討とさ、やき、御下知を待居候處、柴田殿何と御覺悟有やらん、廿八日午刻、火を掛けて、御切腹ありて、諸軍勢悦て御歸陣被成つる、右余吾庄合戦の様、始終大方見聞申體、あら、如此御座候、併若輩の族、今、以之外老體と罷成、忘却の體萬事失念、前後相違可有御座候、猶其時の様子、委細御存知之衆世上、可

有御座候條、御尋被成、重而御聞置可被成候也、

〔北畠物語〕

七 勝家自害の事

(四月)同廿四日、勝家、小谷の御方を害し、終、其身を自殺す、生年五十八歳あり、抑勝家の眼剛みしてゐる所をあざむき、耳臆よして聞く事を恐る、秀吉の眼臆よしてゐる所を恐る、耳剛よして聞く事をあざむく、爰をもつて柴田つまよ、秀吉をあざむく事法よ過さり、羽柴おをいきごをり、時節を待て亡さんと、心よお死て年月を送り給ひしう、終、羽柴家武運つよきゆへ、柴田滅亡しきり、

〔祖父物語〕

一名朝一〇中略、勝家、賤嶽ニ敗ル、コトニ柴田北ノ庄ニコモラレケレハ、太閤僧ヲ使トシテ、イニシヘノ傍輩ナリ、一命ヲ助ヘシ、高野山

ノ麓へ退タマへ、領知三萬石扶持センヨシ仰ツカハサル、是ハスカシテ置テ、御料人ヲトラントノハカリコト成ヘシト、其沙汰人口ニマチノナリ、柴田返事ニ、其方ヲトリマキタリトモ助ヘシ、城ニ火ヲカケ、天守ニテ、腹キルヘシ、自害ノ様手本ニセヨ、三十餘年タクハヘヲキタル鐵炮ノ藥ニ火ヲツケナハ、ヨセテアマタ損スヘシ、殺テモ詮ナシ、寄手皆退セ、城

天正十一年四月二十四日

三五二

勝家享年五十八歳

勝家毎ニ秀吉ヲ侮ル

秀吉勝家ニ降服ヲ勸ムトノ説

秀吉勝家ノ室織田氏ヲ奪ハントスハ風説ス

天正十一年四月二十四日

三五二

相伴衆等
相家ニ殉
ズ

筒井順慶
勝家ニ降
服ヲ勸ム
ト

秀吉勝久
和泉カ
伊賀カ
國ヲ與ヘ
ト
ノニ順慶
ト約ス

ニ火ヲカケ、殿主ノ戸扉アケサセ、文荷、徳アミト云モノ兩人シテ、共ニ夫
婦ヲカイシヤクシ、首ヲ戸板ニノセ、日比柴田カ側ヲハナレヌ濟家ノ長
老アリ、二ノ首ニムカヒ引導シテ、同シク長老モ文荷、徳アミモ自害シタ
リケル、常ニ相伴衆十二人アリ、其内町人ナトモアリシ、汝ハ供シテ詮ナ
シ、財物ヲ取り退候ヘト、再三柴田申サレケレ、日頃御相伴仕リ、今更何
トテ退可申ト皆々自害シケルトナリ、○下略、惟住長秀、佐久間盛政ヲ捕
五月十二日
ノ條ニ收ム、

〔増補筒井家記〕

坤

勝家北庄城ニ歸リ、落集人數五千餘人、度々突出、敵大

勢雖討取、遂力盡、生害セントテ、天守ニ上リケル、然ニ筒井順慶ハ、柴田家ニ
舊交ノヨシミ深ケレハ、雙談嶋左近友之、松倉右近勝重ヲ城内ニ遣シ、中村
文荷齋、太田徳庵ニ逢テ云セケルハ、柴田家運命今日ニ究ヌト見ヘタリ、然
ハ城ヲ渡シ、上京有テ剃髮可有モノカ、玄蕃頭盛政諸士ノ命ニ代リ切腹ア
ルヘキカ、權六郎勝久ニハ、於上方筋和泉カ伊賀カ一國ハ可宛行ト、秀吉ノ
内情我堅ク約セリ、其意ニ從レハ、重テ誓紙ヲ可差越ト云々、兩人得其意、城
内ニ入、天守ニ上リ、匠作ニ順慶ノ使ノ趣ヲ通シケレハ、勝家アサ笑テ返答

ナシ、兩人強テ諫曰、此儀可然、子孫ノ相續ヲ思召ハ、順慶ノ實情ニ可任玉ト
云々、於茲匠作、順慶ノ使ニ可逢トテ、從天守下ラレケレハ、兩人尙松倉ヲ請
シ、本丸ノ大廣間ニヲヒテ、匠作兩使ニ云ヘラク、順慶累代ノ好ミヲ不忘、今
度ノ芳情死テモ不可忘、汝等モ可察、我ハ是織田家累世ノ重臣タリ、及今期
命ヲ惜ミ、新參ノ猿面冠者ノ秀吉カ麾下トナラハ、先祖ヲ汚シ子孫ヲ可耻、
只イサキヨク今夜ノ中ニ自殺シテ、順慶ノ恩ヲ泉下ニ報シ、秀吉カ終リヲ
未來ニ可見、且玄蕃權六囚ニ就キ、何ノ助命ヲ望ンヤ、兩使歸リテ此返答ヲ
順慶ヘ傳ヘ、重テ來ル事ナカルヘシトテ、盃酒ヲ與ヘ、金子五十兩宛賜テ返
シ出サレケル、島松倉泪ヲ押ヘツ、立歸ル、順慶父子ニ申ケレハ、順慶父子
益々感涙ニタヘカ子、兩使ニ越智、箸尾ヲ加ヘ、兩度迄城内ヘ通シケレ、匠
作ノ命ナリトテ、城戸ヲ鎖シテ入サリケレハ、使空ク歸リ、順慶モ不及力思
ハレケリ、四月廿四日、柴田勝家生害セリ、中村文荷齋介錯ノ自殺ス、同妻室
信長（妹脱カ）公、初淺井長政、室小谷御方、自害シ玉フ、太田徳庵介錯シテ切腹ス、見之、
ト號石、碑京（案）源院ノ内ニアリ、柴田彌左衛門、兒島若狹守、松平甚兵衛、中村與左衛門、溝口半左衛門等ヲ始
メ殉死シ、一時ノ煙ト成テ失ニケリ、○上下略、毛受勝介戰死ノコト及ビ秀
吉、順慶ニ河内ノ地ヲ加増スルコトニ

天正十一年四月二十四日

三五三

天正十一年四月二十四日

三五四

カ、ル、本月二十一日及
ビ八月一日ノ條ニ收ム、

〔老人雑話〕

一 大閤の柴田勝家を征する時、城は火手上るを見て、其儘越

秀吉ハ神速無比

中より赴き、佐々陸奥守を征す、勝家か首を見されども、左様の事をも何とも思われず、神速無比の人あり、

〔志津ヶ嶽合戦小菅九兵衛私記〕

三〇碩田叢史 一勝家越前より引取時、毛受

と定て早討死すべし、筑前とすとやき者なれど、追付慕ひ來るべしといふ、案のおとく金の瓢箪かするよ見ゆると申は、勝家城へ入、心静は自害、

此時勝家の家來法師武者裁判よかりしと云、

〔郡主馬宗保傳記〕

宗保家傳云、天正十一年四月、自笑覺書云、四月廿四日、秀吉公越前ノ

郡宗保

柴田勝家ヲ打玉フ、宗保供奉シ勇戦ス、秀吉公ノ御稱美ニ預カル、

○以下勝家及び其一族家臣ノコト等ニカ、ル、

〔寛永諸家系圖傳〕

八十 柴田

勝家ノ一族

勝家 權六、修理亮、生國、尾州、愛智郡、

某 權六、勝家ノ子、

勝正 三左衛門、生國、同前、勝家が養子、

勝家ノ略歴

勝豊 伊賀守、勝家ノ子、

勝重 三左衛門、越前、

勝家 織田信長より佐のへ、度々合戦に勳功あり、信長、佐々木承禎をうち、

淺井、朝倉をせめて、近江越前等攻たいらげらるゝれど、勝家をこぼさ

さぐひて、忠功をとげますより、北國のをきてとして、越前國を領し

て、北の庄に城を居す、天正十年六月、明智光秀逆心より、信長弑せらば

ゝのよしをきひて、明智を退治せしめ上洛をといへども、そやく秀吉播

州より上洛ありて、光秀誅せられて後、勝家を京著せ、其後秀吉と參會し、

相とありて、信長の孫をとりさつ、養ひて、越前へ歸る、同十

一年、豊臣秀吉と勝家不和となりて、柳瀬におゐて防戦をといへども、勝

家終ようちまけ敗北す、秀吉のけり、をみて北に庄をかこむ、勝家

切腹す、○寛政重修諸家譜、柴田勝家、譜、四月二十一日、

勝正 ○下略、勝正一日ノ略歴ニカ、ル、

勝豊 其後勝家と不和あり、秀吉よまゝさぐひ病死す、○勝豊死スルコト、

ニ見

天正十一年四月二十四日

三五五

同勝重

勝家ノ弟

末森方ハ
勝家ノ女
ナリトノ
説

盛政裏切
ストノ説

天正十一年四月二十四日

勝重

○下略勝重ノ略歴ニカ、ル、
本月二十一日ノ略歴ニ收ム、ル、

〔柴田勝家始末記〕柴田勝家公略譜

勝家公

清和源氏之末裔、斯波一族、柴田土佐守男、織田信長卿臣、下四天王之
内、修理亮、初權六、本國越後、從五位下、北之方、於市殿、或小谷之方、實信

某

長卿御妹、初淺井備前守長政爲室、妾佐野女
方、實佐野源左衛門常世之末葉、佐野六郎女
紀州天野郡根來
寺住僧、粉川法印
佐久間玄蕃三左衛門尉久勝政、同監物、義宣ノ源母

女

勝子
勝豐
或勝令、伊賀守、初權六、實家不詳、
室末森之方、或於蝶殿、
末森之方、或於蝶殿、勝豐娶ス、
母、佐野之方、
六之助、母同、
作次郎、母同、
母同、

某

某

某

國丸

日母末森之方、或於蝶殿、天正十一年二月三
日卒、號法岸顯性禪定門、葬光山西光寺、
勝家
○上略、信長、越前ヲ勝家ニ同曆十一月癸未年、志津嶽合戰及敗軍、養息
與フルコト等ニカ、ル、

勝家

勝豐之居城近江長濱之城、雖蒐入、勝豐及甥佐久間玄蕃允成政、羽柴筑
前守秀吉方、江裏切ヲナシ、四月廿二日虜ルニツキ、秀吉尙更責寄ルノ故、

勝家ノ法

柴田六之

同作次郎

北之方及寵臣中村文荷齋或德庵遺命之時、○中略勝家辭世ニカ、ル、前揭秀吉事記及ヒ太閤記ニ同
シ、斯詠セラレ、申ノ下刻於矢倉自害、摧鬼院殿前越州太守從五位下、號台
岳還道大居士、壽六十二、葬光山西光寺

某六之

勝家公就自害、寵臣中村文荷齋之息、越前丹生郡幸若領知西田中

邑九郎方、江退去シ、成長之上、幸若大夫某方之遊客ニ成ト雖モ、勝家公落
城之無念ヲ晴サンカタメ、志津嶽合戰之圍ミヲ逃出シ、從弟佐久間久右
衛門尉安次、同源六郎實政ト牒シ合、叔父紀州天野郡根來寺之粉川法印
方、江慕ヒ行、俱ニ旗ヲ靡シ、羽柴筑前守秀吉ト及對戰之處、運拙クテ粉川
法印討死スルノ故、終ニ不得勝利敗北ス、

某作次郎

四歲之時、勝家公就自害、乳母澤中間傳内ト云者之守護ニアツカ
リ、越中城ケ端ト云處、江退去シ、成長之上有故而攝州大坂、江引移リテ、柴
田作次郎ト號スルノ孫、柴田法眼德翁是ナリ、慶長十九甲寅年正月五日

不祿、號樂峯淨安居士、行年三十五

某 二歲之時、舍兄作次郎ト俱ニ退去シ、成長之上有故而武州江戸、江引移

リ、御旗本ニ列シ、柴田某ト號ス、

天正十一年四月二十四日